

目 次

○第1号（6月9日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	3
村長提出議案の概要説明	3
日程第 4 一般質問について	5
◇柳岡利精君	6
◇宮崎法文君	2 1
◇中島由美子君	3 2
◇波多野佐和子君	5 0
◇須田仁美君	6 4
散 会	7 8

○第2号（6月10日）

議事日程 第2号	7 9
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	8 0
欠席議員	8 0
説明のため出席した者	8 0
事務局職員出席者	8 0
開 議	8 1
日程第 1 一般質問について	8 1
◇清水健一君	8 1
◇新井佐智子君	9 1

◇浅見 隆君	102
日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）	117
日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）	122
日程第 4 承認第 3 号 専決処分について（令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））	127
日程第 5 議案第 5 1 号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	129
日程第 6 議案第 5 2 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	131
日程第 7 議案第 5 3 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	133
日程第 8 議案第 5 4 号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	137
日程第 9 議案第 5 5 号 令和 8 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号）	140
日程第 10 議案第 5 6 号 令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	143
日程第 11 議案第 5 7 号 令和 8 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）	144
日程第 12 議案第 5 8 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）	147
散 会	148

○第 3 号（6 月 1 8 日）

議事日程 第 3 号	149
本日の会議に付した事件	150
出席議員	151
欠席議員	151
説明のため出席した者	151
事務局職員出席者	151
開 議	152
日程第 1 議案第 5 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	152
日程第 2 議案第 6 0 号 固定資産評価員の選任について	153
日程第 3 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員	

	長報告)	1 5 4
日程第 4	議案第 5 1 号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 5 5
日程第 5	議案第 5 2 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 5 6
日程第 6	議案第 5 3 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 5 6
日程第 7	議案第 5 4 号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 5 7
日程第 8	委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告)	1 5 8
日程第 9	議案第 5 5 号 令和 8 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号)	1 5 9
日程第 10	議案第 5 6 号 令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号)	1 6 0
日程第 11	議案第 5 7 号 令和 8 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号)	1 6 0
日程第 12	議案第 5 8 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号)	1 6 1
日程第 13	報告第 2 号 令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について.....	1 6 2
日程第 14	報告第 3 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について.....	1 6 7
日程第 15	報告第 4 号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償)	1 7 0
日程第 16	報告第 5 号 法人の経営状況について.....	1 7 6
日程第 17	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	1 8 0
日程第 18	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 8 0
日程第 19	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 8 0
日程第 20	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 8 1
日程第 21	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について.....	1 8 1
閉 会		1 8 2

令和 8 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

6 月 9 日 (火)

令和 8 年第 2 回榛東村議会定例会会議録第 1 号

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

1 番	新 井 佐智子 君	3 番	柳 岡 利 精 君
4 番	宮 崎 法 文 君	5 番	浅 見 隆 君
6 番	須 田 仁 美 君	7 番	三 俣 実 君
8 番	波多野 佐和子 君	9 番	中 島 由美子 君
10 番	生 方 勇 二 君	11 番	善養寺 孝 君
12 番	清 水 健 一 君		

欠席議員（１名）

2 番	一 倉 靖 子 君
-----	-----------

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	富 澤 光 彦 君
住民生活課長	関 口 健 一 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	岡 部 貴 一 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	狩 野 宏 記 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	綿 貫 充 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	早 川 弘 行	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。一倉議員から欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番新井佐智子議員、3番柳岡利精議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日6月9日から6月18日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、配付いたしました書面、諸般の報告のとおりでございます。

これをもって諸般の報告といたします。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（善養寺 孝君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和8年第2回榛東村議会定例会開会されましたこと

に心から感謝を申し上げます。

議長から発言の許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由の説明を申し上げます。

さて、暦の上では夏を迎え、村内でも田植え後の緑が鮮やかさを増す季節となりました。

村民の皆様から付託により村政をお預かりさせていただき3年が経過をいたしました。この3年間、皆様がもっと暮らしやすい榛東村を実感していただけるよう村政運営に全力を傾注し、赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしい村づくりをモットーに、様々な取組を進めてまいりました。

令和8年度も、令和8年第1回榛東村議会定例会でご可決いただいた今年度予算を活用し、新たにスタートした第7次榛東村総合計画に掲げる村づくりのキャッチフレーズ「enjoy SHINTO～暮らしも遊びも仕事も～」の実現に向け、村民の皆様の暮らしに役立つ施策を実施してまいります。

去る6月5日には、しんとぴあ多目的ホールを会場に、群馬県未来構想フォーラムが開催されました。議員の皆様にもご参加いただきありがとうございました。

山本知事の発言にもございましたが、群馬県と榛東村が目指す未来像が、お互いわくわくするような場所にしたいといった同じような感覚だと思いましたが、そういった発言をいただきました。県と村が一体となって地域の将来を考える大変有意義な機会であったと感じております。

近年、様々な要因の影響によりまして、野生鳥獣行動範囲が広がっております。熊の出没報道が連日のように報道されております。本村におきましても、本年5月以降、熊らしき動物の出没情報を既に2件確認しており、しんとう安全・安心メールや村のLINEを通じて村民の皆様へ周知をさせていただいております。現在、警察などの関係機関と連携し、情報の速やかな周知と警戒強化に努めているところであります。

幸い、現時点では人的被害には至っておりませんが、住民の皆様の安全確保を最優先事項として対応してまいります。

議員の皆様におかれましても、地域の情報提供、そして住民の方々への注意喚起等、何かありましたら村のほうへ連絡をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出させていただきますのは、榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定のほか、令和8年度一般会計補正予算など議案9件、承認3件、報告4件でございます。

その概要を説明申し上げます。

議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例は、関連する法令の改正によるものです。

議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、所要の改正を行うものです。

議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、長岡集会所を地元の利用者の要望に基づき、旧児童館に移転するため議会にお諮りするものでございます。

議案第54号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、長岡

集会所の移転に伴う施設設置の名称変更と、旧中央公民館に設置されている半固定局の設置施設の位置、名称の変更などに伴うものです。

議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）は、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費の補正を行うものです。4月の組織体制の強化と適材適所への異動並びに旧児童館を集会所として利用するため施設の改修に伴うもの等でございます。

議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動等に伴う職員給与費の補正を行うものでございます。

議案第59号は、固定資産評価審査委員会委員のうち1名の委員の任期が本年6月30日で満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、10議案について慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案のほか、承認事項は、榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の3件を専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

また、報告事項は4件です。

令和7年度榛東村繰越明許費繰越計算書について、令和7年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について、専決処分について及び法人の経営状況については、4件それぞれ関係法令の定めるところにより報告するものでございます。

なお、法人の経営状況につきましては、榛東村土地開発公社の令和7年度決算、令和8年度予算、事業計画等を報告するものでございます。

会期につきましては、本日から6月18日までとただいま決定されました。本日から10日間、どうぞよろしくお願いをいたします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

今定例会には8名の議員から一般質問の通告がなされております。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は、届出順といたします。

質問は、答弁を含めて質問者1人につき50分以内の一問一答式により行います。時間内に通告の内容を終了できるように進めてください。持ち時間の残り時間が1分になったときにベルを鳴らします。残り時間がなくなったときにもう一度ベルを鳴らしますので、その質問者の一般質問は終了となります。

ここで、資料配付がありますので、暫時休憩します。

午前9時41分休憩

午前9時42分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位1番、柳岡利精議員の一般質問を許可いたします。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君登壇〕

○3番（柳岡利精君） 皆様、おはようございます。議席番号3番柳岡利精です。

傍聴の皆様、本日は議場まで足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。ただし、皆様のお手元には配付資料という形で、通告後に私の手元に入った情報という形で配らせていただいておりますので、今回通告の内容とちょっとかぶるところの情報になると思いますので、そこはすみません、執行部の方もご理解いただければと思います。

本日は、大きく6つの項目について、村の考え方と今後の対応をお伺いいたします。限られた時間の中で6つの項目ということで数多くなっていますが、最後まで質問させていただきたいと思いますので、執行部の皆様においてもできる限り端的で明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

では1つ目、住民サービスについて、前々回一般質問においても、しんとぴあの運用について取り上げさせていただきました。その後、しんとぴあの運用に関して、住民からどのような声が具体的に何件寄せられているか、また、その中で対応できているもの、対応できていないものはそれぞれどのような状況かを、生涯学習課長にお伺いいたします。

引き続き議席で質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） それでは、お答えをさせていただきます。

昨年12月20日の開館以降、様々なご意見やご要望に対して対応してきております。具体的な件数ということでございましたが、職員が直接ご意見などを伺ったものもございまして、全て記録をしているものではございませんので、対応してきたもの等一部についてお答えをさせていただきます。

まず、対応してきたものとしましては、しごと学習スペース内でございますけれども、消しゴムクリーナー、それから荷物置きを設置をしてきております。また、みんなのこども部屋におきましては、ベビーベッドの設置、それからトランプやオセロなどのおもちゃの貸出しを開始いたしました。また、展示コーナーになりますが、村の伝統芸能、こちらは獅子頭や伝統芸能の衣装などの展示を年明けから2月中旬まで実施をしてございます。

皆さんのご意見からということで、しごと学習スペースとみんなのこども部屋の受付方法につきましても改善を図ってまいりました。また、以前中島議員からもご質問がございました多目的ホールや大会議室、中会議室等に接する倉庫扉の段差解消対策について講じてきております。

対応できていないものというご質問でございましたが、極力対応してきているところがございます。お問合せいただく中で、周辺道路の整備等について、時期はいつかとかそういったお問合せをいただくことがあります。それにつきましては、その都度皆様に説明をしてきているところであります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3 番。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） 私もしんとぴあの利用者として日々使わせていただいているんですが、対応等々、いろいろと目で見える形で対応していただいているというふうに感じております。ただ、村としてそういう履歴を残す、履歴を公開するという観点から、村民に対して情報をオープンにするという観点も必要かと思います。ですので、対応履歴の管理、そしてそれらの情報をこれからどのように公開していくか、そのような工夫をどういうふうにしていくかということを、引き続き生涯学習課長にお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほども申し上げましたが、村民の住民の皆様から寄せられた意見や要望につきましては、所属内で共有をしながら対応をしております。

また、しごと学習スペース、みんなのこども部屋につきましては、受付時にお渡しするカードにある二次元コードからアンケートに回答をいただくと、生涯学習課にメールが届くようになっておりますので、こちらも職員全員で確認をするようにしております。

また、3 月の中旬からにはなりますが、しんとぴあ並びに南部コミュニティセンターにアンケートボックス、ご意見箱を設置いたしました。いただいた意見や対応履歴を公開はしておりませんが、回答が必要な要望や意見については、メールによる回答や、また、施設内での掲示といった方法で対応してきております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3 番。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） そのような形で対応していただいて、住民にも分かりやすいというふうにする声も聞かれてはきておりますが、やはり同じような質問が何度も何度も重複することも多々あると思いますので、そこは情報公開をしっかりと引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目、新県道雛子北野線こちらのほうの交通安全につきまして伺います。

渋川高崎バイパスの雛子交差点から役場の方向に、西に向けて延びている新しい県道については、来年の3月、こちらのほうで開通するというふうに伺っています。それに向けて工事が進められておりますが、開通後、交通安全に関して住民から不安が多々聞かれてきております。

新県道における信号機、横断歩道、通学路、交通安全に係る環境整備について、特に道路による生活圏が分断される8区ですとか10区、こちらの住民の不安を解消するためには、村として住民の要望や意見をどのように把握し、県及び管轄の警察署とか等にどのように協議しながら進めていくか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、ご質問の中にございましたように、現在進められている工事におきましては、令和8年度末に開通を予定しております。現在も複数箇所です工事が実施されておりますが、道路の整備計画時より土木事務所また関係機関と調整協議を進めてまいりました。

この中で、既設の県道の交差点や村道とのすり付け等、工事が進捗する中で見えてきた問題などにつきましても、その都度土木事務所と調整を行っております。

ご質問の信号機や横断歩道の設置につきましても、計画時より調整をしてきた経緯がございます。また、交差点の協議や信号、横断歩道等の設置につきましても、警察協議も行われ、道路の規格等が決まりそれに基づき調整をしてまいったところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 県とか警察とかとの連携というお話の情報の共有ということに関しては、今お話があったとおりなんですが、住民の方の不安というのが私のほうにも聞こえてきています。やっぱり、住民にとって先が見えない状況というのは、これほど不安なことはないので、できる限り村が、役場がしっかりと県と警察と住民の間の仲を取り持って、見えないところをしっかりと可視化しながら進めていただければと思います。

先日も、群馬用水を横断する工事において、土木事務所が掲示した図面が、実際施工されようとしているものと違っていたということも土木事務所から聞いております。昔の設計した図面がそのまま掲示されていたと、実際は違ったというところもありますので、その旨について、やはり住民の方から本当にこうでいいのという話が聞かれてきておりました。

ですので、しっかりとこの住民の意見を反映できる余地がある段階で、情報の共有と意見聴取を行うことが、私も含めて、地元の方も含めて重要だと思っていますので、そのように協議をする場を進

めていただけるようなお考えはありますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますが、まず、県道の整備につきましては、本村が実施しているものではございませんので、主体となります土木事務所が主体で動くものと考えております。なお、今回実施されている工事におきましては、南新井第3工期の際にも工事対象となる地区の地元の住民の方を中心に説明会等を開催してきたということをお伺いしております。

また、現在進められている第4工期につきましても同様に、道づくり会議等を実施し地元の地区の皆様に出席いただき意見をいただいているといったところをお伺いしております。

また、工事に係る相談、協議につきましても、土木事務所におかれましても真摯に対応しているということをお伺いしており、本村建設課等にご相談いただいた際にも状況については土木事務所と共有してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ぜひ引き続き、住民の方と各関係部署との橋渡しというところでもぜひ担っていただければありがたいと思います。

そして3つ目、既存の県道渋川高崎安中線、こちらの通告書のほうでは渋川安中線と書いてありますが、正式には高崎安中線という形ですかね、ということになっているようです。そちらの交通安全と渋滞について伺います。

県道渋川高崎安中線は、村内の主要道路であり生活道路であるということとともに、多くの児童生徒が利用する道路でもあります。地域にとっては単なる通過道路ではなく、日常生活を支える重要な道路です。しかし、朝夕の時間帯は、子どもたちの歩行や自転車の通学に対して、歩道が少し狭い箇所があったり、擦れ違いによる事故がいつ起きてもおかしくない状況が見受けられます。

また、八ノ海道や新井、山子田の信号の付近では渋滞が多々多く見られます。児童生徒の横断時、待機場所が狭いことによる危険性について、いつ事故が起きるのかと心配なさっている住民の方々もいらしております。

県道渋川高崎安中線において、歩道、自転車利用者、自動車等の運転車の安全確保に向けて、村としてどのような課題認識を持ち、どのような対策を講じているのか、渋滞の改善計画も含めて、引き続き建設課長にお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 県道高崎安中渋川線の関連事業等でございますが、道路幅員が狭い部分

もあることから、特に朝の通学時間帯と通勤時間が重なった場合の時間帯での交通量が多く、歩行者自転車の安全通行が課題となっていることがございます。

また、歩道の狭いところという点でございますが、こちらにつきましては、広馬場交差点、山子田交差点いずれも県道同士の交差点ではありますが、それぞれの信号機の周辺では歩道の改修等が行われてきております。

今後も、県道管理者である土木事務所と本線における歩道並びに交差点の渋滞緩和等については、協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、本村も県に働きかけた結果、群馬県土整備プラン2025に、県道高崎安中渋川線、こちら山子田工区となりますが、歩道整備の計画課が記載され計画を進められる見込みとなっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3 番。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） その工区に関しては、先日の群馬未来構想フォーラムにおいて、南村長からいろいろとお話がありましたので、ぜひ確実に進めていただけるように、よろしくお願いいたします。

4 つ目は、村や村民が求める議会の議決責任について伺います。

前回の令和 8 年第 1 回定例会では、第 7 次榛東村総合計画基本構想及び都市計画マスタープランが可決されました。そして、その策定過程における住民参加のワークショップや住民アンケート、また、審議会、私達議会それぞれに求められる役割、責任の在り方について、村すなわち執行部側はどのように求めているのか、考えているのか、住民の方からも確認してほしいという意見を多数いただいておりますので、伺いしたいと思います。

私の認識では、住民は村に対して、こうやってほしい、こうしてほしいという意見や要望を出して、現状や課題を示す役割を担っていると考えます。言い換えれば、むらづくりの方向性を検討するためのいわゆる要件定義の材料を出す役割だと考えます。

審議会においては、執行部が住民からの意見や要望を踏まえて計画案を作成する過程において、村民、有識者、関係者等の意見を取り入れ、案の妥当性を高める役割を担うものと考えます。あくまでも審議会は諮問機関であると認識しています。

一方、私達議会においては、議員も含め榛東村議会基本条例第 6 条にあるとおり、村長が提案する重要な政策の意思決定において、政策形成過程を論点として審議する役割を担っていると考えます。具体的には、政策形成までの経緯、政策効果、他自治体の類似政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置などを確認する責任があると考えています。

都市計画マスタープランや予算についても総合計画との整合性が担保されるべきものであり、議会はその観点から審議し、議決責任を負うものだとして認識しております。この認識について、執行部とし

てのお考えを、結論を先に端的にお答えいただければと思います。

総務企画課長にお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど柳岡議員のほうからご質問ありました。回答させていただきます。

総合計画の基本構想につきましては、かつて地方自治法により市区町村に対しましてその策定が義務づけられておりましたが、地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年8月1日に施行されまして、基本構想の策定を義務付けておりました規定が廃止され、議決事項ではなくなりました。

総合計画の審議会につきましては、榛東村総合計画審議会条例に基づき設置され、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画及び総合戦略に関する事項について調査審議いたします。

議会につきましては、榛東村議会基本条例に基づき、総合計画の基本構想について、議会の議決すべき事件といたしまして、ご審議をいただくものでございます。

また、住民につきましては、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントなどで多様な意見、ニーズ、課題、提言などを頂戴しました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 私の質問に対しては、どうなんですかね、答えられているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど柳岡議員さんがおっしゃったその部分というのを具体的に教えていただけますでしょうか。

反問権ということでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権につきましては、これを許可いたします。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 先ほど述べたとおり、もう一度言えればいいですかね。今、繰り返して言えばよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 私のほうで、先ほど行政がどのような形で考えているのかというこ

とにしまして答弁をさせていただきました。そのところで、今おっしゃっている柳岡議員さんとのその違い、求めている答えというところのそういう部分、そこについて教えていただければと思っています。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） では、相違はないということよろしいでしょうか。

〔発言する声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今の質問は、こちらのほうで訂正いたします。では、こちらのほうは相違がないということで理解いたしました。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 柳岡議員さんのほうから相違がないということでございましたので、先ほど執行側の回答といたしますと、答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） では、続きまして5つ目は、榛東村における高度医療について伺います。

榛東村の住民に緊急に高度医療を受ける必要が発生した場合、村民はどのような流れでその医療につながることになるのか、緊急搬送、医療機関との連携、必要に応じたドクターヘリの活用を含め、村として把握している仕組みをお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） ちょっとすみません、先ほど反問権使ってちょっと時間止めてあったので、すみません、再開しますと言い忘れたので。

暫時休憩します。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開します。答弁を再開いたします。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 先ほどの村や村民が求める議決責任についてというところで、先ほど総務企画課長から第7次総合計画について答弁させていただき、そのご質問の中に、都市計画マスタープラン策定過程というところがございますので、こちらの部分につきまして、建設課所管事務をつ

かさどっておりますので、答弁させていただきます。

都市計画マスタープランの策定過程につきましては、令和8年第1回定例会でもご説明を申し上げたところでございますが、住民の方へは、住民参加のワークショップ、住民説明会、パブリックコメントの実施のほか、策定過程においては、検討委員会及び都市計画審議会に、委員として住民の方にも参加していただき、審議をいただきました。

また、都市計画審議会にあつては、議会より議長、常任委員会委員長にもご出席をいただいております。

住民参加のワークショップでは、地域の課題やあるべき姿を共有するまちづくりの主役、計画への意見、策定プロセスへの参加を通じ、まちの未来に当事者としての意識を持ってもらう責任がございます。

策定委員会では、学識経験者や村内の各種団体の方、専門的知見や住民意向を反映した計画の原案を作成する中で、中立的かつ客観的視点から総合性の取れた計画案の策定にご協力をいただいていたところでございます。

都市計画審議会では、村長の諮問に基づき策定委員会で検討された原案を専門的な知見を介し、行政の政治性を排除し、計画の妥当性や将来性を検証いただき答申をいただきました。

これらの主体におけるそれぞれのプロセスを経て令和8年3月の議会へ上程を行っております。

マスタープランは、20年後の将来像を示し、土地利用などの考え方や方針を示すとともに、方針実現に向けた方策などを整理策定しております。

具体的な施策については、それぞれの関係法令等を遵守、併せて、実現に向けて住民、行政、事業者が連携して取り組んでいくことが求められております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 都市計画マスタープランのご説明ありがとうございました。が、ちょっと2点ほど引っかかる点がございまして、1点は、やはり審議会を通して固めたものは執行部側で作成したものであるというところで間違いないでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） マスタープランを策定する経過でございますが、先ほどもご説明させていただきましたように、審議会に諮問をさせていただき段階で、その前段として策定委員会、こちらが主にベースとなるマスタープランの内容を検討いただいた組織となります。

また、策定委員会へ案の基となります資料等の整理につきましては、ワークショップということで職員を主体で行っております。

また、住民の参加によるワークショップ、住民説明会、パブリックコメント、こういった行政だけではない意見を反映したものを策定委員会にお示しをさせていただき整理し、策定委員会で取りまとめたものを審議会に諮問という形で上げさせていただいておりますので、行政主体というところでは、全てが行政でつくったようなものではないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3 番。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） 流れからして、やはり策定という形でものをつくり上げた、それに対して議会に持ち込んで、それがいろいろな観点、政策の効果だとか、先ほど言われたのは、どちらかというところまでの過程が正しいかどうかですよね。ですからほかの自治体と類似のものに対する比較検討ですとか、財政の措置に対する審議ですとかというのは、やはり議会、議場で議員が含めてやっていくということを認識しました。

あともう一つ、腑に落ちなかったのは、第7次総合計画のパブリックコメント、こちらのほうはいっつ実施されたんですか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら第7次総合計画のパブリックコメントにつきましては、こちら年明けというところでございまして、詳細な月につきましては、また報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（善養寺 孝君） 3 番。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） 私、第7次総合計画のパブリックコメントをやりたいという住民の方がいらしたので、常にホームページのパブリックコメントの募集のところを見ておりました。いつもそれが載ってこない、パブリックコメントの結果のところを見ると、第6次総合計画のパブリックコメントがいまだに残っている。都市計画マスタープランは、しっかりとその辺の情報開示がされているのに、総合計画はされていない。

あと、委員会のほうでも、予算審査特別委員会の中でも、8年度の予算の中に、たしか総務企画課長がおっしゃった内容は、8年度においても審議委員の予算を確保する必要がありますと、その金額が入っていると。その理由は、パブリックコメントの内容を検討していただく予算ですという話を伺ったと思うんですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど柳岡議員のおっしゃった令和8年度予算につきましては、こ

ちらパブリックコメントではなくて、総合計画を策定し、その住民の方のアンケートを集約してという形で答弁をさせていただいております。

また、パブリックコメントのほうは、先ほど来申し上げましたが、公表をして募集はしておりますので、その募集した月等につきましては、報告をさせていただきたいと思います。

令和8年度予算につきましては、村づくりの、こちらの継続して村づくりのアンケート調査というもの令和8年度以降にも実施するということで、予算化をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） パブリックコメントの実施した状況を含めてご連絡いただけるということで、楽しみにお待ちしております。

続きまして、5つ目、榛東村における高度医療について伺います。

榛東村の住民に緊急かつ高度医療を受ける必要が生じた場合、村はどのような流れでその医療につながるようになるのか、必要に応じてドクターヘリ等の活用も含めて、村としてどのように把握して、仕組みを考えていらっしゃるのか、担当課長にお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 地域医療体制の整備につきましては、当課健康保険課所管になりますので、ご答弁させていただきます。

議員のおっしゃっております高度医療の必要につきましては、医師でないと判断ができませんが、村民の皆様が緊急に医療を必要とする事態が発生した場合につきましては、119番通報により救急要請をしていただくことになります。その後の対応につきましては、村の一般事務ではないためお答えできる立場にございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 高度医療につながる1つの方法として、やはりドクターヘリというものが、渋川広域消防本部、先ほど言われた村の事務ではないという話であった場合、119から消防本部が必要というふうな判断してドクターヘリを要請されることがあります。

ドクターヘリの目的は、早期に治療開始と迅速な搬送を可能とすることです。医師を現地に派遣し、患者に一刻も早く治療を開始するとともに、必要な処置が可能な医療機関への迅速な搬送というものをとするものと理解しています。

そこで、お配りした配付資料にもあるんですが、令和3年から、実際通告では令和5年から7年の

間の3年間において、ドクターヘリを活用した榛東村村内のランディングポイント、これは離着陸地点という形になりますけれども、それぞれの件数というものを通告で求めましたが、配付した資料で、通告後いろいろと調べたところ情報が出てきましたので皆さんに配付したところです。

このデータに相違はないかご確認させてください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどお話ございましたドクターヘリの運用自体に関しましては、村が処理する一般事務ではないためお答えできる立場にはございませんが、先ほど柳岡議員のほうからご質問あったように、直近3年間、令和5年度から7年度のドクターヘリの利用状況、こちらにつきましては、渋川広域消防本部に伺ったところ、こちらの柳岡議員さんのほうでお出ししていた資料、令和5年度、相馬原飛行場1件、そして令和6年度、新井緑地公園2件、令和7年度のドクターヘリの実績はゼロでございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） では、そのドクターヘリが離着するランデブーポイント、こちらを指定するのは、村という認識なんですが、それは間違いないですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらは、渋川広域消防本部のほうへ村のほうでランディングポイントのほうの登録等の申請をしております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 令和3年の2月に新井緑地公園が指定されているというふうに認識しております。そこから状況を見てみて、過去5年間の情報が皆様のお手元のグラフになっていると思うんですが、計、榛東村では10件ドクターヘリが利用されています。そのうちの8件、約80%がこの新井緑地公園です。この新井緑地公園が令和8年1月1日に取り消されて使えなくなっているという状況で

すが、これ指定を外した理由はなんですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えいたします。

新井緑地公園につきましては、堀之内道路改良舗装工事により通行止め、全面通行止め等が見込まれるため、令和8年1月に離着陸場から除外をさせていただいております。道路と遊具の工事が終了した際には、離着陸場として再度登録の申請をしたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今のような情報というのは、私たちのほうでは開示されてはきていないので、できればそういう情報も含めて、もう1月1日からドクターヘリが使えないという状況だと住民の方も心配いたしますので、ぜひ情報の公開もお願いいたします。工事が終わりましたら、そのドクターヘリの離着陸地点としての指定というのをぜひ進めていただければと思いますが、今回の状況について、情報が行き届かなかった理由というのを教えてもらえますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどこちら答弁させていただいたように、ドクターヘリの運用に関しましては、村が処理する事務ではございませんので、情報が行き届くということに関しましては、こちらは申請をさせていただいている状況でございます。

なお、榛東村のドクターヘリの場外の離着陸場につきましては、令和8年4月時点ではございますが、村内8か所、村営キャンプ場、総合グラウンド、広馬場公園、相馬原飛行場、中学校グラウンド、南小学校、北小学校、防災広場が指定されてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 榛東村の複数の場所がランデブーポイントという形で指定されていますが、優先的には、砂ぼこりが立たないですとか、特にグラウンドですと凍結防止用の砂を使っている、これは水を散布してもやはり砂ぼこりが立ってしまうという状況で、優先度が下がってしまう可能性があるというふうにも伺っています。

また、周りにビニールハウス等、人工芝等あると、それをロータリーに巻き込んでしまうという状況もリスクとしてありますので、その辺は優先度を考慮した形で、今後もし増やすようであればご検討いただければと思います。

最後に、6つ目、村長の実績について伺います。

村長が就任されてから3年がたちました。この3年間の実績について、公約である教育分野については、前回、私1年前にもお話ししましたが、ICT利活用の地域格差を解消し、学力向上への取組を推進と掲げておられました。この公約について、現状どのような取組を行い、どのような成果が出ているか、また、課題はまだ残っているのであれば、それは何か。教育以外の成果については、引き続き他の議員の一般質問の中にも用意されておると聞いておりますので、教育分野の公約の実績について村長に伺いたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ご質問ありがとうございます。

まず、教育行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の自主性と独立性が尊重されるべきであると認識をしているところであります。村長として教育の政治的中立性を守りつつ、現場の専門的な判断を尊重した上で、それを支える環境整備に重点を置きまして、予算やハード面を支援する立場を貫いてきたところであります。

私のほうとしましては、教育に関係するということで、始業式や終業式の日給食の提供を令和5年度から始めました。そして、学校給食の無償化につきましては、令和6年度から小中学校で無償化を実現しております。そして、今年度からは、物価高騰分の給食費の値上がり分の助成ということで、幼稚園や保育所にも一部補助を開始しているところであります。

防災中枢機能施設として、公民館と学校給食センター、こちらの計画は私の就任前から進んでいた事業でありますけれども、そちらの整備ということで3年間かけて建設工事等行い完成させ、今スタートをしているところであります。

そういった中で、新しい給食センターでは、米飯が給食センターで、今までは外に頼んでいたわけですが、給食センターの中でお米を炊いて、そのお米を子どもたちに提供できると。そして、榛東産のお米も食べさせたいということで、榛東産のお米も農家の方にご協力をいただいています。まだ1年間通しては難しいんですけれども、限られた期間、村のお米を子どもたちに食べられるようにということで取り組んでいるところであります。

そして、本年9月からは、今度アレルギーの対応食の提供が始まります。昨年、新たな給食センターがスタートしてからも、アレルギーの対応食をどのように提供していくかも、学校や関係機関と連携しながら給食センターのほうで調整をして進めてきており、予定で本年9月から提供を開始する予定であります。

その他、教育の分野に関しましては、担当課長のほうに詳細を答えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（善養寺 孝君） 綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） よろしくお願ひいたします。

これまで取り組んできた主な内容についてお答えいたします。

I C Tの利活用につきましては、現在、児童生徒のタブレット端末の更新が、令和7年9月に完了し、新しいタブレットを用いて半年が経過しております。機種変更がございましたが、各学校において問題なく活用できています。

あわせて、校内のW i - F i環境につきましては、以前から本村は、強靱化されていることで、児童生徒のタブレット端末がスムーズに起動しております。

学校と家庭との連絡につきましても、保護者から学校への欠席連絡や学校から家庭への通知や学級だよりの配信など電子化を積極的に進めてきました。

また、教職員が使用する校務支援システムにつきましても、今年度より群馬県が進めている共通校務支援システムの運用を開始いたしました。さらに、令和6年度より特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しましてI C T支援員を配置し、教員がI C T機器を効果的に授業等で活用できるよう技術的なサポートや授業支援など各学校でのI C T活用の支援に力を発揮しております。

加えて、令和6年度より榛東村デジタルパークを開催し、児童生徒にプログラミング等を体験する事業も展開しております。今年度につきましては、年間26回実施を予定しており、小中学生を対象に、スクラッチ、3Dモデリング、デジタルアート等を用いた学習支援を実施しております。そのうち2回は、夏休み期間中、ドローンを用いた特別講座を実施する予定でございます。

また、新しい図書システムを導入し、村内の小中学校図書室及び南部コミュニティセンター図書室の蔵書を一括して検索、予約できるようになり図書室をより身近に楽しんでいただけるようになります。

学力向上につきましては、児童生徒の教育を充実するため、各学校に授業改革推進アドバイザーを招聘し、子どもたちが主体的に学ぶための授業の在り方について検証を深めたり、村教育研究所の中で研究員を指定し、特定の教科指導について研究を深めたりするなど、文部科学省が現行学習指導要領の柱としている主体的、対話的で深い学びの充実に向けての研修を進めてまいりました。

村立幼稚園につきましては、その在り方について検討を重ね、令和7年度に北幼稚園、南幼稚園を一園化し、しんとう幼稚園の設立となりました。

また、小学校への円滑な接続を図るために実施している幼こ保小連携協議会では、専門家を講師として招聘し研修を深めたり、幼こ保小連携協議会で研修を深めたり、小学校入学後、児童が円滑に学校へ適応できるよう、スタートカリキュラムの内容を充実を進めたりしてきました。その取組を、今年度、県教育委員会が主催する小学校と幼児教育をつなぐスタートカリキュラム研究協議会において、先進的实践事例として発表することとなっております。

不登校、別室登校への支援につきましては、校内教育支援センターを全小中学校に設置し、児童生

徒が安心して学習や活動に取り組めるようにしました。校内教育支援センターは、学校に行けるが教室に入れないときや、少し気持ちを落ち着かせリラックスしたいときに利用することができる場所でもあります。その中心的な立場となる校内教育支援センターコーディネーターにつきましては、経験豊かな校長経験者を全校に配置しました。

いじめ対策につきましては、いじめ防止子ども会議を開催し、児童生徒がいじめについて考えて協議する機会を設けたり、各学校で児童生徒主体によるいじめ防止活動が行われたりしています。

また、令和7年度よりスクールロイヤーを導入しました。スクールロイヤーは子どもの最善の利益の観点から学校に継続的に助言する弁護士であり、児童生徒の教育上の配慮や、管理職、スクールカウンセラー等学校関係者との連携など、学校の諸事情に精通し迅速な初期対応と継続な支援を行う専門人材と位置づけられております。学校側に法的側面から助言指導を行い、トラブルの防止や解決に努めております。

部活動につきましては、将来にわたって生徒が継続的に、スポーツ、文化、芸術活動に親しむ機会を確保、充実するため、部活動指導員の確保や部活動の地域展開を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 多岐にわたっていろいろとご説明ありがとうございます。ただ、今回のご質問についてはICT利活用におけるということが前提でお話しをしております。いろいろなことを取り組まれているとは思いますが、ICT利活用において、学力向上へどういうふうに取り組まれたかを知りたいんですが、1点ちょっと、3年、4年前ですか、スタディサプリというもののアプリケーションが使われていたと思うんですが、こちらのほうは、私的には公平な学習環境の整備というふうな認識ですごく喜んでいたんですが、そこはどのような状況ですか。

これで、多分時間切れになると思いますので、いろいろと教育関係について前に進めていただくこと、私すごくウエルカムで、皆様の後押しをしたいと思っておりますので、今後の南村長が強く教育にも力を入れていただきながら、環境を整備していただきながら、皆さんとともにこの教育が榛東で学んでよかったと言ってもらえるところを置いてもらいながらやっていただければと思いますが、最後に、先ほどお話ししたICTの利活用、これをどのように学力向上につなげて取り組んでいたかということをご答弁いただいて最後にしたいと思います。

議席3番柳岡の一般質問は、多分これで終わりだと思いますので、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） ICTの活用につきましては、以前も申し上げているとおり、ICT

Tは勉強を進めるためのツールの一部でございます。ICTを効果的に授業に活用できるよう、授業がある意味効率的に進めるように、これからも研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位1番、柳岡利精議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時55分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、宮崎法文議員の一般質問を許可いたします。

4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君登壇〕

○4番（宮崎法文君） ご苦労さまでございます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項で、防衛省その他の省庁からの助成金、交付金の歳入歳出の説明を求めるということで、趣旨については、自衛隊の施設に関する助成金の交付金、歳入は令和6年度から令和8年度、それから歳出についても令和6年度から令和8年度について総務企画課長のほうから説明をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後については、自席でまた質問をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 一問一答だから1番だけ言ってもらえば。3つまとめてじゃなくて1個ずつ。3つ言ったから。

〔4番 宮崎法文君登壇〕

○4番（宮崎法文君） 歳入歳出の説明をしていただければということで、今私は話したんですけれども。どうでしょうか。

もし細かく言うのであれば、例えば、趣旨としては、特定防衛施設の周辺整備交付金とそれから国有提供施設と所在市町村の助成金交付金、それから国有資産と所在地市町村の交付金、これを説明していただきたいと思うんですけれども。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、宮崎議員のほうに反問権のほうを使用させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権については、これを許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 今、先ほど宮崎議員にご質問いただきました歳入歳出の金額につきましては、令和6年度と7年度につきましては、決算ベース、令和8年度につきましては、予算ベースでの回答としてよろしいでしょうか、確認をさせてください。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） それで結構です。

○議長（善養寺 孝君） 一倉課長、それでよろしいでしょうか。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 答弁を再開してください。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えさせていただきます。

こちら予算書、決算書をご覧いただければお分かりになると思いますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金の令和6年度から令和8年度の歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入歳出でございますが、令和6年度につきましては、1億8万8,000円、令和7年度、1億3,010万2,000円、令和8年度につきましては、予算額ですが9,000万円となります。ちなみに、令和5年度は9,443万4,000円ございました。

続きまして、歳出事業費ベースでございます。

令和6年度、1億1,353万4,000円、令和7年度、1億6,277万4,000円、令和8年度は予算額ですが、9,722万円となります。ちなみに、令和5年度は9,443万4,000円、こちら令和5年度のほうにつきましては、歳入額のほうを申し上げさせていただいております。

なお、歳出のほうになりますが、先ほど金額のほうご説明させていただきましたが、こちら対象事業費ベース分でございます。

初めに、令和6年度の内訳のほうを説明させていただきたいと思います。

令和6年度基金積立分2,450万円、そして道路改良舗装分といたしまして8,016万8,000円でございます。こちら、道路改良舗装分の内訳といたしますと、第6号計画道路橋梁設計業務委託2,271万5,000円、そして、上野幹線舗装調査業務委託495万円、堀之内5号線本工事2,445万3,000円、主要村道補修修繕工事柳沢水出線1,389万3,000円、主要村道舗装補修工事宮室下前線1,415万7,000円、また、ICT支援委託分といたしまして171万6,000円、そして、社会福祉施設分といたしまして、ふれあい館浴場のシャワー配管修繕工事715万円の合計が1億1,353万4,000円ございました。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時2分休憩

午前11時6分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほど宮崎議員の質問に対しまして私のほうが一部勘違いをしております、歳入に対してのどのような歳出事業費を充てたかということで答弁のほう修正させていただきたいと思います。

令和6年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちら歳入になります、基金積立分といたしまして、歳出事業の2,450万、基金積立分でございます。また、道路改良舗装工事分といたしまして、6,773万8,000円、そして、ICT支援委託分といたしまして135万円、社会福祉施設分といたしまして650万円ということで、合計1億8万8,000円の歳入等がございました。

また、令和7年度につきましては、1億3,010万2,000円の歳入がありましたが、こちらの事業につきましては、基金積立分といたしまして5,900万円、コミュニティー施設分といたしまして1,000万円、社会福祉施設分といたしまして300万円、道路改良舗装工事分といたしまして5,810万2,000円の合計1億3,010万2,000円でございます。

また、令和8年度につきましては、予算ベースでございます。先ほど申し上げさせていただいた予算ベースでの歳入9,000万円ということでございまして、こちらの内訳といたしますと、基金の積立分に1,400万円、村道改良舗装工事分といたしまして6,500万円、児童遊具分といたしまして500万円、ALT配置分といたしまして600万円の計9,000万円を予定してございます。

また、先ほど宮崎議員のほうからご質問ありました国有提供施設等所在市町村助成交付金の令和6年度から令和8年度の決算額または予算額等についてご説明を申し上げます。

令和6年度決算額につきましては7,072万6,000円、令和7年度決算額につきましては、7,054万3,000円、令和8年度予算額7,100万円となっております。

また、続いての質問にありました国有資産等所在市町村交付金の令和6年度から令和8年度の決算額または予算額についてご説明申し上げます。

令和6年度決算額1,303万9,300円、令和7年度決算額1,286万1,100円、令和8年度予算額、こちらが1,282万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今、歳入と歳出のお話はよく分かりましたんでそれでいいと思いますが、特

にこの国有提供施設等所在市町村助成金というのは、どういう意味合いでこの助成金が出るか、あと国有資産等所在市町村交付金というのは、どういう定義で……

○議長（善養寺 孝君） ですから、一問一答で。

〔４番 宮崎法文君発言〕

○４番（宮崎法文君） いいです、初めのやつで、それで分かれば。国有提供施設等所在市町村助成金というのは、どういう意味合いでこういう交付金が交付されますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 宮崎議員の質問に対してお答えいたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金の目的、資産対象、使用用途でございます。

米軍や自衛隊の施設が、市町村の区域内に広大な面積を占め、かつこれらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本とし、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に基づき、所在市町村に毎年度交付されるものでございます。

国が米軍に使用させている固定資産、土地、建物及び工作物や、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産が対象資産となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ４番。

〔４番 宮崎法文君発言〕

○４番（宮崎法文君） よく分かりましたので、ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の質問に移らせてもらってよろしいでしょうか。

次の質問は、令和８年度、今回事業計画というか、私らのもとに配られた令和８年度予算案の重点事業の概要としてちょっと私も認識しているんですが、その中で村長に質問させていただくんですが、令和８年度の目玉事業は、村民に対して理解してもらえる事業を目指しているかということで、ちょっと抽象的な質問なんですが、もしできれば、目玉と言っているんで２つ答えてもらえればありがたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 宮崎議員の質問について、ちょっと内容の確認をしたいので反問の許可をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権については、これを許可いたします。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 目玉という言葉はほとんどというか我々使っていないんですが、目玉

というの、どの事業のことを宮崎議員が言っているのかちょっと教えていただけると。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） これは、令和8年の広報のやつを写しで持ってきたんですけども、これでいいです。これを参考にしながらちょっと話をさせてもらおうと思うんですけども。

こっちの我々に出てきた予算案の重点事業の概要とすれば、普通私たちが一般にこういうものを見たときに、例えば、大きく書いてある文字については、これは村長とか執行がこういうことを重点的にやりたいんですよという認識で見ますよねということ。

例えば、この中にあるのは、まず地域生活に住むというところで、これは決まっちゃったことなのでこれでそのまま進めてもらっていいんですけども、例えば、ここは大きく新井緑地公園ふわふわドーム設置というので金額が書いてありますよね、これ一番大きく書いてある。それから、働く、遊ぶで、認定農業者経営改善補助金の充実とも大きく書いてあるし、それから、新規就農者への経済支援というのもこれに書いてありますよね、買物券についても9月まで使える状態になっているのでそれはそれでいいと思うんですけども、後はここに書いてある、今度は、環境、見守りで防災行政無線基本計画というのが大きく書いてあるんですけども、こういう普通の人は、そういう認識で取られると思うんですけども、そういう中で、一番村長がこの事業については一押しで進めたいんだというのがあれば答えていただきたいなと、こういう意味です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長、それでよろしいですか。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 答弁を再開してください。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） まず、この議会のほうで説明をさせていただいているこの概要なんですけれども、これが令和6年度の当初予算からこういったものを担当のほうに分かりやすく説明できるようにということで作成をさせていただいて、それまではこういったものが、実は、主な主要事業というので事業名ではあったんですけども、こういう詳細的なのは、令和6年度の当初予算から策定を本当に頑張って担当がしてくれています。

それぞれの分野で特に新規事業等に関しましては、村民の方にも早めに周知をということで、広報にも新規事業の、先ほど見ていただいたページの後のほうには、新規事業の内容等も載せさせていただいて、なるべく分かりやすくを心がけてはいるところであります。

どれも本当に非常に大事な予算でして、私としては、本当に議会のほうでご可決いただいた当初予算をしっかりと進めていきたいということで、これだけとかというのではなく、本当に全部が大切な予算なので、しっかりと執行して様々な事業を進めていきたいという気持ちであります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） 今、村長のほうから細かく説明をしていただいたので、それはそれでいいと思いますが、特にこの令和8年度の重点事業の中で、自分が非常に危惧、危惧でもないな、ちょっと心配している部分があるとすれば、地域生活に住むということで、この新しい事業で新井緑地公園にふわふわドームを設置すると、これはなんでそういうふうに住民が思っているかといったら、柳岡議員も先ほどいろいろな話をした中で、やっぱり住民説明がきちんとなされているのか、なされていないかというのが一番ポイントだと思うんですけども、そういうことがちゃんとできているのであればこれはこれで、住民がそうだな、そういうことができて楽しいよねという話であれば、まさに e n j o y S H I N T O でいいと思うんですけども、その辺をもう少し村長もっと表へ出て、住民の前に出て説明しろとは言わないけれども、そういう方向性をやったほうが、より村民の方も分かりやすいんじゃないかなというのは認識としてありました。

それとあと、上水道の計画的な管路更新という事業があるんですけども、これについてはもうそういう旧態依然とした古いものについては、私も水処理もやっている事業者なんで分かるんですけども、そこはもうどんどん進めてもらっていいと思います。ただ、その事業について、金額は金額なんで、その辺はやっぱり入札その他で透明性のあるやり方をやっていただければ、村民も納得するだろうし、また地元の関係者、地元の事業者、そういう人たちが、よりこの仕事に従事するような方向性で考えてもらえればありがたいかなということで、もしこれ答弁してもらえるのであれば、総務企画課長お願いします。村長でいい。じゃ、村長。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ありがとうございます。

新井緑地公園のふわふわドーム設置に関しましては、本当に皆さんに慎重審議をいただきました。担当課のほうでも地元の自治会長等にも相談しながら、どういった形で地域の皆さんにお知らせするかというのも相談しながらさせていただいていますし、先ほど堀之内5号線の工事の話がありましたけれども、それも通行止め等の規定があるんで、それと併せての回覧板等の周知も考えているということで、今のところ聞いているところであります。

そして、上水道の計画的な管路更新もそうなんですけれども、聞かれれば私もその場でお答えさせていただいたり、村民の方に話かけられれば話をするんですけども、席をつくって話すというのは正直今のところない状況ではありますけれども、聞かれたらお話しをさせていただいて、例えば、ふわふわドームもずっと膨らんでいるわけではなくて、時間を設定して午前中の何時に膨らんで、夕方にはまたしぼんでとか、そういう、ずっと常に夜までふわふわドームを使えるというわけではないと

いう説明だとか、そういったことは聞かれればお答えをさせていただいています。それはもちろん担当のほうもさせていただいているんですけども、必要があれば聞いていただければ、こちら説明を尽くしたいと思っていますので、そういう方がいらっしゃったらぜひ役場のほうにも連絡いただければと思います。

上水道の入札の関係は担当の課長のほうでさせていただきますが、いつも議会のほうで答弁させていただいているように、公平公正な入札で行って今までどおりいきますので、その辺はしっかりと取り組んでまいります。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 上水道の管路の布設替えの工事の関係については、40年で60億、60億で済むか、この物価高ですから分かりませんが、今年度事業につきまして大きな工事が数本あります。そのことを前提として、できるだけ地元業者に仕事を取っていただきたいということを大前提として、公平公正で進むように、今、業者選定委員会のほうでもいろいろ工夫しながら入札の手続のほう進めているところでございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） ありがとうございます。そういう答弁であればそれでいいと思うんですが、まだちょっと時間が、私ありますので、最後の質問に移る前に、今までの流れ等で私が話してきた中で、自分自身が持つ反省している部分というのはいっぱいあって、それはどういうことかという、やっぱりさっき柳岡議員もちょっと話をされていましたけれども、議会の活動の原則が、自分がちゃんと勉強していないんじゃないのということで、もう一回勉強とかさせてもらった中で、やっぱり議員は村民の代表であり村民の皆さんと執行との最後の質問に入ってくるんですけども、乖離があるというような質問を私はさせてもらおうと思ったんですけども。

その乖離を生ずる原因というのは何かと言ったら、やっぱり今村長のほうからも答弁があったように、きちっとその住民に対して説明責任を負っているか負っていないかというのはものすごく大事なことだと思うんで、そこをやっぱりしっかりやるのが大事だし、それからその中で、やっぱり今、副村長からも話がありましたように、上水道のことにしても、我々が公平性を保ってなおかつ透明性を確保し、村民に信頼された議会を目指していくことが、また執行と議会との両輪を回す意味では、一番大事なことだなと私は思うんで、そこを1年間やらせてもらって非常に深く自分が感じているところです。

それで、これはさっき村長もちょっと休憩時間にお話しをさせていただいたんですが、10月に議員有志で、5月23日か、有志議員で村民の皆さんと意見交換の会を設けていろいろ質問を受けたり、我々が今までやってきたこととかの話をしたり、また質問を受けたりしていろいろあった中で、結論

から言うと、やっぱり話し合い、時間を取っていただいて、今村長がちょっと話をしていましたけれども、個人的に話をしたとしても、例えば、この最後の質問に入るんですけども、e n j o y S H I N T Oの中で村民と村長のその考え方に乖離があるんじゃないかと質問させてもらったんですけども、その辺も含めてなぜ乖離があるかと言ったら、結局は話し合いが足りない、私個人でも、例えば、村長に対する提言というか、村長こうにしてくださいよ、こうにしたらどうなんですかというしっかりした質問というか要望というか、そういうものが言える、やっぱり根拠のある、そういうことができれば、もっともっと前へ、議会も村民に対して理解してもらえるんじゃないかなというのをこの前質問会で感じました。

今回、その乖離があるという問題については、今まで質問をさせた中で、結論が出ている話なんで、これ以上質問したとしてもあまり意味がないんで、この最後のほうはよします。よしますというか、意味がないんで。

○議長（善養寺 孝君） 聞いたほうがいいですよ。通告してあるから聞いたほうがいいと思いますよ。

〔４番 宮崎法文君発言〕

○４番（宮崎法文君） そうそう、そういうことで、一応議長のほうにその最後のこの乖離の問題については、質問を取下げさせていただきますということでよろしいでしょうか。そういうこと。

○議長（善養寺 孝君） いや、じゃなくて、質問したほうがいいですよと。ごめんなさい。通告してあるんだから。

〔４番 宮崎法文君発言〕

○４番（宮崎法文君） 俺の考えでね、じゃあそうしましょう。

じゃあ質問をせっかくしているんで、これ取下げたんじゃ時間があるんで申し訳ないんで、じゃさせてもらいます。

それで、私がこの乖離があるとか何とかという問題の中で思ったことというのは、柳岡議員のほうからも話があったんですが、この７年度における榛東村の総合計画が完成しましたと、村長はこの「村長室からこんにちは」でe n j o y S H I N T Oの中で、今年度から10年間の村の未来構想図である第７次榛東村総合計画を完成しました。令和７年度の、全く同じ答えを総務企画課長言っていましたけれども、建設課長も同じような話をされていました。

この中で、特に、村内の各種団体や関係機関、民間から選出された方、学生の公募委員など20名で構成された総合審議会では、毎回予定時間を超えるほど熱心で前向きな議論が交わされました。こういうふうに書いてあるんですけども、我々が議会の中でいろいろの質問をしたり、また話を戻せば、例えば、修正案を出したりだとか付帯決議を出したりだとか、それから修正動議を出したりだとかいう中で、何で私はこういうものをやったのかなと反省したときに、その辺のやっぱり村長と我々の議会との中で、我々も私も勉強不足なのかもしれないけれども、そういうことが1つの乖離するという

原因になっているんじゃないかなと感じたんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 宮崎議員のご意見を踏まえてご質問をいただいたんですけれども、このコラムは、やはり事実と言いますか、客観的な事実に基づいて正確な情報を伝えたいということを第一に考えてやっておりますし、関係課もちろん村だけじゃないところの話をするときにもそういう関係機関にも確認を取って文章を掲載させていただいています。

逆に、それに対してという部分で宮崎議員が感じているのは、先ほどいろいろな意見を提言したいというお話いただいて、それはすごくありがたくて、私はこの一般質問こそ執行部に対しての提言をする場所だと私は思っているんで、こういうところを活用するというか、多分ほかの議員さんもそうですけれども、そういうこう、自分はこうなんだけれども村どうですかというところは、ここの今の場が本当に大事だと思っていますし、私も議員長くさせていただいて、ここでの議論をすごく重視してきました。

議会は、もちろん執行したものの、議決権が議会はメインですけれども、その議決のほうはやることとか、やった決算に対してとかいろいろ議決していただくんですけれども、一般質問って、私がずっとやってきたのは、未来の話ができる場所なんですよ、これからどうしていくのかと、その話はこの場を使ってやっていただければと思います。こちらも執行部も真摯にそれに対しては答えさせていただきたいと思っていますし、ちょっとした内容とか何か気になることがあれば、私もずっと役場にいるわけではないですが、会ったときにでも言っていただくのでも全然構いませんし、そこは、やっぱり政策的な部分はこういう議会としてあれですけれども、何かちょっとした気になるようなことは聞いていただければと思っていますし、それを聞いてくださる議員さんもいますので。

村民に対しても、やはりそういった私が直接お話しするような機会というのが本当に今まで取れていなくて、今回この総合計画の審議会のほうで、結構前向きな本当に議論をしていただいたんですよ、これもちゃんと会議録見て書かせていただいているんで、本当に予定時間を超えてやっていただいて、ほとんど全員が1回は発言しているようなそういった会議が行われていたということで聞いております。そういった中でも、やはり広く住民に周知をというところもありまして、村としても総合計画含めて、そういった議論の、議論といいますか意見交換できるような場所をできないかということで、今、一応検討はさせていただいているところです。

こういった形がいいのかということもありますけれども、一応そのような方向で進ませていただいています。

それと、やはり乖離が生じてしまうのは、ここに書き切れない、省略しているので、その時系列だとかその辺は、やはりこう、また発行される日にちが書いたときとまた違いますので、読んだときとこのその辺の乖離はやっぱりあるということもありますし、そういった不安の声があるよということは

真摯に受け止めたいと思っているところであります。

宮崎議員のお話伺って、説明不足だなと感じさせてしまったりしないように、伝え方とか言葉の選び方とか、そういったこともまた、まだまだ工夫の余地があるなと思っていますので、そういった部分も踏まえて、さらに丁寧で分かりやすいような説明に努めていきたいと思っているところです。

宮崎議員が感じるその乖離が、今の私の答弁で十分解消できたかというところがありますけれども。
○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） 村長からいろいろ話がありました。

私が、何でそんな話をするかというのが、1つの原因があって、今村長も時系列という話をちょっとしたと思うんですけれども、その広報が出る前に議会だよりが出たりなんかしたり、遅くなって出たりなんかするわけですよ。

その整合性というのが、この前一番、それ私、住民に指摘されたんですけれども、ここがやっぱりちょっと、村長こうに言っているよね、村長こうやって意見をコラムで言っているよね、だけど議会だよりを見るとこうだね、その時間差というかその乖離はどうなんかねと言われたときに、いや議会のほうとすれば、議会のほうでこういう議会だよりを作っているについては、こういう流れで作っていますよという話をしたとしても、もうちょっと早く何とかなんないのというものもあるし、できれば村長が言ってくれたこのコラムに対して整合性のあるような流れで作っていければいいんだけど、なかなかそこは、私も広報委員やっていますから、なかなかその辺の整合性というのが見え隠れしちゃうなというのが自分の中にあります。正直言って、はい。どうぞ。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 議会広報と広報の発行のタイミングというのも確かにあると思うんですけれども、以前からやはり議会広報で議会のほうで編集されますけれども、答弁とか実際の数字とか事実とかは執行のほうに確認をとということで調整を昔からずっとさせていただいて、そこできちんと正しい情報をというところは統一でやってきたと、私は議員のときに広報委員もさせていただいていますんで。

それで、それをほかの町村長に先日会ったときに確認したら、やはりちゃんと執行のほうの答弁については調整させていただいているよというような、近隣のほうの首長さんからもご意見いただいて、やっぱりそういうところで調整しないと本当の事実が伝わらないよねというのほかの首長さんも言っていたんで、そうなんですよねというお話をさせていただいて。

ただ、なかなか今の議会の広報のほうがどのような方法でどのように会議をされて編集されているかというのは、私は参加はしていないというか、執行部なのでしていないので分からないんですけれども、やはりそういったところも踏まえて、お互いに調整、変えるのではなくて事実であったことを

どうに伝えていくか、正しく村民に理解してもらうようにどう伝えていくかというところは同じだと思いますので、そこは協力していければと考えています。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） 総合的に今いろいろ村長話をしていただいたんですが、それはそれでそのとおりだと思うんでいいと思うんですけども。要は、要するにベクトルが、ベクトルというか方向性がどっちを向いているのかというのうんと大事なことで。

1 回村長と個人的に話をさせてもらったときも、私は村民のためにという話をされていました。そのとおりだと思います。議会もやっぱり村民のためにどうするかということが、ベクトルとしてはそっち方向が向いていないと、どうしてもそのいろいろ質疑したり議論したりするときに違う方向に行っちゃう場合も多々あるというか、今までちょっとあった気がするんですけども。

そういうものも含めて、いつでしたっけ、この前、県知事迎えてのフォーラムありましたよね、そのときに村長が知事からいろいろ質問を受けてあそこ説明していましたよね、いろいろなこと。ああいうのが執行として皆さん協力してもらって、ああいうことが村民の前でもっとできるようになれば、もっともっと分かりやすいのかなという時間を取っていただいて、そういう意味では本当に群馬県知事を迎えてのその未来フォーラム、本当にご苦労さまでしたというような内容でしたよね。

そういうふうな、やっぱりしっかり今村長が言っていた真実を赤裸々に村民に伝えていくというのは、いいも悪いもだと思うんですよ、榛東村に住んだ以上は。

だから、一番初めに私が自衛隊のことの予算はどうですかと言ったのは、さっき一番初めに言ったじゃないですか、要するに榛東村は自衛隊があるからいいよね、いいよねという意味合いはどういうことかと言ったら、そういう自衛隊からの交付金なり助成金があつて、より住民が充実した生活を営めるんだという解釈で言っているんだと思います。うらやましいというのは。

ただ、金の使い方ですら全然、要するに世の中の流れが変わっちゃうんで、もう私もそういう部分ではいろいろやらせてもらって、いろいろな事業やらせてもらっていますけれども、やっぱりその使い方で全然流れが変わっちゃうし、人を引きつけることに関しても全然違っちゃうんで、その辺真剣に、執行部も我々も考えて物事進めていくほうが大事なかなと、これは私の持論なんですけれども、言っちゃったけれども、そういうことなんで、ぜひそういう形で村長、また執行の方ともそういうお付き合いの中で、前に前に村政を、我々も協力して進めていければいいかなというふうに思いました。

以上、まだ10分あるんですけども、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位 2 番、宮崎法文議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後 1 時といたします。

午前 11 時 39 分休憩

午後1時1分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで一倉総務企画課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの柳岡議員の一般質問でございました、こちら調べましたので報告させていただきます。

初めに、第7次榛東村総合計画のパブリックコメントにつきまして、村ホームページに掲載し、募集したのはいつからかという質問に対しましての回答です。

令和8年3月9日から令和8年3月23日までの15日間で行いました。なお、寄せられた件数につきましてはゼロ件でした。

続きまして、質問の2つ目でございます。まだ第6次総合計画のパブリックコメントが掲載されているがというところの回答でございます。

こちらにつきましては、柳岡議員ご指摘のとおり、第6次榛東村総合計画基本計画策定、後期基本計画の策定に関するパブリックコメントの手续実施の結果が掲載されておりました。こちらにつきましては、既に期日も経過しておるため、村のホームページから削除するとともに、第7次榛東村総合計画に係るパブリックコメントの実施についての結果のほうに掲載させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 質問順位3番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君登壇〕

○9番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。議席9番、中島由美子でございます。

私、議席をお預かりして、この間連続16回目の一般質問となります。その間、執行のご答弁で対応されました。私は、元役場の職員として約40年間、村で奉職させていただいておりました。その間、村へ多くのご助言をいただいた、ある村民の方が兵庫の養父市出身ということで、常に養父市政を参考にするようにということで、村長に手紙を何度も何度もお持ちいただきました。私も職員の1人として、その中の幾つかを村政に生かさせていただいたことがありました。そんな関係で、兵庫への恩送りとして県議会を傍聴させていただいておるんですが、本日は、逆に兵庫県から傍聴にお越しいただいたということだそうです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、第7次榛東村総合計画につきましては、策定過程において議会でも様々な議論がありました。私自身も、計画期間の延伸や策定手法について疑問を呈してまいりました。しかしながら、議決された以上、この計画は今後10年間の榛東村の方向性を示す最高位の計画であり

ます。私は本日、この計画の是非を議論したいわけではありません。むしろ計画の中心理念として掲げられたe n j o y S H I N T Oが実際の予算編成や事業執行の中でどのように反映され、村民がどのように実感できるのか、その点について確認したいと考えております。理念は言葉だけでは実現しません。予算となり、事業となり、そして村民の暮らしの中でデザインし、それを実感されて初めて意味を持つものと思っております。そのような観点から質問させていただきます。

そして、この総合計画、今気づいていない未来の村民の困り事ということで、項番の1、榛東村第7次榛東村総合計画e n j o y S H I N T Oの初年度ですが、その進捗についてでございます。

小問1、総合計画書は、村民の皆様への行政をお預かりする村当局が、こういう村づくりを行っていきますという村民の皆様への最高合意文書であります。その村民の皆様とのお約束の実現なので、そのためには、策定担当課であり財政担当課である総務企画課は、令和8年度のe n j o y S H I N T Oをどのように実感していただけるのか、各課にどのような事業予算を配分し、どのような目標値についてご質問いたします。

お答えは、各課がどのような事業をしたという観点より、事業の評価についてをお尋ねしますので簡潔な答弁を求めます。それでは次項より、自席にて質問させていただきます。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） それでは、回答させていただきます。

総合計画につきましては、本村の最上位計画といたしまして、全ての施策、事業の指針となるものでございます。策定担当課であった総務企画課といたしましても、その重みを十分に認識しておりまして、村民の皆様から幅広くご意見を頂戴するなどの策定過程を経て、本年4月から新たな計画がスタートいたしました。

暮らし、遊び、仕事の全てにおいて前向きに日々楽しめる村を実感していただけるよう、初年度の予算編成に取り組んできました。なお、各課への枠配分及び事業査定に当たっては、予算の原則を全庁的に徹底いたしまして、5年、10年先の榛東村を見据えた総合調整を行いました。令和8年度の主要事業につきましては、第7次総合計画の基本構想に掲げる6つの基本目標に基づき配分しております。村民の皆様にe n j o y S H I N T Oを実感していただけるよう、各課と連携しながら進めていきます。具体的な事業内容と目標につきましては、次のとおりでございます。

1つ目、子ども、学び。こちらにつきましては、「未来にワクワク、「やってみたい！」を伸ばすむら」といたしまして、全ての妊産婦、子育て世代への切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します。こちらの予算枠につきましては25億3,000万円でございます。

2番といたしまして、健康長寿、暮らし。「ホッとする、みんなのやさしさでつながるむら」。こちらは、経済的負担の軽減と高齢者等に優しい暮らしの支援を推進いたします。こちらの予算枠が13

億1,000万円でございます。

続きまして、3番目。地域生活、住む。「くらしにちょうどいい、心地よいむら」ということでございまして、若者世代が安心して集い、世代を超えてつながる、失礼しました、世代を超えてつながる交流拠点づくりを推進します。こちらの予算枠に6億2,000万円でございます。

4つ目といたしまして、働く、遊ぶ。「働く」を楽しむ、自分らしくチャレンジできるむら」ということで、担い手育成と地域農業の強化を推進いたします。こちらの予算枠が3億7,000万円でございます。

5つ目でございます。環境、見守り。「みんなで守る、安全・安心のむら」。防災、環境負荷低減、消防力強化を推進いたします。こちらの予算枠6億6,000万円でございます。

6つ目でございます。未来投資、連携。「未来へ紡ぐ、みんなで育てるむら」。DX推進と村民協働の強化を推進いたします。こちらの予算枠に3.1億円でございます。3億1,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総合計画のe n j o y S H I N T Oに向かう事業と予算の配分をお知らせいただきました。この中で、全ての金額を言われたように思うんですが、ある程度。これが全て新規事業ということによろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらの予算につきましては、総額の予算ということでご理解いただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 私は、この第7次総合計画で、どのような暮らしが実感できるのかというのをお尋ね申し上げました。全てが新規事業であれば構いませんけれども、新規事業と既存事業というのは、分けてお考えになるほうが、より目標値、成果というものが分かりやすいかなと思います。この総合計画がe n j o y S H I N T Oでなければ実施しなかった事業は何かありますか、その中で。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、具体的な事業の内容の一部を紹介させていただきたいと思います。

まずは、こども家庭センターの設置でございます。こちらにつきましては、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制を構築ということでございます。また、ショートステイ、トワイラ

イト事業を新たに開始するものでございます。また、その他といたしまして、国民健康保険税の引下げを実施し、加入世帯の負担軽減等でございます。そのほか、保育料無償化、学校給食費無償化を継続し、加えて、村内幼稚園、保育所等への物価高騰分の給食費を助成いたします。また、こども誰でも通園制度を新たに開始いたします。

さらに、先ほどの2番のところで申し上げました健康長寿、暮らしのところでは、福祉タクシーの利用助成、補聴器購入費補助の継続でございます。また、高齢者等配食サービスの充実を図ってまいります。

3つ目の地域生活、住むに関しましては、新井緑地公園にふわふわドームを設置いたします。また、しんとびあに大型インクルーシブ遊具を設置いたします。そして、縁結び応援イベントの継続を実施いたします。また、企業会計ではございますが、上水道管路更新事業、こちらの事業を進めてまいります。

4つ目の働く、遊ぶでございます。こちら、認定農業者経営改善補助金の充実を図ります。こちらにつきましては、補助単価の改定を考えております。また、新規就農者へのトラクター等の農機具の購入支援を実施いたします。そして、新井揚水機場内の取水ポンプ等の更新を図ってまいります。

5つ目の環境、見守りの分野でございます。こちらにつきましては、防災行政無線更新計画の策定、基本計画を着手してまいります。また、スポーツアリーナ、保健相談センター、消防団詰所のLED化改修工事を計画しております。そして、榛東村消防団専用アプリを導入いたします。

6つ目の未来投資、連携といたしましては、住民票等のコンビニ交付サービスの開始を秋口に予定してございます。また、ウェブによる口座振替申込手続きの簡略化を図っていきます。そして、村づくりアンケート調査を継続してまいります。また、クラウドファンディングを活用いたしました、中学生向け楽器、消防団ラッパの更新を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今のご答弁をお聞きしまして、現執行におきましては、継続事業も新規事業もよく区別されていないんだなということが明確になりました。e n j o y S H I N T Oの目玉という質問もあったかと思いますが、新規事業は何だと、ご自分でお答えしていて継続と言われている、思わずどうかなと思ったんですけども、新規事業をするために、小問2、村民の皆様のe n j o y S H I N T Oを実現するための自主財源の確保を担当する財政担当として、新たな自主財源がございましたら予定収入額と予定収入先をお願いします。それ以外の内容の回答は結構でございます。

〔「議長すみません、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、反問権を使わせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権についてはこれを許可いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、先ほどの中島議員のおっしゃった新規事業に係る財源の歳入ということでの回答ということによろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 通告のとおりでございます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、それでよろしいでしょうか。

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、答弁を再開してください。

総務企画課長。

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、答弁をさせていただきます。

先ほど中島議員のほうからお話がありました通告書のとおりということでございます。

こちら、村民の皆様のenjoy SHINTOを実現するための自主財源の確保を担当する財政担当として、今年度の収入先と目標額についてということで通告がございました。こちらにつきまして回答させていただきます。

目標額につきましては、予算書に掲載された予算額が担当課といたしまして最低限確保したい目標額としております。令和8年度予算における主な自主財源と目標額、こちらにつきましては、予算額ベースでございますが、次のとおりとさせていただきます。

まず村税ですが、固定資産税現年課税分といたしまして7億210万円、軽自動車税、こちらは種別割現年課税分6,050万円、個人村民税、法人村民税現年課税分8億3,924万円。次に、寄附金といたしまして一般寄附金、個人版ふるさと納税1億5,556万5,000円、企業版ふるさと納税寄附金100万円、その他といたしましては、クラウドファンディング型寄附金81万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 令和8年度ベースということで、例年とあまり変わらないと、e n j o y SHINTOを実現するために新たな予算組みはないということで、事業の実現に向けて大変だろうなということを考えております。

続いて、そんな中で、小問3、現在、榛東村の最大遊具公園で村民の皆様がe n j o y SHINTOするために、ふるさと公園のターザンロープ、ミニ鉄道駅舎、トンネル等が一部壊れたままになっておりますが、全て修理したとすると幾らになりますか。個別の金額のみお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 中島議員のご質問なんですけれども、全てを修理したとすると幾らの予算がかかるのかについてなんですけれども、修理の規模によりまして変わりますので、中島議員のおっしゃる内容がどこまで修理をするのか分かりませんので、ちょっと出すことができません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 私が個人としてお聞きしているのではないので、産業振興課なり、村が持っている今後修理をしようとしている金額でよろしいんですが、持っていなければ持っていないで結構です。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） まず、令和8年度の予算で申し上げます。5月4日、5日に開催するふるさと公園春まつりの前の4月中に、ミニ鉄道の乗車券の券売機を新札対応のものに更新をしました。こちらが88万円でございます。そのほかバッテリーカーの購入費、こちらが令和7年度の繰越事業となるんですけれども、101万2,000円。それと建物等修繕費16万円、機械器具修繕費24万円を計上しております。必要になりましたら、議員の皆様にご予算をご可決いただきながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時25分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 失礼しました。引き続き答弁をさせていただきます。

ターザンロープに関しましては、今年の4月の点検で修繕が必要であることが分かりまして、現在見積りを業者に依頼しているところでございます。また、ミニ鉄道の駅舎につきましては、現在業者に相談をしております。あとは、職員等で対応できるかというのも相談をしているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 後ろから声が小さいと言われましたので、なかなか新しいスピーカーを入れることができないようで、こんなちょっと不作法な格好でさせていただきます。

それでは、ターザンロープ等の修理について見積りということでございますが、ターザンロープはもうすでに3年目に入っていますかね、壊れているから乗らないでくださいという注意喚起がついてから。その中で、小問4、大型遊具予算としてふわふわドーム約6,000万円を予算化したが、それを現計画の新井緑地公園に設置するのとふるさと公園に設置するのと比較で、年間入場者数、enjoy SHINTO効果に加えて、費用対効果などの指標を決めてシミュレーションの結果があれば、当然そういったことで新井緑地公園になったものと思っておりますが、その結果について答弁をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問の中の、費用対効果などのシミュレーションという部分でございますが、ふるさと公園と新井緑地公園に設置した場合のシミュレーションは行っておりません。なお、ふるさと公園では、無償で利用できる遊具のほか、有料のバッテリーカーやミニ鉄道が設置され、多くの利用者に、来園された方に利用いただいている状況でございます。現在のふるさと公園では、日々の運営のほか、春と夏にはそれぞれの公園まつりを実施しており、多くの方の来園をいただいているところでございます。新井緑地公園については、日々開園している状況でございますが、公園の利用者数等を統計的に取っているものはございませんので、比較できるシミュレーションはございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 村民の皆様からお預かりした大事な税金をどちらに使ったら効果が高いか

というシミュレーション、検討していないということをいただきましたが、新たなenjoySHINTOを実現するためには、そういった緻密な計画、緻密なシミュレーションの中から予算を割り当ててというのが、地方財政法、最少の経費で最大の効果ということだろうと思っております。そういう中ということをよく肝に銘じていただきたいと思います。

小問5、公共交通がかなり弱い本村をenjoySHINTOするため、村のマイクロバスの文化活動での利用の可能性について、使えるか使えないかという回答をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 反問権を使用したいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいま反問権については、これを許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のほうからご質問ございました。こちらにつきましてマイクロバスの文化活動の利用ということで、こちらにつきましては、どのような利用を想定、おっしゃっているのか、具体的に教えていただければと思います。

〔「これ、止まってるんだよね。反問権の時間は止まってる」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 大丈夫ですから。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 反問権の時間は止まっているということで、安心して答えさせていただきます。

公共交通がないと、文化協会等の中に登録している団体の中で、必要な場合には貸せるということがあるとenjoySHINTOがより実現できると思うんですけどもということで、どの団体というのは、村の組織ということで、村の組織に名前を連ねているということでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、よろしいでしょうか。

○総務企画課長（一倉 学君） すみませんが、もう一点確認をさせてください。

○議長（善養寺 孝君） どうぞ。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のほうからお話ございました任意団体の文化活動に対しての貸出しということでございますが、どのような活動が具体的に想定されるか教えていただければ助かります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 任意団体ですね、まさに。しかしながら、榛東村の文化協会というところの組織に入って、ある一定程度の使用料の減免に当たる、教育長が減免をするというところの範囲のところの活動で、例えば年に1度程度という、年に一度程度村内、村外近辺というところでしょうか。研修ですね。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、それでよろしいですか。答弁できますか。

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、答弁を再開してください。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 中島議員のほうからお話ございました、任意団体の方が視察研修等で活動に対しての村のマイクロバスというところでございまして、回答させていただきます。

現在、村所有のマイクロバスの貸出しにつきましては、現段階においては貸出しを行う考えはございません。こちらマイクロバスは、公務用といたしまして最小限の体制で運用しておりまして、一般利用に際して不可欠な専任の運行管理者や安全管理体制を構築する、また維持する人的余裕がございません。

また、マイクロバスにつきましては、村の行政財産でもございまして、利用希望者間で公平性を担保するための厳格な審査基準やルール策定というところに多大なコスト等を要するかと考えております。また、現在運転手の数も少なく、一般貸出しに対応できるほどの人数をそろえることが困難な状況でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま村の文化協会等に組織する任意団体にはお貸しするのには多大なコストがかかると、運営管理業務をするのに。そういった予算こそ、e n j o y S H I N T Oでやり出していくべき予算ではないかなと考えております。

続いて小問6、令和8年度は水道の管路布設替えを5億円弱予算しているが、管路布設は歩道がある、先頃の知事の未来フォーラムでも、歩道が設置することが認定されたというような村長の喜びの声もございましたので、その歩道に埋設する。デンマークなんかでは本当に歩道に入れているので、50センチくらいの深さで車が通らないので十分だと、そうすると、先ほどの質問でもあった、40年で60億円かかるという予算が、多分どんなに物価が上がっても10億円の範囲、材料の範囲でできるのではないのかなと思っているので、何度か一般質問させていただいたんですが、歩道埋設と道路埋設の

予算のシミュレーションの比較ということでご検討いただいたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） ご認識のとおり、車道内に管路を埋設する場合、歩道と比較し管路の埋設深度が深いため、掘削、埋め戻しを深く実施しなければならず、その結果として多額の施工費用が発生することとなります。歩道に埋設することで、初期投資に加え、維持管理などの長期的な視点においても経費の削減が期待できると思っております。

歩道埋設と道路埋設の予算シミュレーションについてですが、これには、コスト面、施工方法、埋設管の状況など、総合的に勘案する必要があります。令和8年度の国庫補助を受け施工する管路布設替え工事においては、当該区間の歩道内には、既設水道管、農業集落排水管、排水暗渠管が埋設されており、新設の水道管を布設するスペースがございませんので車道内に布設する計画となっております。

参考でございます。既設管などが何もない歩道に布設できると仮定して経費を算出すると、約6.4%減になると見込んでおりました。しかし、今回のケースの場合、お客様に水を供給するために仮設配水管を引き、無理して歩道内に布設しようとすると、かえって経費や時間がかかってしまい、後々の維持管理でも機械等が使用できず経費がかかってしまうため、道路内の布設と計画いたしました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） これ、コストシミュレーションということで、ある一定程度、通告に基づいて対応いただいたと評価させていただきます。

そして、その中で、歩道であれば村の小さな業者も対応できると、深度がないので。そういったメリットもあるんじゃないかなろうかと思っています。令和8年度は既に予算も可決しておりますので、令和9年度に向けてご検討いただければと思っております。

続きまして、項番2、enjoySHINTOとしんとぴあと図書館についてということでございます。

小問1、enjoySHINTOを村民の皆様が実現するためには、図書館という公共サービスが必須と考えますが、今の図書室から図書館に進化させる必要はありますか。教育長どうぞ。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ただいまの議員からのご質問にお答えをしていきたいんですけども、2点ほど確認させていただきたい部分がありますので、反問の許可をお願いしたいんですが。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問については、これを許可いたします。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ありがとうございます。

まず、1点目なのですが、議員が先ほど質問の中で、図書館という公共サービスが必須であると考えているということで通告をいただいているんですが、必須、必ず置かなければならないという、議員のまずお考えを確認させていただきたいというのが1点目。

2点目ですが、通告ではenjoy SHINTOとしんとぴあと図書館についてというふうにいただいております。現在しんとぴあには図書室もございませんが、こちらは南部コミセンの図書室を図書館に進化させる必要はあるかというご質問でよろしいか、その辺を確認させていただいてからお答えをしていきたいと思うんですが。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 通告制度というのを取っておりますので、議長から執行に通告されていると思ひまして。今日も朝一番といひましょうか、1問目から反問権を使われていた方がおりますけれども、本来反問権というのは、やり取りの中で分からなかった場合に発生することだろうと、通告をしていますので、分からなければ事前に確認をして答弁を整えるというのが執行の在り方ではないかなと思ひているんですね。だけど、今日、今言っても仕方ないので、今後、議会運営委員会できっちり議論してもらひますけれども、今の部分は、図書室から図書館に進化させる必要はあるかということとは、今、村に図書室があるということは認知しております。ですので、図書館と言へる、図書館法による図書館という意味で私は考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 村上課長、それでよろしいですか。

○生涯学習課長（村上 誠君） はい。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、答弁を再開してください。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ありがとうございます。

確認をさせていただいたのが、まさに議員がおっしゃったように、図書館となりますと図書館法に基づく施設というふうになってございます。

榛東村につきましては、60年以上にわたり図書館のない自治体でございました。議員が職員の時代もない施設でございました。

まず、その辺の部分と、あと、結論からいひますと、回答につきましては、現在の南部コミセンの図書室を図書館に進化させる、変更していく考えはないというお答えにはなるんですが、2点ほど理

由をこれから述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、南部コミセンにつきましては、平成4年度に防衛省の補助金を活用してコミュニティセンターとして建設され、また平成26年、27年には、同じく防衛省の補助金を活用して大規模改修が行われてきた施設でございます。中島議員をはじめ議員の皆さんもご承知のこととは思いますが、補助金を活用して整備した施設を耐用年数期間内に目的外使用や用途変更などを行ってしまいますと、交付を受けた補助金に返還が生じてしまうことになります。まずこれが1点目です。

また、2点目なのですが、昨年度整備した図書システムを活用しまして、村内の小中学校と南部コミセンに収蔵している図書の検索や貸出しができるようになりました。現在、村内小中学校の図書室と南部コミセンの図書室、それから、しんとぴあをネットワークでつないだ相互貸出しの運用開始に向けて準備を進めているところでもあります。これは、過去にしんとぴあ、防災中枢機能施設の建設委員会の中でも、図書館、図書室の設置の是非について検討され、置かないと、しんとぴあの中にも図書室を置かないということが決定され、その代わりに図書のシステムを整備していった、住民の皆さんの利便性を向上させるということで進めてきた事業でもございます。村としましては、村独自のネットワーク、学校の図書室と共同連携による図書のネットワーク、それから、村の大きな図書室として利用者皆様の利便性の向上に努めてまいりますので、南部コミセンの図書室を図書館に、コミュニティセンターを図書館に変更する考えはございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、生涯学習課長が難難辛苦の中お答えいただきました。ご紹介いただいたように、私どもが職員の時代は、今のしんとぴあに図書館が併設されるということで、わくわくする気持ちで職員として働いてまいりましたということを紹介させていただきます。そして、今の防衛の施設を変えるのには補助金の規定があるということでございましたが、それであれば、新たな補助金を今の南村長さんに取っていただいて、図書館をつくっていただくこともできるのかなと、今後の課題にさせていただきます。

小問2、しんとぴあが利用開始により、e n j o y S H I N T Oを支援するために、貸館のネット受付化の目標時期と、村内公共施設の受付方法の状況についてということでございますが、村内公共施設の受付は、一部L o G oフォームという庁内全体のアプリといいたいでしょうか、ソフトを入れて稼働しているところがあるというのは存じ上げております。特にしんとぴあの貸館のネット受付化のみについてお答えください。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 初めに、現在の予約方法について紹介させていただきます。

現在は、しんとぴあの事務室におきまして、直接または電話により空き状況を確認していただき、仮予約、その後本申請を行うという方法で貸館の受付事務を行っております。これは仮予約を受け付ける際に、まず、利用団体の構成や利用目的、活動の内容、利用予定人数といった事項をお聞き取りし、公民館として、社会教育法に規定する貸館利用として適切であるか否か、部屋の規模や設備とマッチしているかなど、判断をしながら予約受付を行うためでもございます。

なお、年間を通して定期的な活動でご利用いただいている団体やグループの皆さんにつきましては、施設利用調整会議を年に2回開催しまして、半年分の仮予約を行っておりますので大変好評いただいておりますところでもあります。

議員からご質問のインターネットを活用した施設予約につきましては、第7次総合計画の令和12年度に目標値を記載しておりますので、これから調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうですね、今、生涯学習課長がお答えいただいた内容というのは、全てインターネットでできます。そして、当然ながらインターネットをお使いできない村民の方々は、今課長がおっしゃられたように、丁寧に窓口でご対応するというのが小さな村のメリットだと思っております。ですので、できることはデジタル化を進めていただければと思います。

小問3番、文化活動やスポーツ活動の支援と組織の高年齢化対応について。enjoySHINTOの実現に大きく関わる一つと考えますが、特に組織化して何十年経過するところがほとんどですと、活動支援として初期的役割の職員を配置する考えはありますかということですが、大きな文化協会というところには職員が配置されたと存じております。それ以外の配下の組織活動でございますが、通知程度、総会の議案書程度を書記という役割で、昔の村役場が昭和60年前後はそういった係がございました。そのような事務的なことだけ新しいしんとぴあでやっていただけないでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 村内には文化活動やスポーツ活動を行う団体、それからグループがたくさん存在しております。文化協会でも40団体、スポーツ協会の専門部でも24専門部、そのほかにサークルグループが多数存在してございます。

そうした団体、それぞれ皆さんが工夫や努力によってその活動を維持し、活性化や活発化が図られているということも承知しているところでございます。

生涯学習を推進する当課の役割といたしましては、団体が考える目標の達成や困り事を解消するた

めに、団体の立場に立って助言や指導を行うこと、必要に応じて講座の開催や会員の募集の協力などを行うことと考え、実施してきているところでもございます。自主自立に向けた団体の活動を推進、支援するのが当課職員の役割であり、助言や指導の範囲を超えて書記的な仕事を行うことは、職員の役割、仕事ではないと考えております。こうしたことから、各種団体に対して書記的な役割を担う職員を配置する考えはございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま書記的な役割ということをおっしゃられましたけれども、ただいま生涯学習課長さんだったわけですが、長寿会も、やっぱりそういった通知が出せないとか、会計ができないとかということになっていくところが多々あります。そういう中で、通知が出せない、写真が撮れない会長さんがなった場合には、本当にそういった組織が全く村から消滅してしまうという状態ですね。そういう文化活動というのは、まさにenjoy SHINTOの中核をなすものだと思っておりますので、正規の職員ができれば、そういうところに自主財源、先ほど総務企画課長が自主財源をたくさん確保してくれるとおっしゃっていましたが、その中の一つの費用として充てるという方法もあるんじゃないかということ、さっき南村長が言われたように、村民の未来の困り事をぜひここで話し合う場なんだろうと思っているので聞かせていただきました。ぜひ生涯学習課長、頑張ってください。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ただいま議員がおっしゃったようなお手伝いであれば、しっかり職員でお手伝いをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 思わず拍手をしてしまいそうになりました。大変失礼しました。不調法でございました。ありがとうございます。

続いて、小問4番、しんとぴあの自動販売機は、現在商工会対応ですが、商工会対応なのに生涯学習課長に聞くのもおかしいんですが、しんとぴあでenjoy SHINTOするために、皆様が安価で利用できるようにするため、職員が詰め替えなどで原価販売できないか、また、よりenjoy SHINTOするために、カップ式の自販機の導入の予算と実現可能はということで、また聞いています。

また聞いたということで、私のほうでも商工会に入りまして、自ら商工会の総会で質問させていた

できました。そしたら、新たなCSRとしてそういう意見もあるねというような話をいただいたところ。商工会については商工会が考えるでしょうから、しんとびあで職員が入れたら安くできるかどうかというのはいかがでしょうか。あとはカップ式の自販機について、もし答弁があればお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員の質問の中でもありましたとおり、しんとびあに設置してある自動販売機2台は、榛東村商工会が設置、飲料メーカーと契約をして設置しているものでございます。このため、まず、榛東村商工会が事業者と交わした契約内容を村が変更して原価販売するということではできません。

また、紙カップの自販機をとということなんですけれども、これにつきましても、新たに排水処理の工事が必要になったりするものですから、現状では考えてはございません。

また、参考に申し上げますと、村と、あと飲料メーカーとで、自販機を設置している飲料メーカーとは、平成25年の5月に災害時における救援物資提供に関する協定書、締結をしてございます。そこに村商工会も立会い者として署名をしていただいております。

この協定書によりますと、村内に震度5以上の地震、または同等以上の災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合において、村の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙、業者ですね、業者は、以下の内容により協力するものとするしまして、第2項に、業者は村からの要請があったとき、期内在庫の製品を無償提供するものとするというような規定もございまして、現在の設置に至っているものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 防災拠点に防災の自販機があるということをご説明いただきました。やはりそこが本当に防災の拠点なのか公民館なのかと、使い方が様々ではありますが、やっぱりenjoySHINTOを支援するために何を優先するのかというのは、今後明らかにしていく、どのような予算を配分していくべきかということを明らかにしないと、今のままだと全部そうですみたいな話になってしまって、全部違いますという言葉にもなってしまうのかなと思っております。

3番、大問のenjoySHINTOにより、若者の流出を止めることができるのかということでございます。

なかなか榛東村は、県庁のお隣ですので流出というところまでいくかどうか分かりませんが、小問1、enjoySHINTOを実現するためには、ここ20年の榛東中学校卒業生の村内居住率は何パーセントか、今後10年間enjoySHINTO計画を実行すると、どのくらいの若者の定住率

が上がるのかについて数値でお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

榛東中学校卒業生の村内居住率につきましては、把握できるようなデータは保有してございません。なお、住民基本台帳によります30年前、こちらは平成7年と令和7年の世代別の年齢の比較となります。年代別ということでは減少している年代が多いところではございますが、30歳代が43人の増加となっております。また、50歳代以上につきましては3,178人の増加となっております、全人口につきましては1,972人の増加となっております。

全体の人口は増加しておりますが、少子高齢化が進んでいる状況にあると言えます。村といたしましては、引き続き少子化対策、人口減少対策が重要な施策の一つといたしまして、その対策に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうですね。全体ですと数値が増えている、人口が増えているということでございます。この榛東村に魅力を感じて住んでくださった方が多いということは、よろしいことだと思います。

第7次総合計画、e n j o y S H I N T Oを10年間実行したことによって、この総合計画の今気づいていない未来の村民の困り事というのが、やっぱりここ、欠落しているように思いますので、やっぱりe n j o y S H I N T O中にも、この来ていただいた方々が住んでよかったと実感できるような目標値を持ちながら進めていただければと思っておりますが。

小問2、役場窓口の受付の現状と課題。e n j o y S H I N T Oの根幹として、役場窓口の受付について、人事担当課長はどのような評価をしているでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔「すみません、休憩を」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、反問権を使わせてください。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権については、これを許可いたします。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員からお話ございました、こちら人事窓口としましての評価というところでございますが、具体的に役場の窓口というところで、いろんな課の窓口等もございまして、そういった中でどういったことを想定されているのか教えていただければ助かります。こちらは、大問の3の若者の流出を止めることと、また役場の受付の現状と課題というところでございますが、そのこのところの関係性を教えていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 反問権ということで時間が止まっているので、安心して答えさせていただきます。

役場窓口の受付の現状と課題というのが、なぜ若者の流出を止めることとできるのかというところの兼ね合いのほうから答えさせていただきます。

やっぱりたくさん的人数が、職員の数が増えて受付も豊富にいらっしゃる。その中で村民と言われる旧村民、新村民と言ったら差別用語かもしれませんが、榛東村をよく知らない人も来ても、何となくちょっとお待ちくださいと、必ず一番先が「ちょっとお待ちください」。「ちょっとお待ちください」であったとしても、まずは、「こちらは税務会計課です。どんなご用でしょうか」とご本人に聞いていただくことがやっぱりいいんじゃないかなと。受付だから何もできない、分からない、答えられないという雰囲気がこの4月以降の受付でございまして、面食らった次第でございます。特に若者が役場に来るときには、住民票とか印鑑証明を取りに来て、何をちょっと待つんだろうというような感じで、サービス悪いなという雰囲気の声も聞いております。

そして、あとは、窓口でいらっしゃる方というのは、ある一定程度の仕事ができる方を置くというのが数年前はありました。課長補佐級がいた時期もあったんですけれども、今の例えば税務会計課におかれましては、全く何も権限を与えられない職員が受付をしていると、再発行程度ならできるんじゃないかと私は思っているんですけれども、難しくてできないんだよという回答があればいいと思います。

ですので、窓口でやっぱり村民が来たらウェルカムな、アットホームといいましょうか、ホスピタリティを発揮できるような方がいらっしゃるんですよ。人間的にはすばらしい方がいらっしゃるんですけれども、仕事の権限が与えられていないので、ちょっと待ってください以外に何も言わせてもらえないという状況が非常にまずいと思っています。

以上、反問権説明いたしました。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、それでよろしいですか。まだ内容が分かんない。

○9番（中島由美子君） すみません、じゃ、議長、ある一定程度の人を職員に置くべきではないでしょうかということを聞きたいです。

○議長（善養寺 孝君） さっきのでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） じゃ、答弁を再開してください。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えいたします。

各所属の窓口等につきましては、やはり各所管の所属長において、適材適所にて窓口の配置等を検討しているというふうに思います。

また、窓口業務に当たりましては、丁寧で親切な対応、分かりやすい説明を心がけるとともに、待ち時間への配慮、そして、個々の事情に応じた対応というものを心がけている、そういったところでもございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうですね。昔の時間任用とか臨時の雇いとかという方々だったら、それでもよかったかもしれませんが、今、会計年度任用職員ということで、報酬も正規の職員に近づけていこうというような時代が来ておりまして、そのような予算も議決させていただいております。やっぱり窓口にいる方は、正規ではなくても、自負を持って対応できるということを各課所管の課長さん方はご指導いただければと思います。

本日、enjoySHINTOということで質問させていただきましたけれども、私、今気づいていない未来の村民の困り事を主にenjoySHINTOを質問させていただきました。いろいろ南村長も言われた、今後のことを今後も議論していきたいと思っております。

9番、中島由美子の一般質問、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位3番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時20分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで、村上生涯学習課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどの中島議員からのご質問、文化活動やスポーツ活動の支援と組織の高齢化対応についてということでご質問いただきまして、最後に私が、議員がおっしゃった程度の事柄であればお手伝いしていきますということで答弁させていただいた部分でございます。

その後、地方における社会教育団体の組織についてということで、文科省社会教育局長から通達がございます、その一つの項目の中に、官公庁の職員が自ら特定の団体の活動のために執務時間を割いて仕事をしたり、または、特定団体のために官公庁備付けの郵便切手用紙等を使用することは不当であるという通達がございました。

こうした通達もございますので、先ほど私が申し上げましたのは、日頃、しんとぴあでも行われております印刷機の使い方が分からないですとか、写真機の使い方がちょっと分からないとか、そうしたところをちょっと私もお答えしたつもりだったんですけれども、あくまで助言や指導の範囲を超えないように各団体の皆さんの力になっていきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

〔「訂正するということで」の声あり〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 質問順位4番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君登壇〕

○8番（波多野佐和子君） 皆様、こんにちは。波多野佐和子でございます。

傍聴においでの皆様、本当にお忙しい中ありがとうございます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

自然環境と森林景観の保全について、今回質問いたします。

近年、本村において、民有林が業者へ売却され、自動車等の保管や解体、または再生資源物等の保管や処理などをするなど、利用されている事例が多く見られます。景観の悪化だけではなくて、油類の流出による土壤汚染や、また地下水への影響、さらには、昨年6月の山梨県笛吹市の資材置場のタイヤ火災のような火災等の危険性も懸念されております。

また、自動車等の適正な取扱いを確保するために、群馬県では、このたび自動車ヤード条例が昨年10月に施行されました。また、本年の10月より、群馬県では再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例が施行されます。ヤード内で行われている業者、またはヤード会社に対しての条例でもございますが、これらの条例は、事業者にとっても安心して事業運営が行いやすくなるわけでもございますので、そんな状況でございます。

まず、榛東村に建っているヤード等の件数や場所、苦情の有無を含めて、村がどの程度把握しているかというところを伺いたいと思います。

以降、自席について質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 関口住民生活課長。

〔住民生活課長 関口健一君発言〕

○住民生活課長（関口健一君） それでは、先ほどのご質問でございます。

議員おっしゃられましたとおり、令和8年3月26日の公布、本年10月1日施行の群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例、こちらが制定されてございます。現在、再生資源物を保管する事業者は設置の届出が、新たに開始する事業者は設置の許可が必要となります。この条例により、実態把握の機会が増えることとなると考えてございます。

再生資源物や産業廃棄物の屋外保管事業場、いわゆるヤードについて、現在村が把握しているものはございません。また、群馬県により県条例の制定に当たっての調査が行われ、その結果、本村にヤードの存在はないということを確認されたと伺ってございます。

産業廃棄物の処理、監視、指導等に関する権限は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項に基づき、都道府県が所管するものとされてございます。よって、主体的な対応は県が行うこととなりますが、県条例の施行により、村は、県に申請があったときの現地確認に保管場所設置予定市町村として立ち会い、また許可に当たっては、保管場所設置予定地の近隣住民等の求めに応じて、当該申請者が行う説明会等の実施に協力することとなってございます。

繰り返しになりますが、県条例施行日以降におきましては、県と連携することで、より確実に実態の把握が行えることにつながるものと考えてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 今回、このような質問をするに当たりまして、村内でその状況、実態を村がどのように把握するかということを改めて認識してもらうための質問でもございます。

本村は、豊かな自然環境と森林景観も大きな財産でもございます。しかしながら、山林が無秩序に利用されることで、景観や生活環境への影響は生じつつあることを感じております。森林景観、生活環境を守る観点から、それらの保全に関する条例整備について、どのような考えを持っているかお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ご質問の森林景観や生活環境保全に関する条例整備についてどのように考えているかにつきまして、まずは産業振興課に関連することをお答えいたします。

森林は、水源涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、多面的な機能を有しているとともに、本村の自然環境や良好な景観を形成する重要な資源です。また、森林が住宅地、

農地、道路等に近接している地域においては、伐採や森林の管理状況が景観や生活環境に影響を及ぼす場合もあることから、森林の適切な管理と周辺への配慮は重要であると認識しております。

現在、森林の管理につきましては、主に森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度や、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度などにより対応しております。

まず、森林法に基づく制度では、県が策定した地域森林計画の対象となる民有林において、立木を伐採する場合、原則として事前に市町村へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することとされております。この届出制度により、伐採の場所、面積、伐採方法、伐採後の造林計画などを確認し、森林の有する公益的機能が損なわれないよう、必要に応じて指導等を行っております。

また、一定規模以上の森林を開発する場合には、県が所管する林地開発許可制度の対象となります。この制度では、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全といった観点から審査が行われ、森林の無秩序な開発を防止する仕組みとなっております。

さらに、森林経営管理制度につきましては、森林所有者自らが手入れを行うことが困難な森林について、市町村が所有者の意向を確認し、必要に応じ森林の管理を進めていく制度です。具体的には、森林経営に適さなかった森林については林業経営体へ経営管理をつなぎ、林業経営に適さない森林については市町村が間伐等の森林整備を実施することにより、森林の公益的機能の維持、発揮を図ることを目的としております。このように、現在の森林経営管理制度は、森林の適切な整備や保全、公益的機能の維持を目的として運用されているものです。

一方で、議員のご質問の森林景観の保全という観点におきましては、現在の森林経営管理制度や森林法に基づく伐採届出制度によって直接的に規制をすることは困難であると考えております。

森林経営管理制度は、管理が十分に行われていない森林について、所有者の意向を踏まえ、適切な森林整備につなげるための制度であり、景観への影響のみを理由として伐採や土地利用を一律に制限する制度ではありません。また、森林法に基づく伐採届出制度につきましても、伐採後の造林計画や森林の更新、公益的機能の確保などを確認する制度であり、景観への影響のみを理由として伐採を禁止することは、制度上難しいものと考えております。

このため、森林景観や生活環境の保全をより積極的に図る場合には、森林法や森林経営管理制度だけでなく、景観行政、土地利用、環境保全、防災、住民生活への影響など、幅広い観点から検討する必要があります。条例整備につきましては、森林所有者の財産権や土地利用に一定の制約を伴う可能性があることから、慎重な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 関口健一君発言〕

○住民生活課長（関口健一君） 住民生活課より答弁をさせていただきます。

群馬県では、平成12年10月から群馬県生活環境を保全する条例が施行されており、生活環境保全の

広域的な規制が行われております。

この条例は、群馬県環境基本条例第3条に定める基本理念に基づき、生活環境の保全のための規制の措置、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置、その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とするものでございます。

本村では、平成12年9月に定めました榛東村群馬県の生活環境を保全する条例施行規則により、県条例で定める騒音特定施設、振動特定施設、特定建設作業、公害防止責任者の選任・解任または死亡に関する届出を住民生活課に提出されることとなってございます。これらの届出があった際には、生活保全に向けた指導、助言などを行っていくものでございます。現時点においては、本村独自の生活環境保全に関する条例を新たに制定する予定はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） やはり現代社会になりまして、いろんな開発が進められる中、森林等の影響というものが直面しているのかなというところが、県の条例やそれぞれの自治体の条例を見ても、分かるように進められている現在でございます。

また、榛東村でも、土砂等による埋立て等の規制に関する条例は、群馬県でも、そしてこの榛東村でも施行されております。ほかにも県のヤード条例、または再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例などと同じように、地域の実情に即した規制や基準を設けることで、村として説明や指導、協議を求める法的根拠が明確になります。早い段階でそのような情報も把握できますし、トラブルの未然防止にもつながります。県のほうの条例に従ってということをやっている現状ですが、やはりすぐに動く体制ができるというのが小さい村であるからでこそのものだと思っております。県条例に基づいてお願いするのでは、本当に限界があると思います。村の姿勢を明確にするためにも、村独自の規制、ルールづくり、それらの検討を考えているかどうか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ご質問の村独自の規制やルールづくりについて検討する考えはあるかにつきまして、まず産業振興課に関連することをお答えいたします。

森林景観や生活環境の保全につきましては、良好な自然環境を守り、住民の皆様が安心して暮らせる地域環境を維持していく上で重要な課題であると認識しております。森林の土地利用に関する規制につきましては、森林法以外にも関係する法令が多岐にわたっており、土地の利用形態によっては、農地法、都市計画法、建築基準法、廃棄物処理法、土砂等の埋立てに関する制度、環境関係法令、道路関係法令など、様々な法令や制度が関係してまいります。

このように森林景観や生活環境に影響を及ぼす可能性のある行為であっても、その内容が伐採なのか、造成なのか、資材置場や車両置場などの土地利用なのか、廃棄物や土砂の搬入を伴うものなのかによって、適用される法令や所管する機関が異なります。そのため、村独自に一律の規制やルールを設ける場合には、既存法令との整合性、県との権限整理、規制対象となる行為や区域の明確化、土地所有者の財産権や事業活動への影響など、多くの課題を慎重に整理する必要があります。

特に森林管理制度につきましては、森林の適正な整備や公益的機能の維持を目的とした制度であり、景観上の見え方や眺望を理由として伐採や土地利用を直接規制する制度ではございません。また、条例等により村独自の規制を設ける場合には、住民生活の保全という目的がある一方で、土地所有者や利用者に新たな負担や制限を課することにもなります。そのため、規制の必要性、実効性、公平性、運用体制、違反時の対応などについても十分な検討が必要となります。

以上のことから、現時点において村独自の規制やルールを直ちに整備することは、関係法令が多岐にわたることや、権限・制度面で整備すべき課題が多いことから、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 関口健一君発言〕

○住民生活課長（関口健一君） 住民生活課より答弁申し上げます。

本村独自の規制やルールづくりにつきましては、現在制定してございます榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例のような個別の課題に関する条例の制定などにつきまして、近隣市町村の動向を注視しながら検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 現状というものがなかなか難しいというのは分かります。個人の財産でございまして、それを行政がどうのこうのということは、なかなか難しいというのは分かっております。

しかし、一度失われた自然環境や森林景観を取り戻すことは容易ではございません。第7次榛東村総合計画にも書かれているように、「榛東村は、雄大な榛名山の自然、先人が築いた歴史・文化、そして実り豊かな大地に恵まれた美しい村です。」とあります。将来の世代へ豊かな自然環境、そして森林景観を引き継ぐため、本村として今後どのような方針でそれらを守っていくか、見解を伺います。村長の。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ありがとうございます。

総合計画のお話もしていただきましたけれども、やはり榛東村の榛名山を背に北関東の平野が一望できる、本当に気持ちいいといえますか、多くの方にいい眺めでいい景観だと言っていたける、そういった魅力あるものを持っているのが榛東村だと私も思っているところであります。そういったところを維持するために必要な制度がどういったものかということで、先ほどからも質問と答弁の中でいろんな課題が出てきておりますけれども、そういった課題をしっかりと確認しながら、他市町村等の事例も調査をしながら、ちょっと時間は必要かもしれないんですけれども、そこについても、村としてどうなのかということについてはしっかりと考えていく必要があると私も思っています。

そういった中で、行政だけではなくて住民や関係機関、そういった方々がそれぞれの役割を担いながら、協力していろんなことを進めていくことが重要だと思っておりますので、そういった観点からのつながりも大切にしながら、一緒に考えていければと思っています。細かい話は、各担当のほうからさせますのでよろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ご質問の今後どのような方針で森林環境と生活環境を守っていくかにつきまして、まずは産業振興課に関することをお答えいたします。

今後の方針といたしましては、まず、現在の制度を適切に運用していくことを基本としてまいります。具体的には、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度により、地域森林計画の対象となる民有林における伐採について、伐採箇所、面積、伐採方法、伐採後の造林計画などを確認し、必要に応じて指導、助言を行ってまいります。

また、一定規模以上の森林の開発につきましては、県が所管する林地開発許可制度の対象となる場合があることから、県と連携し、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境保全といった観点から適切な対応が図られるよう努めてまいります。

さらに、森林所有者自らによる手入れが困難な森林につきましては、森林経営管理制度を活用し、森林所有者の意向を確認しながら、森林の公益的機能の維持・発揮を図ってまいります。あわせて、森林の伐採や土地利用の変更により周辺の生活環境への影響が懸念される場合には、関係課及び県などの関係機関と情報共有を行い、現地確認や事業者、土地所有者への指導、助言を行うなど、現行制度の範囲内で適切に対応してまいります。

森林環境と生活環境の保全は、森林行政のみで完結するものではなく、防災、環境、土地利用、農地、道路など、複数の行政分野に関係する課題であります。そのため、庁内関係各課との連携を図るとともに、県などの関係機関とも協力しながら、個別の事案に応じた対応を進め、住民の皆様が安心して暮らせる生活環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 関口健一君発言〕

○住民生活課長（関口健一君） 住民生活課より申し上げます。

自然環境や生活環境を守っていくために、現行の法令、条例、規則を適正に運用することはもとより、県や関係機関との連携を図りながら、不法投棄のパトロールの強化、ごみの減量化、適切な分別によるリサイクルの推進、廃棄物に関する情報発信による啓発活動など、環境美化推進協議会とも協働しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 各関係の機関にいろいろ相談をしたり、あとは日頃のパトロール等を実行したりして、村の森林景観、また生活環境保全を進めていただきたいと思います。

この間、実は私、東京の皇居というところに行ってきました、初めて。そこで、ふだんからヤードのことばかり頭にあるので、こういう、これ、ツタが絡まっているような、これがヤードなんですね。こういうふうプリントされたヤードというのがあるんです。これだと、本当にその一体感、景観を悪くせずに、損なわずに自然環境となじむようなヤードを設置しているのかなというところで、さすがだなと思いました。このように村でルール等ができましたら、それも一つ参考になかなと思って私は写真に収めてまいりました。

村民の声で、榛東村の山林がごみの山になってしまうのではないかと懸念している声も聞いております。風光明媚で暮らしにちょうどいい榛東村の実現に、環境保全を行政として積極的に推進していくべきと考えます。今年4月1日に、榛東村自然環境、景観等との太陽光発電設置事業との調和に関する条例が施行されました。時代に即した条例整備も、本当にこれからは必要かなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次に、南新井前橋線バイパス開通に伴う通学安全対策についてでございます。

午前の柳岡議員の質問にもございますが、村民はとても期待もしておりますし、また安全面で非常に心配もしております。村の交通利便性の向上に大きく寄与するものと期待しているんですけども、その一方です。長岡、山子田地区から中学校に通学する生徒の村道や県道を分断する形となります。中学生の登下校の安全確保について懸念している声をよく聞きます。通告書の要旨には児童と書いておりますが、今回は生徒、いわゆる中学生の通学安全について、現在どのような危険性を想定しているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） よろしく願いいたします。

南新井前橋線バイパスにつきましては、安心安全に通過できるように歩道が整備され、また車道規

格も広くなり、見通しのよいものとなることは聞いております。

南新井前橋線バイパス開通後の危険性につきましてですが、交通量が分散する可能性など、一概にこう予想されると断定することは言えないところもあります。しかしながら、バイパスを通過する小学生の通学班や中学生に対しては、安心安全に通学できるよう車両等に注意して通学するよう指導していく必要があります。

教育委員会としましては、児童生徒が安心安全に通学できるよう、交通事故に遭わないための指導を充実するとともに、道路を管理している関係機関等と連携しながら、通学路の安全対策を進めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 確かに児童も小学生も、ふだんから、村内ですからそこを横断するということもございますので、幅広い目で教育委員会のほうも考えていらっしゃるというところを本当によく分かりました。

特に、またここは傾斜もございます。そして、新設道路は開通直後に速度超過が発生しやすい傾向もあると聞いております。そこで、速度制限の要望や減速帯、また路面標示等、横断歩道の安全対策など、道路管理者と安全対策の協議は行っているかというところでございます。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に村教育委員会が中心となり、学校、PTA、道路管理者、警察等と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても関係機関と協議してまいりました。以後、教育委員会では、通学路合同点検を先ほど述べました関係機関と連携して毎年実施しております。

その中で、令和7年度に実施した通学路合同点検におきまして、南新井前橋線バイパスを安全対策予定箇所の一つとして点検を実施しました。内容としましては、横断歩道がなく危険であり、対策が必要であることを確認いたしました。南新井前橋線バイパスは、信号がつく交差点、横断歩道がつく交差点が設置されるところですが、村が設置要望を出したところについては、信号機、横断歩道が設置されると聞いております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 丁寧な県との連携を取って、村民の安全安心、その対策を行っていると

いうところがよく分かりました。そして、また村道に対しても、やはり速度制限、例えば村道は30キロ規制だとか、またハンプの設置だとか、村道に対してのそういった協議、そういうものを行っているかというところで考えはありますか。

○議長（善養寺 孝君） 綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 先ほどの通学路合同点検につきましては、村内通学路全てが対象でございます。改善要望箇所について関係機関と協議いたしまして、対策を講じましたり、対策の要望を上げたりしているところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） やはりバイパスと、そして村道での車での事故も想定はされるわけです。村道も速度制限というところも、併せて考えなくてはならないのではなかろうかと思っております。また、中学校及び教育委員会として、現地の確認や安全指導を実施するということは聞いておりますそこで、道路は開通して終わりではなくて、実際交通量や危険箇所などが変化する、継続的に検証する必要があると思われまます。通学安全対策を保護者、または学校、地域住民と、また開通した後で見直していくとか、そういった考えはありますか。

○議長（善養寺 孝君） 綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 教育委員会としましては、毎年、通学路合同点検を実施しておりますので、今年度についても学校の管理職と教育委員会が現地確認をしていくこととなります。

また、児童生徒への安全指導についてでございますが、南新井前橋線バイパスに限らず、ルールやマナー等の指導を各学校園で発達段階に応じて日頃から指導しているところでございます。教育委員会としましては、幼児、児童生徒の危険予測と回避能力の育成を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 県道は、バイパスがここに通るということで、村民も今までとはまた違う車の流れや、そしてそれに対しての危険回避とか、そういったものも学んでいかなければいけないものだと思っております。

また、最近では、ハンプというところで村内でも結構事故が多いという交差点等、十字路というものがございまして。最近では、ハンプをつけると近隣住民に騒音がするとか、そういうものがある、苦情等

がございますけれども、そういうものが軽減されているようなハンプもございます。ハンプは村のほうでも設置ができるというふうな話も聞いておりますので、併せて村全体の危険箇所について、また改めて検査なりパトロールなりをしていただきたいと思いますと思っております。

次の質問にまいります。

次は、榛東村のマスコットキャラクターでもあるしんとうちゃんは、ブドウの妖精でございます。ブドウの村として地域の魅力を発信しております。多くの方がシーズンにはたくさんの方が訪れております。一方で、ブドウ農家においては高齢化や後継者不足が進み、産地維持への不安の声も聞かれております。

そこで伺います。

本村として現在のブドウ農家の後継者不足など、産地維持をするに当たってどのような危機感を持っているかというところをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 本村は、波多野議員がおっしゃるように、北関東一円で知られるぶどう郷として、榛東村誌によれば、昭和35年9月、数人の有志が集まり、行き詰まった農業経営の打開策として果樹を基幹とした複合経営が提唱されてからであると記載されており、昭和30年代から栽培が始まり、ブドウ栽培の中心地として発展してまいりました。

ブドウは本村の特産品であり、観光資源としても重要な位置づけにあります。村外の方は、榛東村と聞くと自衛隊かブドウを連想されるとのことであり、本村の地域ブランドとして地位を確立していると考えております。ブドウの栽培は特に手がかかり、デリケートな果物であり、長年の経験が必要不可欠です。

しかしながら、現在のブドウ産地を取り巻く状況は、生産農家の高齢化と後継者不足、ブドウ栽培は、選定、摘粒、袋がけなど、多くの手作業と高度な技術が必要です。しかし、生産農家の高齢化が進む一方で、後継者不足により産地の維持が難しくなっていること、次に栽培技術の継承の困難性、ブドウ栽培には多くの手作業と高度な技術が必要であり、これらの技術を若い世代に継承すること、次に経営基盤の脆弱性、ブドウ栽培は初期投資が大きく、経営が安定するまでに時間を要します。また、気候変動による災害リスクも高く、新規就農者にとって参入障壁となっております。以上のような課題を抱えております。

産地維持に対する危機感としては、後継者不足によりブドウ園の廃園が増加する可能性があります。一度廃園になったブドウ園は再度ブドウ栽培に戻すことが困難であり、産地としての競争力の低下につながります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔８番 波多野佐和子君発言〕

○８番（波多野佐和子君） 課長のおっしゃるとおり、本当にブドウ産地として榛東村として維持していくためには、本当にいろんな様々な問題点があるということが分かりました。その問題点が分かったからこそ、改善点が見つかるわけでございます。やはり榛東村、ブドウの村ということでこれからも進んでいくのであれば、行政もしっかり体制を整えていってほしいと思っております。

また、榛東村では認定農業者支援ということがございます。資格としては、農業改善計画の申請や、５年後の年間農業所得おおむね４２０万円以上など、年間農業従事時間が１，８００時間程度になるということが条件となります。その中でブドウ農家の認定農業者は４件と聞いております。そのほかの小規模農家と申しましょうか、そのほかのブドウ農家は３０件というところでございます。大多数が認定農業者以外だというところでございます。そういった中で、認定農業者以外のブドウ農家に対して継続的に支える補助制度についての検討はあるかどうか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 波多野議員のおっしゃっている認定農業者以外の小規模農業者の支援につきまして、まず重要な課題といたしまして、小規模農家という定義が不確定、不明確であるという点がございます。本村では、統一的な小規模農家の定義を設けておりません。一般的には農林業センサスでは経営耕地面積や販売金額で定義されておりますが、ブドウのような特定作物に特化した農家の場合、経営規模だけでは判断できない状況にございます。

１点目といたしまして経営規模の多様性、ブドウ農家の中には少ない面積でも高い販売額を上げる農家がいる一方、広い面積でも販売額が少ない農家がいることも考えられます。支援対象の線引きの困難性、どの規模までを小規模と定義するかにより、支援対象者の範囲が大きく変わってしまいます。次に、公平性、透明性の確保。定義が曖昧なまま補助制度を創設すると、対象者の選定基準が不透明になるおそれがございます。

以上のことから、現在のところ、補助制度の対象となる線引きが非常に難しいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ８番。

〔８番 波多野佐和子君発言〕

○８番（波多野佐和子君） 認定農業者になりますと、農機具の購入費補助だとかそういったものがたくさんございます。それ以外で経営されているブドウ農家に対してというものはないわけですから、そういったところで私は今回の質問をさせていただきました。経営状態というものは、おうちによって違うというのも分かっております。ですが、高価な農機具等の購入費の補助というものは、認定農業者以外は受けられていないので、そういったところはどういうものかと、ブドウ農家を維持していく、榛東村のブドウを維持していくためには、そういったところも改めて考える必要があるのではな

いかというところで質問させていただきました。

あと、認定農業者で農機具を購入時の補助があるのですが、修理等の補助があれば助かるというような声も聞かれておりますが、そのあたりは、この際ですからちょっと伺いたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 農機具の修繕の補助金というところではございますが、現在考えてはおりません。理由といたしましては、それぞれの農業用機械の操作状況、丁寧に扱っているかとか少し乱暴に扱っているかなど、また使用した時間が長い、短いなど、農家や機械の使用状況が様々であり、基準が設けられないためでございます。公平な基準が設定できないためでございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） こうやって公式に伺うことによって、そういった問題を投げかけてくださる方々に説明ができます。ありがとうございます。

昨年、地域おこし協力隊制度を活用する、ブドウの栽培を学びながら定住につなげる取組なども考えられると思います。昨年度は、ワインのほうで萩原君というすばらしい協力隊が活動しておりますが、またブドウに対しても、榛東村での新たな取組などを検討されているか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 現在のところ、新たな取組の導入は考えておりません。理由といたしましては、先ほども申し上げているんですけれども、農家の規模や経営状況が様々であり、真に必要な支援が何かについて、近隣市町村の事例を参考にしながら継続的に研究中だからでございます。村内の認定農業者等連絡協議会や農業委員会からのご意見をお聞きしながら、現在の制度の充実に龍力してまいります。

本村の農業は、暮らしや四季折々の風景を形づくる守るべき基幹産業であり、次世代に継承していかなければならない重要な資源です。引き続き現在の支援制度を継続しながら、農業を志したい方々に寄り添い、榛東村で就農してよかったと言ってもらえるような環境整備に努めてまいります。

現在取り組んでいることにつきましては、ブドウ栽培に限らず、新規就農希望者から相談があった際には、県渋川地域農業課と連携し、各種制度の案内、農地、研修先に関する情報提供を行っております。また、渋川北群馬地域で組織している農業担い手育成支援協議会で、管内新規就農希望者の情報共有や新規就農者向けイベントへの参加等を行っております。

村の状況でございますけれども、令和8年度の予算では、ブドウ農家さんに限らず、認定農業者と認定新規就農者であれば活用できる榛東村認定農業者経営改善補助金の充実に図りました。補助率は

30%で変更はございませんが、補助金の上限額を30万円から40万円まで引き上げました。また、令和6年度に新規就農された方1名には、農業経営開始資金を継続して支援するとして、令和8年度予算で計上しております。そのほか、昨年度から親元で就農しブドウ栽培を行っている方が1名おりますので、相談を継続し、可能な支援等を調査しており、将来の担い手として期待しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。いろんな様々な支援の下で、これが維持できるように頑張っているということがよく分かりました。

また、今度バイパスが通ります。バイパスが開通しますと、ブドウ園というところでこれも観光の魅力でもございます。そういった中で案内板等の設置、看板ですね、それについては検討されているかというところです。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ブドウ看板の設置の考えというところですが、南新井前橋線バイパスが全線開通した際には、駒寄スマートインターチェンジから役場西の交差点までスムーズに到着できるものと考えております。役場付近にぶどう郷の看板を設置することは、ぶどう郷をPRする上では有効な手段であると考えております。

ぶどう郷の看板につきましては、ぶどう生産組合で設置し管理しているものと、村で設置し管理しているものがございます。ぶどう郷の看板設置につきましては、ぶどう生産組合の要望や設置者、設置場所などをほかの法令等を調査し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） インターを降りてブドウ園に行こうというような、観光をしながらというような方々も増えると思います。そういった中で看板があるということは親切でもありますし、榛東村ぶどう郷があるんだということを、また意識の中に刷り込まれていくものだと思っております。ぜひ観光で訪れた方々が榛東村のぶどう郷に寄っていただけるように工夫をしていただきたいと思います。

次に、次の質問となります。

本村の指定文化財でもございます孝経の碑は、1819年に江戸時代に広馬場の寺子屋で教えている安中藩主板倉勝重の開いた郷学校で、医術、書に優れた富沢文明と門弟らにより建立された貴重な歴史

資産でございます。親を敬い、人を思いやる精神を後世に伝える大切な文化財でございます。

しかし、現在、風雨や経年劣化により文字の判読が難しくなりつつあるという声もございます。保存状態の把握と保護措置の検討はあるというところでございます。この間、私がそこへ行って拓本してきました。本当にしっかり収めてしたんですけれども、こうやってやはり字が薄くてなかなか判読できないような状況でございます。そういったところで、村としてそのような措置の検討はあるかというところをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 孝経の碑でございますが、先ほど議員からの質問の中でもご説明があったとおり、広馬場地内個人の敷地内、私有地内に建てられておりますが、現在も滅失や毀損などなく、保存してあることを確認してございます。

また、保護措置の検討についてでございますけれども、こちらにつきましては、村指定重要文化財の管理につきましては、榛東村文化財保護条例第6条の規定により、「村指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、村指定重要文化財を管理しなければならない。」と規定されているとおり、基本的には文化財の所有者が管理、保存するものと承知してございます。なお、孝経の碑、また周辺の管理保存につきましては、地元の皆様方により実施されていると聞き及んでいます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 孝経の碑は、親を思い人を思いやり、感謝を忘れないという教えが込められております。現代社会において人とのつながりや道徳心が求められる中、大変意義ある内容と感じます。村として、孝経の碑の持つ歴史的・教育的価値をどのように捉え、学校教育や郷土学習の中で学ぶ機会を今後も設ける、または今までも設けていたかもしれませんけれども、そういったところの考えをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 村民憲章において、「わたくしたちは、文化財を大切にし、教養を高め、文化の創造につとめましょう。」と定められております。また、先ほどのご質問に対する答弁の中でもお答えいたしました、榛東村文化財保護条例第1条の中には、条例の目的が規定されておりますが、「村にとって重要なものについて、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資することを目的とする」と規定されていることから、孝経の碑に限らず村の様々な文化財は、榛東村民にとって重要で大切なもの、文化の創造に資する歴史的・教育的価値のあ

る財産であると捉えております。

これまでも、文化財を紹介する看板の設置や修繕、修繕費用に対する補助金の交付、文化財周辺の環境整備や保存方法に関する助言指導、パンフレットの作成や歴史講座での紹介、文化財を巡るウォーキングなどを実施してきてございます。村民の皆さんが村の貴重な財産である文化財について興味を持ち、また学ぶことのできる機会、事業を今後も実施していきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 50分となりましたので、質問順位4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時29分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君登壇〕

○6番（須田仁美君） 皆様こんにちは。議席6番須田仁美でございます。

通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、子育て世代・若い世帯に選ばれる村づくり、高齢者の外出機会と居場所へのアクセス、村内活性化と民間活動への情報発信支援、公共施設の利用環境と防災対策について伺います。

今朝、村長がおっしゃった未来の話をする場、大切な場として、政策の質問をしてまいりたいと思います。課題として捉えていただけたら幸いです。

今回の質問は、全て新しい大規模事業を求めるものではございません。村に既にある制度、施設、人、店舗、団体、情報を必要な人に届くように整理し、つなげ、使いやすくすることを求めるものです。詳細についての答弁を求めることなく、基本的な政策としての考え方等を伺っていきます。

それでは、大問1、子育て世代・若い世帯に選ばれる村づくりについて伺います。

1、転勤や赴任などをきっかけに、榛東村に住んだ子育て世代や若い世帯が、定住先を選ぶ際に榛東村を選ぶ決め手や、逆に近隣市町村を選ぶ要因について、転入者や子育て世代へのアンケート、窓口での聞き取りなどにより把握、分析し、定住施策に生かす考えがあるか伺います。

以後、自席に戻り順次質問いたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

転勤、赴任等の際の調査は、現在特段実施はしておりませんが、本村が子育て世代や若い世代の定住先といたしまして選ばれる主な決め手は、保育料無償化をはじめとした子育て支援制度の充実、学校給食費無償化、自然環境の豊かさ、住宅費の手頃さ及び通勤利便性の高さにあるものと推察しております。

本村の各種計画資料におきまして、保育施設の整備や18歳までの医療費無料化、学校給食費の無償化など、子育て環境の充実が重点施策として位置づけられていることが挙げられます。また、令和7年度に実施しました村づくりアンケート調査におきましても、人口減少対策といたしまして、子育て世代への経済的支援が33.5%と最も高く、住民の関心が極めて高い分野であることが裏づけられております。

一方で、住みたくない理由といたしまして、「日常の買物が不便」64.5%、そして「道路事情や交通の便が悪い」58.1%が上位を占めておりまして、これらが近隣市町村を選ぶ要因等になっているものと認識しております。

しかしながら、近年は、県道をはじめといたします道路網の整備が進むとともに、近隣自治体における大型ショッピングセンターの立地等によりまして、住民の生活環境は着実に向上してきております。こうした状況を踏まえまして、本村が定住先として選ばれる機会も徐々に増加してきているものと考えております。また、村づくりアンケート調査につきましては、先ほど来回答もさせていただいておりますが、今年度より毎年実施します村の長所、短所を分析し、施策に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 先ほども30代の増加が四十何件あるということでありましたけれども、そういった年代が移住・定住に向けて考えていく時期なんだと思います。また、給食費や保育料の無償化、そういったものについては、近隣市町村、国の施策もあり、だんだん同じように平らになっていくと考えると、2番ですね。「子どもを産み育てるなら榛東村」と村長が掲げていらっしゃるんですが、移住・定住促進に向けて、子育て支援や教育環境、自然環境、都市部へのアクセスなど、とてもよいというところをPRですね。子育て世代にとっての魅力となる情報、移住・定住、そういったページ、公式LINEを利用したりSNS等で整理し、近隣自治体と比べた本村の特色や差別化を強化していく、訴えていく考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答いたします。

これまでもホームページや広報に加えまして、公式LINEやインスタグラム等でも様々な情報を

発信してきております。村独自の取組なども含めて、引き続き情報発信をしていきたいと思っております。

また、移住検討者の方につきましては、具体的な生活イメージを求める傾向にあるため、保育環境、医療費の助成の範囲、教育施設の状況等を示すことがより有効的と考えております。

今後、群馬県地域創生部主催の東京有楽町移住相談会や、渋川行政県税事務所主催の北群馬渋川地域移住セミナーへの参加も予定しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） では、3 日目、村外通学への支援についてです。

まず、実態把握として、バスの定期券について補助していただいているわけですが、バス利用だけでなく電車利用や、ほかの榛東内には駅はないわけなんですけれども、そういったものも含めて遠くへ通学している方もいるとお聞きしています。そういった高校生等の通学にどのような負担があるのかを把握し、公平性を点検する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

本村におきましては、令和 6 年度から路線バス通学定期券補助金事業を実施しております。こちらの事業につきましては、路線バスの存続の維持を最優先に考えた制度でございまして、結果的に利用活性化のために学生の定期の半額補助を実施してきております。

本村は、高崎駅行き、前橋駅行き、渋川駅行きの路線バスがあり、最近では本数も減ってきておりますが、このバス路線につきましては村の公共交通機関としても重要なものであり、維持していきたいと考えております。

また、群馬県内の自治体の多くは自治体内に駅を有しておりまして、路線存続の目的も含めた電車の利用料補助が出ている自治体もございます。本村につきましては、バス路線維持のために補助対象者の拡大を検討しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 4 番目、移住・定住を検討する子育て世帯に対し、住まい、仕事、起業、子育て支援制度を一括的に案内し、定住後も支援につなぐ体制や、村内に住んでいる子育て世帯、移住経験者の声を相談や発信に生かす仕組みを検討する考えがあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

移住・定住を検討する子育て世代に対しまして、住まい、仕事、起業、子育て支援制度等の案内につきましては、現在本村職員で対応をしております。

本村におきまして空き家バンクの登録制度を実施しておりますが、現在は登録件数がゼロ件でございます。現段階では、直ちにアンバサダー制度の設置を検討することは考えておりません。まずは、既存の子育て支援政策や移住・定住政策に注力をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 実際に移住・定住した方は、榛東村を好んで住んで選んでいただいた方でありますので、そういった方の気持ちとかそういったものの発信に活用いただければいいかなと思って質問いたしました。

では、次に大問2、高齢者の健康寿命を支える外出機会と居場所へのアクセスについて伺います。

1、高齢者の健康維持や孤立防止のため、現在の移動支援が買物や通院だけでなく、介護予防、交流、趣味活動など、健康寿命を支える外出機会にも対応できていると考えるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 関口住民生活課長。

〔住民生活課長 関口健一君発言〕

○住民生活課長（関口健一君） 回答させていただきます。

移動支援施策につきまして、住民生活課が実施する榛東村福祉タクシー利用補助金についてご説明申し上げます。

福祉タクシー利用補助金は、高齢者及び心身障害者等の交通弱者の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的としてございます。

対象となるのは、車両及び運転免許証を所有していない70歳以上の高齢者のみの世帯、母子父子家庭の世帯などの世帯です。交付要件を満たしている方に対し、年間最大4万円のタクシー料金を補助しており、500円券を年間最大80枚交付してございます。

この内容は、近隣自治体と比較しても充実したものとなっております。令和7年度のタクシー券申請者数は222名で、うち高齢者世帯の申請は192世帯でございました。タクシー券の申請理由には通院や買物などが挙げられており、これらは高齢者の日常生活に不可欠な外出機会でございます。移動手段の少ない高齢者の方が、これらの生活に欠かせない活動を継続することで、地域社会との関係を保ち、孤立防止に寄与しているものと考えてございます。

本施策は、高齢者の通院による健康維持、買物による生活の質の確保、地域との交流機会への参加などにつながっており、外出機会の確保に一定の役割を果たしているものと考えてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 福祉タクシーについての補助については理解しているんですけども、そういったものが漏れている人がいないか、対象者でなく困っている方がいないか、随時点検をしていただけならなと思っております。

2 番、認知症カフェや介護予防事業など、高齢者向けの健康づくり・交流の場について伺います。

よい事業を用意しても、そこへ行く手段がなければ参加できません。移動手段や交通の費用負担の問題により参加しにくい方がいる可能性を把握し、参加につなげる考えはあるか伺います。先ほどご答弁いただいた福祉タクシー券については、病院の通院等ですとかそういったもので使い切ってしまう人もいるということを伺っております。そういったものも含めてお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 令和6年3月に策定いたしました第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画のアンケート調査として実施いたしました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、介護予防事業に参加する上での妨げになることでは、「交通手段がない」と回答した方が23.4%の結果でございました。

認知症カフェにつきましては、今年度新たに開催場所1か所増やし、現在村内4か所で実施してございます。移動手段のない方につきましては、先ほどの福祉タクシー利用補助金やしんタクをご案内しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） では、3のしんタクについて伺います。

今回の検証結果の詳細を求めるというものではなく、改善に向けた声の確認について伺うものです。利用している方だけでなく、使いたいが使っていない方、制度を知っていても使いにくい方の声も含めて把握し、対象者、運行範囲、予約方法、自己負担額等について必要に応じて改善を検討する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 令和6年11月26日全員協議会でご説明のとおり、榛東村タクシー利用料金助成事業は、本村が目指す人生100年時代に向けました、村民の誰もが活躍できる村づくりの実現のために、村民の日常生活を支える持続可能な公共交通施策が必要であることから、村内移動のニーズ調査として実施している実証実験でございます。こちらの実証実験では、対象者を運転免許証

の所持にかかわらず、本村に住所を有する高校生相当世代以上の方として、高齢者の方に限定しているものではございません。

なお、ご指摘の諸課題につきましても、重要な検討材料と認識し、榛東村公共交通対策等検討委員会で協議の上、第1段、第2段で運行範囲、利用時間、自己負担額などの見直しを行い、実施をしてくているところです。

また、令和6年2月から3月に実施しました利用者アンケートでは、「自家用車がなくても、外出できることになったのはありがたい」「バスが利用できない時間帯にタクシーを安価に利用できて非常に助かった」といったご意見をいただいております。また、86.1%の方が、しんタクが本格実施された場合、「利用したいと思う」と回答されております。

このアンケートや第2段の結果を踏まえまして、第3段の実証実験が今月よりスタートしました。内容は、利用者自己負担額の見直しを行い、村外までの自己負担額1,800円から1,500円へ変更いたしました。また、利用できる時間を見直し、午前5時から午後10時までの利用を可能にして、適宜制度の見直しを行っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） しんタクについてのアンケートの結果ということで伺いましたが、先ほどもお伝えしましたように、利用しなかった方の声は反映しにくいようなアンケート体制になっていると思いますので、そういった点の改善を求めます。

4番、福祉タクシー制度があるということは、先ほども承知しているということでお伝えしたんですけれども、制度の対象者とならない方というものに、移動にかかる費用負担により、外出や村の支援事業の利用を控える高齢者がいる可能性を把握し、利用しやすい負担の在り方を検討する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 先ほど総務企画課長から説明があったとおり、現在、しんタクの第3段実証実験が開始されたところでございます。現在行っております福祉タクシー利用補助金を含めて、現在行っている事業を引き続き周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 高齢者の外出支援は、個人の移動手段だけでなく、地域に近い場所へ事業を届ける視点も必要です。自治会の実務に過度な負担をかけずに、村主導でコミセンなどを利用し、地

域ごとの出前型事業も現在もしていただいていると思いますけれども、検討していただきたいと考えます。

次に、大間の3、村内活性化と民間団体活動への情報発信支援について伺います。

1、村内の飲食店、新規店舗、民間団体や文化・スポーツ活動等について、村内には個人で頑張っている店舗や活動団体があり、村の魅力や地域資源として情報発信を整理することが必要だと考えております。

渋川市公式LINEでは、しぶかわ推し認定をしている地域の飲食店の応援をしており、東吾妻町と長野原町だったかなと思うんですけれども、連携してPR発信を町長さんがされていらっしゃる事例も見られました。

特定の事業者だけ応援するのではなく、公平な掲載基準を設けた上で、公式LINE、ホームページ、SNS等を活用し、地域の食堂、飲食店、新規店舗やイベント等を紹介していく仕組みをつくる考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） まずは、村内の飲食店、新規店舗に関する情報整理でございますけれども、榛東村の商工会の会員だけでおよそ300の事業者がございます。会員の情報につきましては、商工会の方が把握していると認識をしております。村といたしましては、引き続き商工会と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 商工会との連携を図っていただけたということでしたけれども、渋川市はすごく広い範囲にいろんなお店がございます。榛東は、この立地を範囲にあるお店、かなり公開しているものと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

3番、失礼いたしました、2番目にふるさと公園まつり等を、3ですね、番号間違えました。イベント期間だけで終わらずに、村内の店舗や公共施設を巡る仕組みにすると、地域内消費や村の魅力発信につながると考えております。一定期間、村内の飲食店、店舗、公共施設等を巡るスタンプラリーや回遊特典を実施し、村内の回遊につなげる考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） まず、スタンプラリーの村内回遊施策の現状についてお答えをいたします。

春と夏のふるさと公園でのイベント時にスタンプラリーを実施しております。参加者には、協賛店

舗や公共施設の10か所を巡っていただいております。直近の春まつりでは、100名以上の方がスタンプラリーを達成されました。

その際に、各店舗で一定額以上のお買上げの方のノベルティーとして、ミニ鉄道無料乗車券の配布を行っていただいております。ふるさと公園まつりにつきましては、ふるさと公園周辺活性化委員会で協議してまいります。現在配布している村民1人当たり1万円のクーポン券ですが、こちらは取扱店が70店舗ございますので、まずは、クーポン券を9月末までの期間内に多くの皆様にご利用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 4番、先ほど提案済みの移住定住サポーターや地域活動の協力者等への謝礼や参加特典ということで伺います。

先ほども9月までの商品券、村内商品券もあるということですが、そういったものを幅広く活用するということだったりとか、ポイント制度を活用している課がございますけれども、そういったものを活用し、協力者が村内店舗を利用し、その体験をSNS等で発信することで、地域内消費と村の魅力発信が循環する仕組みを、公平性や表示ルールに配慮して検討していく考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えさせていただきます。

先ほど須田議員が質問されました1の（4）でも答弁させていただいておりますが、現段階で移住定住サポーターまたはアンバサダーについては、直ちに設置を検討することは考えてございません。そういった中で、移住定住サポーターや地域活性化活動の協力者等への謝礼といたしまして、榛東商業振興会が発行いたします期限付商品券等は活用する考えは現時点ではございません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 5番、しんとぴあを活用した室内型・体験型イベントについて伺います。

ふるさと公園まつりやenjoySHINTOとは異なる形で、民間団体、文化協会、中学校、地域団体等と連携し、多世代が交流しながら楽しめる機会をつくる考えがあるか伺います。

先日のしんとぴあのBABY FESは盛況だったと伺っております。イベントの場で村からの提案やPR、アンケートも行えば、横断的な活用にもつながると考えます。村の見解を伺います。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） しんとぴあの開館を契機に、これまで他の施設で行っていたイベントや事業についても、しんとぴあで実施を予定しているものがございます。敬老会や村民文化祭の作品展、しんとうママフェスなどを計画しておりますが、民間団体主催のイベントとしましては、先ほど議員からお話がありました、去る5月24日曜日にHUG ME BABY FESが開催され、たくさんの方が来館し、大変盛況でございました。今後、村内小中学校との連携協力による事業といたしまして、展示スペースを活用した小中学生の作品展を行っていく計画でございます。

ほかにも、イベントの開催について相談をいただいているものが数件あるほか、当課においてもいろいろな事業を企画しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 小中学校の展示スペース、とてもたくさんのいろいろな世代の方が見に来ていただけて楽しんでおります。

では、大問4番、公共施設の利用環境と防災対策について伺います。

1、図書室、みんなのこども部屋、しごと学習スペース等について伺います。

しんとぴあは、意見箱が目立つように設置してあり、とてもよいと思います。利用者数だけでなく、使いたい時間に使えているか、子どもや保護者、高齢者にとって使いやすいかという視点で、アンケートや意見箱を活用し、利用者の声を把握した上で、今後の施設運営や利用環境の改善に生かす考えはあるか伺います。先ほどの朝の質問でも一部回答いただいておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 朝の柳岡議員からのご質問でもお答えいたしましたとおり、アンケートボックス、そうしたものの活用や、受付時にお渡しするカードからの二次元コードによる回答、そういったものにより情報収集も行っているところでございます。

また、利用者の状況の把握についてでございますが、南部コミセンの図書室、談話室でございますが、こちらにつきましては、職員によるカウントを行い、日報に記帳して利用人数の把握をしております。

また、しんとぴあみんなのこども部屋としごと学習スペースにつきましては、ご利用の際に受付票への記入をお願いしておりますので、その受付票から利用状況を把握しております。また、4月受付分からはございますが、受付票の情報から、利用人数、村内者、村外者の別、みんなのこども部屋では、大人、小学生、6歳未満といった利用人数について利用状況を把握しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） QRコード等からのアンケート、そういったものを集計もしていただき、公表していただく等も検討していただければと思います。

2 番、みんなのこども部屋、図書室、しごと学習スペースの利用時間について伺います。

例えば児童館の機能を一部移転したというみんなのこども部屋ですけれども、利用時間も児童館に準じているようです。例えば保育園が平日 4 時頃の降園からと考えた場合には、こども園、保育園等に行かれるお子さんが、5 時まででは短く、利用につながらないということも考えられます。そういった関連等も考えて、保護者同伴で利用する場面や夏休み、またしごと学習スペースとかでは定期試験前など、利用ニーズが高まる時期に、曜日限定や期間限定でもよいので利用時間の延長、または図書室が終わった後でも返却ができる方法について、試行する考えがあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） みんなのこども部屋の利用時間につきましては、旧児童館の開館時間に準じたのではなく、他市町村の公民館やしんとぴあの開館時間を参考に決定したものでございます。

旧児童館の開館時間は、平日と土曜日の午前 10 時から午後 5 時まででございました。日曜や祝日は休館としてございました。しんとぴあのみみんなのこども部屋では、月曜日が基本休館となりますが、日曜日や祝日も開館しており、利用開始時間も午前 9 時から午後 5 時までとご利用いただいております。

しんとぴあの開館と併せて南部コミセンにつきましても、同様の開館時間に改正して運用を開始してきてございますが、改正前は休館日としていた国民の祝日を開館することとしたため、利用者からは歓迎とねぎらいの言葉もいただいているところでございます。

利用時間延長等を検討する考えはあるかとのご質問でございますが、現時点では利用者からはそういったご要望もいただいてございませんので、利用時間の延長は考えてございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） では、3 番、公共施設の日常的な使いにくさについての対応について伺っていきます。

特に新しく整備されたしんとぴあについては、先ほどもお伺いしたように利用者の声を拾い上げて随時改善していっているということで、生涯学習課が施設内にあるメリットの一つだなと思いました。

一方で、通告にあります雨風に弱い自転車置場については、雨天時に屋根つきの場所に止められる対応があるということになっておりますけれども、いつ天候が変わるかは分からないもので、帰るときにはぬれているということもあります。

また、子どもトイレの手洗い場については、より安全な踏み台を用意していただきましたけれども、子どもトイレがある施設では、子ども用の低い手洗い場が設置されていることが多いと思います。トイレ内には、もう一つ手洗いスペースが設置できそうな箇所もあるように見受けられますが、衛生管理、安全管理の観点から、今後改修を検討する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） しんとびあの施設管理者といたしまして、利用者の利便性向上や安全性の確保を第一に考え、予算措置の状況や費用対効果などの面からも総合的に勘案して、よりよい施設となるように努めているところでございます。

また、先ほど議員の質問の中で雨風に弱い自転車置場というご指摘がございましたので、この部分について若干補足の説明をさせていただきます。

しんとびあの駐輪場に屋根や囲いがいないことから、雨風に弱いとの認識であると思われます。こちらにつきましては、しんとびあ及び学校給食センターは、議員もご承知のとおり、防災中核機能施設として整備されたものでございまして、災害が発生した場合には村の防災拠点として活用される施設でもございます。駐輪場としている場所、ここはしんとびあの南側、ホワイエを出たインターロッキングで施工された部分でございしますが、こちらにつきましては、災害時には防災広場として活用するゾーニング、計画がされており、緊急車両や自衛隊車両などが活動する場所として想定している場所でございます。また、しんとびあの多目的ホールからも直接資材等を搬出入できるよう扉が設置してあるのも、防災拠点としての利便性を考慮してのものです。

再度申し上げますが、駐輪場に屋根や囲いの設置がないのは、村の防災拠点として避難者や従事者の移動や活動に支障のないよう考えて整備されたものでありますので、村民の方から問合せやご意見があった場合には、そのようにお伝えくださいますようお願いいたします。

なお、議員もおっしゃっていましたが、実際に雨や風が強い日などにおいては、エントランスの屋根の下をご利用いただくようご案内をしているほか、職員からも声かけを行うよう指示しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 災害時対応という構造上の問題点がある必要性があるということで、にもかかわらず対応策、考えていただいていることに感謝申し上げます。

さらになんですけれども、車椅子駐車場の看板がスロープ延長上に設置されており、通行に支障が起きる懸念があるのかなと思いました。新井緑地公園側のしんとぴあ出入り口先の道路は工事途中で、歩道との境界ブロックが鋭利になっているように見受けられます。左折時の左折先の道がクラックしており、乗り上げの跡が複数見られました。南側からの道路通行についても、突然歩道ブロックが出てきて道路がずれているため、夜間は特に危険であると感じております。中学校も近く、通学路の観点からも早急な対応が必要だと思います。細かく通告していないため、個別箇所のことの詳細な答弁までは求めませんけれども、これらの実態は把握しているか、または今後必要な点検や対応につなげる考えがあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほど議員からスロープの部分とのご指摘をいただきました。実際道路になる部分でございますので、建設課長とも以前から相談をしており、縁石の部分ですか、ちょっと乗り上げがあるのも確認しているところでございます。今後そのような場所がありましたら、うちのほうも確認はしてございますが、またお知らせください。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 細やかな対応ありがとうございます。

4 番、小中学校について、高齢者、交通弱者のしんとぴあへの移動困難を踏まえて、各公共施設の空き時間等を活用し、自習や交流スペースとして開放、周知する考えがあるか伺います。

こちら、例えば南コミ和室などで、空いている時間に談話や自習、夏のクールシェアとして活用することも考えられます。各コミセンについては自治会管理であることは承知しておりますけれども、曜日限定の試験運用、借り上げ、補助金、運用委託などにより、子どもの居場所や高齢者の孤立防止、多世代交流につなげる考えがあるか伺います。

失礼しました。（6）番を言ってしまうています。順序、逆になってしまっていますが、よろしいでしょうか。失礼いたしました。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先に、公共施設、総務企画課が管理いたします、所管しております役場庁舎について回答させていただきたいと思います。

現状では、会議室を利用する予約が入っておりまして、日によっては会議室の使用がいっぱいで空いている状況がないといったことから、会議室の開放については考えておりません。また、こども家庭センター設置によります相談場所の確保などもございまして、現状足りていない状況も散見されま

す。

なお、日常的な滞在スペースといたしましては、開庁時間内は、今までどおり、庁舎1階及び2階の談話コーナーをご利用いただいております。また、各行政区のコミュニティセンターの開放についてのお話もございましたが、村内各行政区に設置しておりますコミュニティセンターにおきましては、常時管理者が常駐しておりません。施設の開放につきましては、現在管理を現在お願いしておる自治会長との協議が必要であるかと考えております。

そういった中で、関係機関との調整や財政的な負担、人的な体制の確保など、幾つかの課題が伴うものであると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 失礼いたしました。（4）番も先ほど併せて聞いてしまいました。申し訳ありません。

では、5 番のしんとびあの安全管理体制についてです。

子どもや高齢者も利用する施設である以上、事故や急病、災害時の対応手順が利用者にも分かる形で整っていることが必要です。警備、巡回、緊急時対応など、安全管理体制の現状をどのように把握し、必要に応じてなっているか。の現状をどのように把握し、必要に応じて随時、点検強化していく考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） しんとびあにおきましては、施設の防火管理に係る消防計画を定めておりますが、警戒や巡回、緊急時対応などについてマニュアル化したものは現在ございません。職員が業務、事務を行いながら、臨機応変に対応してきてございます。昨年の開館からこれまで、危険を感じたり、緊急時の対応が生じたこともございませんが、職員と利用者の皆さんと一緒に、安全に施設を利用していただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） マニュアル化はないということですが、もしもの際にすぐに対応ができるようお願いいたします。

また、先ほど順序が移動してしまつて申し訳ございませんでした。

（6）番で、先ほどのご答弁から、開庁時の榛東村役場も利用ができるとご答弁いただきましたけれども、そういったものが利用できることが分からない方もいらっしゃるかと思いますので、周知す

る媒体を増やしていただいたり、小中学校でアナウンスしていただいたりしていただけるとありがたいと思います。

次に7番、イベント時に子ども同伴のため観覧を諦めることがあったり、静かに座ってられないからということで行かれない場合があったりします。空き部屋や、しんとびあであればテラスやロビー、そういったところにモニターを設置し、別室やロビーで観覧できる工夫を試行する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員のご質問のイベント時とは、多目的ホールでの講演会や音楽会などのことかと思います。イベントを企画していく中で、そのイベントの内容や対象者、来場者予測などを行いながら実施計画を立ててございます。必要に応じて観覧できる方法は検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 最後に、（8）番の防災対策についてです。

県の地震被害想定等の見直しを踏まえ、防災計画、そういったものをつくって終わりじゃなくて、県の想定や社会状況の変化に合わせて見直す必要がございます本村のハザードマップ、揺れやすさマップや震度予測、地域防災計画、避難所運営等について、どのように手直しや再点検、見直しを行う考えであるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど議員おっしゃられたとおりで、先月公表されました群馬県地震被害想定調査結果につきましては、本村といたしましても重要な動向であると認識しております。また、災害時における住民の安全確保のため、防災対策の充実は不可欠であると考えております。地震被害想定だけでなく、防災気象情報等も改められましたので、村といたしましては、その内容を十分確認し、最新の情報や知見が地域防災計画等へ反映できるよう努めているところでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 最後まで質問が来ましたが、今回伺った内容については、全て新しい大規模事業を求めるものではありません。子育て世代に選ばれる村づくりも、高齢者の健康寿命を支える外出機会も、地域の店舗や活動団体の情報発信、公共施設の使いやすさや防災対策、全て共通し

ているのは、住民の暮らしに近いところから村の価値を高めていくという点です。まさにenjoy SHINTOだと思います。今すぐ大きな予算をかけることが難しくても、実態を把握すること、情報を整理すること、試行することはできると思います。

また、いろいろな施策をきめ細やかに進めることにより、村の魅力を高め、交流や消費につなげ、村の自主財源を増やす取組も怠ってはなりません。村としてできるところから前向きに取り組んでいただくことを求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時16分散会

令和 8 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

6 月 1 0 日 (水)

令和 8 年第 2 回榛東村議会定例会会議録第 2 号

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議事日程 第 2 号

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分について（令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 5 議案第 5 1 号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 4 号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 令和 8 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 5 6 号 令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 5 7 号 令和 8 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 5 8 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	富 澤 光 彦 君
住民生活課長	関 口 健 一 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	岡 部 貴 一 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	狩 野 宏 記 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	綿 貫 充 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	早 川 弘 行	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第2回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順位6番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

12番清水健一議員。

〔12番 清水健一君登壇〕

○12番（清水健一君） 皆様、おはようございます。議席番号12番清水でございます。

通告に従って、質問を行ってまいります。

気象庁は、今年から、最高気温40度以上を酷暑日とし、名称を追加しました。今年の夏の酷暑日の予想は、直近10年間の平均と同程度かやや多くなる見込みです。

災害級の暑さでは、子どもたちの登下校や運動会の練習なども大変に心配です。最近では、児童生徒の熱中症対策として、冷却グッズを冷やしておける冷凍庫を設置している学校も増えているそうです。今年の夏の熱中症対策について伺いたいします。

あとは議席に戻って質問を行います。

○議長（善養寺 孝君） 綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） よろしく願いいたします。

議員ご指摘のとおり、今年の夏は全国的に気温が高いと予想されておりまして、学校においても、健康被害を防ぐため、暑さ指数、いわゆるWBGTに基づいて屋外での活動実施の可否を判断することなど、熱中症事故防止対策に適切に行うことが必要であると認識しております。

登下校における熱中症対策といたしましては、日傘、ハンディファン、水でぬらしたタオル、ネッククーラー等の使用を許可しているとともに、水分補給のための水筒の所持といった対策を実施しております。

また、学校生活につきましても、暑さ指数WBGTを基に外遊びや外での体育を控えたり、水泳の授業においても、気温と水温の合計が高温のときには、水泳の授業を中止したりするなどの対応を行っております。本村では、小中学校体育館が冷房管理されておりまして、外での活動が難しい場合に

は、体育館で冷房が効いた環境の中で学習に取り組んでいます。議員が心配されている運動会の練習につきましても、暑さ指数WBGTを基にして暑い日には体育館で実施しております。

近年の気象状況を踏まえ、運動会の実施時期につきましては、比較的気温が高くない10月に変更いたしました。さらに、令和6年度より、暑さ対策のために夏休みの期間を延長し、現在は8月31日まで夏休みとなっております。長期休業の期間も、気象状況を踏まえ、変更しているところでございます。

万が一、児童生徒が熱中症になった際の対応でございますが、すぐに体を冷やすことができるよう、保健室や職員室等の冷凍庫に保冷剤を凍らせておくなど対処できるようにしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 本村も冷却グッズが下校時間などに利用できるよう、各教室に1台とまでは言いませんが、せめて各学年に1台ぐらい冷凍庫設置を考えるべきではないかと思います。

今後、暑い夏が来ることを想定し、児童生徒の健康を守るため、暑さ対策として冷凍庫を設置する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 議員ご指摘の冷凍庫の設置についてでございますが、下校時も冷たい状態で保冷材などを持たせられるというのは、熱中症対策の一つとしては有効なのではと感じております。

しかしながら、保冷剤を冷やすための冷凍庫の設置につきましては、日頃主な生活場所となっている教室や廊下が考えられますが、教室は児童の机、椅子、給食用の配膳台等、様々な物品があるとともに、また学習に行う多様な活動のスペースも確保しなければならない状況がございます。また、廊下も同様でございまして、消防法や火災予防条例との関連もあり、難しいという状況でございます。

現在では、中部管内近隣市町村で、学校に熱中症専用の冷凍庫を設置している自治体は、今のところないという状況を確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、睡眠教育についてお聞きます。

生活リズムの乱れなど不登校に陥る生徒が増加する中、睡眠不足が子どもの不登校を招く一因であることに着目し、睡眠の重要性を学ぶ授業や面談などを通じて、子どもの生活習慣の改善を図る睡眠教育、いわゆる眠育を実施している学校が増えているとのことです。

熊本県、三原台中学校の取組を少々紹介させていただきます。

三原台中学校が眠育を導入したのは2015年からです。当時、学校の生徒指導担当を務める、状況をよく知る市教育委員会の木田主事は、やる気が出ないなどの原因不明の体調不良で不登校になる生徒が多かったと振り返ります。

打開策を模索する中、不登校の多い学校と少ない学校の違いは、睡眠時間の差が考えられるとの分析をしていた熊本大学の三池輝久教授の研究に着目、三原台中学校で、全生徒の入眠時間の調査に乗り出しました。すると、全体の約7割が午前零時までに寝ているのに対して、年間30日以上欠席する不登校生徒の約8割が午前零時以降に就寝していることが明らかになりました。こうした結果を根拠に、睡眠不足が不登校を誘発する一因と結論づけ、三池名誉教授と直接連携を取り、市内で初めて同校で眠育が開始されました。

三池名誉教授と協力して、生徒用の教材と睡眠表を作成、教材を用いて教師は、睡眠不足から生じる無気力によって不登校になる事例や、睡眠の質を高める方法といった医学的な知見に基づいた授業を学級ごとに実施しました。生徒は睡眠表を活用して、30分単位で2週間分の睡眠時間を朝すっきりしているかななどを記入、睡眠時間に応じて朝の体調変化が見える化し、学校側に提出させたそうです。

一方、学校側は、睡眠表を基に睡眠時間が短い生徒に個別面談を実施、生徒に合った睡眠時間をアドバイスするほか、寝不足の原因となる学校での人間関係の悩みや進路、家庭での不安などを聞きながら就寝起床時間の目標を決め、生活習慣の改善を図っていったそうです。その結果、不登校の生徒は5年で35人から16人に半減し、木田主事は一定の効果はあると判断し、継続していったそうです。

このように睡眠が不登校児童生徒の減少に大きく関わると思われます。本村としての見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 文部科学省の調査では、不登校の小学生の26.2%が生活リズムの不調に関する相談をしていたというデータが得られております。また、不登校の中学生を対象とした民間の調査では、学校に行きたくない理由として、疲れる、朝起きられないが上位という結果になっていることを認識しております。子どもたちの課題としまして、ゲームやスマートフォン依存により夜更かしし、寝不足となることも不登校の要因の一つであると感じております。

これまで、県教育委員会では、子どもたちに身に付けてもらいたい、当たり前だけれども、とても大切なルール「ぐんまの子どものための50のルール」を作成しております。その中の1番目のルールが「早寝早起きをしよう」でございます。これに2番目のルール「朝食をしっかりとろう」を含めて、早寝早起き朝ごはんを推奨している学校が本村を含め県内で多くあります。睡眠を含めまして規則正しい生活習慣を身につけ、毎日の生活を過ごすことで心身ともに健やかな体となり、不登校防止にもつながると考えております。

本村の今年度の例でございますが、中学校では、学校の校時表、いわゆる時間割表と言われているものでございますが、見直しを図ってまいりました。具体的に申し上げますと、6校時までの時間を調整して午後3時30分に終了し、その後の部活動の時間は、通常は午後5時までに終了、下校するといった時間設定にしたものでございます。下校時間を早くすることで、家庭での夕食時間や家庭学習に取り組む時間が早くなり、規則正しい生活習慣と就寝時間の適切な確保もできると考えています。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、不登校の児童生徒への支援についてお聞きいたします。

不登校や教室に通いづらい状況にある児童生徒の居場所を確保するための小中学校3校に、校内教育支援センターを設けていますが、利用状況をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 議員もご承知のとおり、村内では、令和7年度より全小中学校に校内教育支援センターを設置しております。校内教育支援センターは、学校生活で何らかの困難さや困り感を感じ、教室に入りづらい、不登校の兆候が見られる、また一時的に気持ちを落ち着かせたい等の状態にある児童生徒が、学校内で安心して過ごせる居場所として設置されているものでございます。

そして、センターの中心となっているものが校内教育支援センターコーディネーターでございます。子どもたちの相談や学習支援などに当たっております。今年度、校内教育支援センターコーディネーターは3校とも校長経験者を任用し、今までの豊かな経験や知見を基に、子どもたちへの支援に当たっております。県内で、全ての小中学校に校内教育支援センターが設置されている事例は、まれなケースでございます。

校内教育支援センターの利用状況でございますが、昨年度は小学校9人、中学校24人の利用がございました。また、今年度ですが、5月時点ですが、小学校10人、中学校6人の利用がある状況でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 国では、少子化で子どもの数が減少していく中で、不登校児が増えていく現状に対して相当の危機感を持っています。対策の一つが、不登校の児童生徒の学びを確保して、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることだと思います。

この校内教育支援センターの取組は非常に有意義なことだと思いますが、どのような効果があったか、教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 校内教育支援センターの設置によりまして、教室に行きづらい児童生徒に対し、安心して過ごせる落ち着いた空間を提供することができ、これにより心理的なハードルが下がり、登校する習慣がついております。また、児童生徒一人一人のペースに合わせて個別の学習支援を行うことができることで、学習や進学への意欲を回復させることが期待できます。

そして、センターの中心となっている者は先ほど申し上げました校内教育支援センターコーディネーターで、子どもたちの相談や学習支援などに当たっております。

また、センターで少しずつ学校生活に慣らしながら、最終的には、在籍学級への復帰や欠席日数の増加を防ぐ中継地点としての役割を果たしていると考えております。中学校では、これまで不登校だった生徒が校内教育支援センターに通えるようになった事例もあり、学校の中に居場所があることで生徒の状況により授業に出たり、休んだりすることが柔軟にでき、不登校の予防になっています。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 最後に、不登校の児童生徒への支援を今後どのように取り組んでいくか、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） 学校生活で何らかの困難さや困り感を感じ、教室に入りづらい要因は、不登校に限らず、様々な要因が見られます。具体的には、発達障害や学習障害などが要因で困難さを感じている児童生徒、外国にルーツがあり、日本語や日本の文化などに困難さを感じている児童生徒などでございます。

今後、校内教育支援センターの機能につきましては、そのような児童生徒のためにも支援に当たることができるよう、包摂的に対応できるような機能にしていくことも大切であると考えております。

また、校内教育支援センター以外にも村の教育支援センターすてっぷ榛東とも連携を図り、全ての児童生徒が居心地のよい、インクルーシブな教育環境をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、障害者支援についてお伺いいたします。

出張理美容サービスについて伺います。

寝たきりの高齢者の方が受けられるサービスですが、詳細と実績をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） このサービスでございますが、寝たきり高齢者に理美容サービスを実施することにより、衛生的で快適な生活を維持し、生きがいを増進させることを目的としております。事業の対象者は、村内に住所を有する在宅で寝たきりの状態にある65歳以上の方です。

お一人につき年間で3枚を限度としました高齢者理美容サービス利用券を交付いたしまして、委託先の理容店、美容院が出張いたします。1枚で受けられるサービス料は3,000円を上限としております。サービスの内容でございますが、理容は散髪、洗髪、ひげそり、美容が髪のカット、洗髪を行っております。

実績でございますが、令和6年度に1件申請はございましたが、実施はありませんでした。昨年度、令和7年度は実績はございませんでした。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 出張理美容サービスを高齢者だけでなく、障害者にも提供されるべきと考えますが、他の市町村ではこのサービスは提供されているところがありますか、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 県内で確認できました障害者を対象に出張理美容サービスを実施している自治体は、高崎市、渋川市、千代田町です。

高崎市は、対象者が肢体不自由1級または2級程度の身体障害者、療育手帳A程度の知的障害者でございます。年4回を限度として、全額を助成しているとのことです。

渋川市は、対象者が重度心身障害者児で、下肢または体幹が1級か2級の方でございます。年3回を上限としまして、1回当たり3,000円を助成しております。

千代田町は、対象者が身体障害者手帳の交付を受けていて下肢または体幹が1級または2級の方、療育手帳の交付を受けていて最重度または重度に該当する方でございます。年4回を限度といたしまして、1回当たり2,500円を助成しているとのことでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 本村でも出張理美容サービスを障害者にも提供されるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご指摘のとおり、出張理美容サービスは、理美容室への外出が困難な方々にとって、清潔を保ち、社会とのつながりを感じるための非常に重要な福祉サービスであると認識しております。

現在実施しております榛東村在宅寝たきり高齢者理美容サービス事業につきましては、委託先の群馬県理美容生活衛生同業組合渋川支部及び群馬県美容業生活衛生同業組合渋川支部における組合員が減少しているなどの課題が多くございます。現時点での導入は難しい状況でございますが、今後、他自治体の動向も踏まえまして、本村にとってどのような支援が最適か、引き続き研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、HPVワクチン接種についてお聞きいたします。

子宮頸がんはワクチン接種によって予防できます。しかし、残念ながら、我が国では、多くの若い女性が命を落としている状況が続いています。現在も毎年1万人以上が罹患し、約2,900人が命を落としている状況が続いています。せっかく始まった定期接種も、いわゆる副反応の問題で足踏みをしてしまい、今もその影響は脱し切れていないようです。

積極的勧奨が行われていなかった期間に接種の機会を得られなかった人のために、令和4年度から実施されていたキャッチアップ接種の経過措置も終了し、現在は令和7年3月末までに1回目の接種を行った方が2回目、3回目を受けるのみとなっていて、ほぼ終了していることと思われます。昨年度からは、当初どおりに定期接種、対象者の小学校6年生から高校1年生相当までが対象となっています。

このような経過の中、厚生労働省が公表した令和4年度、令和5年度、令和6年度の定期接種の都道府県別接種率は全国的に回復傾向にありますが、地域的に差が出ています。また、年齢別に状況进行分析して年度別の累積初回接種率では、令和6年度末時点での後期最終年度である高校1年生及びキャッチアップ接種の方はおおむね50%ほど、標準接種年齢である中学1年生で25%ほどと公表されています。

世界保健機関は、2030年までに女子の90%がHPVワクチン接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を進めています。実際に、オーストラリアでは、女子のみならず、男子の接種も進んでいて、近いうちに子宮頸がんの撲滅が達成できるそうだとことです。日本においても接種率を高めていくには、市町村の取組をさらに進めていくことが必要となります。

そこで、伺います。

これまでの定期接種件数、接種率の推移をご説明ください。

それと、対象者への通知と勧奨啓発はどのように行ったか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 定期接種の件数と接種率の推移でございますが、過去3年、令和5年度から令和7年度1回以上の接種実績について、年度末時点の累計をお答えさせていただきます。

令和5年度が199件、22.79%、令和6年度が368件、39.66%、令和7年度が438件、43.8%でございました。

次に、対象者への通知、勧奨及び啓発の取組についてお答えさせていただきます。

個別通知ですけれども、毎年4月に定期接種の対象となります小学6年生と中学1年生の女子に郵送しております。標準的な接種年齢であります中学1年生は、予診票を同封しております。その際にワクチンの有効性や安全性、副反応のリスクに関する情報を記載しました厚生労働省作成のリーフレットを同封し、ご本人及び保護者が正しい知識に基づいて判断できるよう配慮いたしております。

啓発につきましては、広報紙や村ホームページなどを活用し、HPVワクチンの意義について周知を図っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、男子へのHPVワクチンの接種について伺います。

昨年8月に、日本でも、9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染によって、肛門がんや尖圭コンジローマなどに罹患するリスクがあります。HPVワクチンの接種で予防することができます。

また、男女ともに接種することで社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果を得られるという報告もあります。子宮頸がん及びほかのHPV由来のがんなどの疾患を減少させるためにも、男女ともに接種によって予防することが重要です。実際に、HPVワクチンはおおむね80以上の国と地域で男女とも接種が行われています。G7諸国の中で、男子に接種が行われていないのは日本だけです。

現在のところ、男子が接種するために全額自己負担となり、9価HPVワクチンは3回接種するとなれば10万円ほどの費用がかかります。このため、全国で接種費用の助成を行う自治体が増えてきています。

本県で接種費用の助成を行っているところはどこか、お伺いします。また、男子への助成を行うべきと考えますが、見解もお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 男性のHPVワクチン接種の費用助成でございますが、県内におき

ましては桐生市と渋川市で実施しております。女性と同じ小学6年生から高校1年生を対象として、全額を助成しているとのことでございます。

男性のHPVワクチン接種の意義につきましては、議員ご指摘のとおり、男性ご自身が罹患する肛門がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどの予防に有効であるとともに、男女ともに接種することで集団としてのHPV感染率を低下させ、結果として社会全体での子宮頸がん等の疾病リスクを低減できるという報告があることは認識しております。

現時点におきまして、男性へのHPVワクチン接種は任意の予防接種という位置づけでございます。厚生労働省では、令和4年8月にワクチン評価に関する小委員会において議論が開始され、予防をする対象疾病や安全性、費用対効果等の検討が続いております。国の議論の進捗を注視し、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、高齢者支援について伺いたいします。

食べ物をおいしく食べることは健康のバロメーターと考えます。食べるときに大事なものは、言うまでもなく歯です。健康な歯を維持するには、歯周病予防が大切です。日本では、歯周病率が高く、増加傾向が見られます。また、高齢者だけでなく、若年層も歯周病患者が増加しているそうです。

本村で行っている歯周病検診の内容をお伺いします。また、検診者の実績もお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 歯と口腔内の健康を維持することは、全身の健康寿命を延ばすために非常に重要でございます。

本村におきましても、歯周病予防に向けた取組を推進しております。本村の歯周病検診は、健康増進法に基づく対象年齢であります20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳に加えまして、村独自に25歳、35歳、45歳、55歳、65歳を対象として加えております。

健康増進法の対象年齢に対して実施しました検診費用等につきましては、群馬県健康増進事業費補助金の交付対象となっております。検診を受けた際の自己負担は無料でございます。

検診の実施につきましては渋川北群馬歯科医師会に委託し、所属する歯科医院において受けることができます。内容は問診と口腔内の診察として歯周組織検査、歯周ポケットの深さ測定、歯肉の炎症状態の確認、歯の状況検査として現在歯数、虫歯の有無、口腔衛生指導を行っております。この検診を通じて、自覚症状の出にくい歯周病を早期に発見し、必要に応じて治療につないでおります。

歯周病検診の実績でございますが、令和5年度の受診者は55人、受診率3%、令和6年度の受診者は75人、受診率3.7%、令和7年度の受診者数は43人、受診率2.2%でございました。検診の受診率向

上が今後の課題であると認識をしております。

歯周病に関する正しい知識の普及と検診の必要性の周知につきまして、実施方法等を今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 歯周病は口の中だけではなく、糖尿病や心疾患などの全身の病気にも大きな影響を与えることが分かっています。

そこで、歯周病検診の年齢ですか、それを追加拡大する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 高齢者の年齢拡大でございますが、75歳以上の方の歯科検診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、後期高齢者医療広域連合が実施主体となっております。

群馬県後期高齢者医療広域連合では、75歳の歯科検診といたしまして、前年度に75歳に到達しました被保険者に通知を送りまして、群馬県歯科医師会に委託して検診を実施しております。群馬県後期高齢者医療広域連合のデータヘルス計画に基づく保健事業としての歯科検診が実施されております。

歯科検診の対象年齢などの実施内容につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合が実施主体であるため、対象年齢の拡大につきましては村としてお答えできる立場にはございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） また、高齢者の肺炎の7割以上は、唾液や食べ物が誤って器官に入る誤嚥が原因の誤嚥性肺炎であり、死因の上位を占める深刻な疾患です。飲み込む力の低下や口腔内の細菌が主な要因で、寝たきりや脳疾患を持つ高齢者に多いとのことです。予防には、口腔ケア、食事の姿勢、改善トレーニングが不可欠とのことです。

これらのオーラルケアについて、広報やホームページにもトレーニング動画等を掲載するなどして村民に広く周知すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 本村では、高齢者の健康維持と介護予防を目的といたしまして、オーラルフレイル対策に取り組んでおります。具体的には、週1回実施しております介護予防事業の通

いの場はつらつ教室におきまして、「みんなのお口の体操」のDVDを映しながら体操を実施しております。また、毎年1月に、言語聴覚士によるオーラルフレイルの講話を開催し、活舌検査や吹き戻しを行った口腔の筋力トレーニングなど、実践的な内容の事業を実施しております。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組といたしまして、通いの場はつらつ教室と認知症カフェ和の場において、毎年1回、歯科衛生士によるオーラルフレイルの講話を開催し、口腔体操や唾液腺マッサージなどを行っております。ホームページには、渋川地区のオリジナル体操「ずう〜と食べ体操」のPDFファイルを掲載いたしまして、普及啓発に努めております。

今後こうした取組を通じまして、高齢者の口腔機能の維持向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 終わります。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位6番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時25分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位7番新井佐智子議員の一般質問を許可いたします。

1番新井佐智子議員。

〔1番 新井佐智子君登壇〕

○1番（新井佐智子君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番新井佐智子です。

近年、地方自治体において、執行の皆様が担う業務はますます多様化・複雑化しております。それに伴い、全国各地の自治体において、行政運営における法的なトラブルや損害賠償責任が問われるケースが増加傾向にあります。

榛東村においても、公正かつ透明性の高い村政を推進し、村民の皆様の貴重な公金である財政を守るためには、平時からの万全な危機管理体制の構築と責任の所在の明確化が不可欠であると考えます。そこで、今回は村政における法的リスクへの備えと責任の在り方という観点から、通告に従い、大きく3点について執行部の見解を伺います。

1点目は、万が一の事故や行政上のトラブルに備え、自治体賠償責任保険の加入状況と適用範囲についてお聞きします。2点目は、損害賠償責任の原則と榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、3点目は、二代表制の一端を担う議会と執行部との関係性において重要となる、議会の不法行為と首長の法的責任について伺います。

それでは、まず、村が加入している自治体賠償責任保険の種別、補償限度額、年間保険料についてお聞きします。

以後、自席に戻って質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） それでは、お答えさせていただきます。

町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び町村等の業務遂行上の過失に起因する事故につきまして、町村等が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う全国町村会総合賠償補償保険制度の賠償責任保険に、村は加入しております。

補償限度額につきましては、1件につき、身体賠償2億円、財物賠償2,000万円でございます。

また、令和8年度の年間の保険料、こちらにつきましては、住民基本台帳に基づく人口1万4,477人、こちら令和8年4月1日時点でございます、に保険料分担金率98を乗じて算出した額の141万8,746円を支出しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

〔1番 新井佐智子君発言〕

○1番（新井佐智子君） ありがとうございます。

ただいまの説明で、身体賠償で2億円、財物賠償で2,000万円の限度額であるということや、あと人口に応じて各自治体の年間保険料の金額が異なっているということが分かりました。

続きまして、保険の適用範囲について、どのような損害賠償請求が対象となり、どのような場合が対象外になるのか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきました本村が加入しております賠償責任保険につきましては、村が所有、管理する施設や村の業務遂行に起因いたしまして住民の皆様の生命・身体に損害を与えた場合、あるいは財物を滅失、棄損、枯損した場合に、村が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を填補するものでございます。

具体的な範囲ということでございましたので、こちらの適用範囲につきましては、村が管理する施設等の瑕疵に起因する事故及び村の業務遂行に伴う偶然な事故が対象となります。また、施設内で提供する飲食物等に起因する事故や住民の方からお預かりした受託物の損壊に加え、行政上の不手際等によるプライバシー侵害や名誉棄損といった行為も補償の対象に含まれております。

なお一方、対象外となる範囲につきましては、主に医療施設に関する業務、消防救急、災害救助活

動及び土地改良事業や都市計画といった専門的な土木開発業務等が該当いたします。また、行政処分そのものや事務の企画立案等の政策的な判断に関する賠償責任につきましても、本保険の対象外となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 保険の対象となるものと対象外であるものについて、ご説明をいただきました。

それでは、訴訟によって村が法律上の損害賠償責任を負った場合には、その損害賠償金も補償の対象となるのか、お聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 新井議員のおっしゃる訴訟等によってということでございます。こちらにつきましては、村が法律上の損害賠償を負うことによって被る損害賠償金についての補償の対象ということで、ご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） それでは、村が損害賠償責任を負った場合の保険金支払いの実績の件数と支払い総額について、過去5年間で実績がありましたらお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えさせていただきます。

令和3年度から令和7年度までの過去5年間における全国町村会総合賠償補償保険制度の賠償責任保険料の支払い実績につきましては、合計で2件ございました。なお、支出総額につきましては29万5,625円でございます。

なお、先ほどの実績につきましては、令和6年度に発生いたしました事案によるものでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 5年間の間に2件の実績があって、約29万円が支払われたというお答えでした。思ったよりも件数が少なく、よかったなと思っているところです。

続きまして、保険の補償限度額について、その設定根拠と妥当性についてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

近隣町村の加入状況と比較いたしましても、本村の身体賠償2億円、財物賠償2,000万円という設定につきましては標準的な水準であろうと捉えております。

また、現在の設定額が、住民の皆様への賠償責任を果たす上で、十分かつ妥当な水準であるということをお判断させていただいております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 近隣の市町村と比較しても同水準だということで、ご回答をいただきました。万が一のときの備えとして保険に入っていくことは大変大切であると考えますので、これからも継続して加入していただきますようお願いいたします。

続きまして、質問事項2、損害賠償責任の原則と榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてに移ります。

地方自治法第243条の2の8に規定する職員の損害賠償責任の原則と同条に規定する免責要件についてですが、ここに同条とあるように第243条の2の8にも免責の規定があるのですが、執行の皆様にはあらかじめお伝えしましたとおり、これ以降の質問にもつながる内容として、第243条の2の7に規定する免責要件について、答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、先ほどの第243条の2の8のほうを回答させていただきます。

地方自治法第243条の2の8では、職員の損害賠償責任について定められております。

まず、職員の損害賠償責任の原則についてですが、会計管理者や資金前渡を受けた職員、物品を使用している職員などが故意または過失により現金を亡失、損傷させた場合、あるいは故意または重大な過失により物品を亡失、損傷させた場合に損害賠償責任を負うことになります。

また、支出などの権限に属する事務を行う職員が故意または重大な過失により法令に違反した場合も、損害賠償責任を負うことになります。

重要な点といたしますと、現金につきましては故意または過失であるということに對しまして、物品と法令違反につきましては故意または重大な過失であるという違いがございます。

続いての第243条の2の7の規定のところを回答させていただきます。

地方自治法第243条の2の7に規定する免責要件についてですが、普通地方公共団体は条例で長等

が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、長等が賠償の責任を負う額から条例で定める額を控除して得た額について、免れさせる旨を定めることができます。

本村におきましては、榛東村長等の損害賠償責任の一部を免責する条例により、所要事項を定めております。つまり善意かつ重大な過失、こちらは単なる過失ではなく、故意または重大な過失がない場合におきまして、条例で定める額を上限といたしまして賠償責任を軽減することができるということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 続きまして、榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定時期、制定趣旨、主な内容についてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

初めに、制定の背景でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律、こちらが平成29年6月9日に交付され、首長や職員等の損害賠償責任の一部を条例で免責できるようにする規定、先ほど申し上げさせていただきました地方自治法第243条の2の7などになりますが、令和2年4月1日に施行されました。

本村は、この改正に対応するため、令和3年3月11日に本条例が制定され、同日から施行されております。

なお、参考までに申し上げますと、地方自治法の改正の背景におきましては、住民訴訟によって、首長個人に数億円から数十億円に上る巨額の損害賠償命令が下される裁判例が相次いだことがございます。例えば某市のゴルフ場開発事件では、元市長個人に約26億円の賠償を命じられた判決が確定し、また別の市の協定事業事件では、元市長らに約4億5,000万円の賠償を命じるなど、個人の支払い能力をはるかに超える賠償が確定するケースが相次ぎました。こうした状況下では、行政運営が過度に委縮し、優秀な人材が首長を目指さなくなるという危機感がこの法改正の契機となっております。

また、ご質問にありました制定の趣旨につきましては、村長等が善意かつ重大な過失がない場合に、過度な賠償責任から保護し、村長等が安心して職務を遂行できる環境を整備することです。

主な内容いたしますと、村長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに賠償責任の下限額を設定し、それを超える部分を免責するというものでございます。具体的には、村長の場合は、基準給与年額に6を乗じた額が責任の下限額となり、副村長や教育委員会の教育長、委員などは4を乗じた額、農業委員会の委員などは2を乗じた額、村の職員は1を乗じた額が責任の下限額となります。つまり、賠償額がこの下限額を超える場合、その超過部分が免責されるということになります。

ます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） この条例が制定された理由や、条例に規定する下限額を超えた場合に、超えた部分について免責されるという内容であることが理解できました。

さて、この条例ですが、村長や委員会の委員、職員の方々等が対象である一方、議員は対象外となっております。それはなぜなのか、地方自治法の趣旨に基づき見解をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

ご指摘のとおり、本条例の対象は村長、委員会の委員、職員に限定されておりまして、議員は対象外となっております。この理由につきましては、地方自治法第243条の2の7の規定に基づくものでございます。同条では、損害賠償責任の一部免責の対象を、普通地方公共団体の長もしくは委員会の委員もしくは委員または当該普通公共団体の職員と明確に限定しておりまして、議員は対象外とされております。

地方自治法の立法趣旨といたしましては、免責制度は、行政執行の中心を担う首長、委員会の委員、職員が過度な損害賠償責任から保護され、安心して職務を遂行できる環境を整備することにあります。

一方、議員につきましては、議会という合議制の機関の一員として、行政執行に対する監視、牽制機能を担う立場にあり、行政執行そのものに直接的に関与しないため、法律上の免責の対象外とされたものと考えております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） ただいまの答弁から、議員が対象外となっている理由は、議員は行政執行に対する監視、牽制機能を担っており、行政執行に直接的に関与しないため、免責の対象外とされたということが理解できました。

続いて、損害賠償請求が生じた場合に、榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例による免責と自治体賠償責任保険の適用はどのような関係にありますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例による免責と自治体賠償責任保険とは異なる制度で、適用される場面が異なります。

まずは、免責条例のほうでございますが、榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、村長等が村に対して負う損害賠償責任を軽減、免除するものでございます。

また、賠償責任保険、こちらですが、こちらにつきましては、第三者からの損害賠償請求に対して自治体が負う損害を補償するものでございます。こちらにつきましては、自治体と第三者との間の外部的な損害賠償請求に適用されるものでございます。

つまり、免責条例は村と村長等との間の内部的な損害賠償関係に適用されまして、賠償責任保険は第三者からの外部的な損害賠償請求に適用されるという異なる場面で機能しているということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 今の答弁で、免責条例は村と村長等の内部で、保険については村と第三者の外部の損害賠償請求に適用されるということが理解できました。

続きまして、質問事項3、議会の不法行為と首長の法的責任についてに移ります。

議会に関わる訴訟には、大きく分けて、法的性質が異なる2種類があると考えます。1つは懲罰や秩序維持処分に関する訴訟、もう一つは個人情報等の無断公開、名誉棄損など議会を行った行為が不法行為として争点となる訴訟です。両者の法的性質の違いについて、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

議会の懲罰・秩序維持処分に関する訴訟と議会の不法行為に関する訴訟につきましては、法的性質が異なります。

初めに、懲罰・秩序維持処分に関する訴訟でございますが、こちらにつきましては、地方自治法第129条に規定される議長の秩序保持権の行使、第134条、第135条に基づく議会の懲罰権の行使などが法令に違反していないか、適正に行われたかを争う訴訟のことをおっしゃっているのかと思います。こちらにつきましては、懲罰などの処分の適法性を問うものでございまして、処分の取消しや無効確認を求めるものでございます。

また、不法行為に関する訴訟につきましては、国家賠償法第1条または民法第709条に基づき、議会の個人情報の無断公開や名誉棄損などの行為が、故意または過失によって他人の権利や法律上保護される利益を侵害したかどうかを争う訴訟のことをおっしゃっているのかと思います。こちらにつきましては、損害賠償請求を目的とするものでございます。

先ほど申し上げさせていただきました前者につきましては、議会または議長の処分または採決に係る権限行使の適法性を問うものでございまして、後者につきましては、議会の違法行為による損害賠償請求責任を問うものであるという違いがあります。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） それでは続きまして、議会における処分に関する訴訟では議長が被告となり、議会の不法行為で争われる訴訟では首長が被告となることについて、その法的根拠をお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど新井議員のほうからございました議会の処分に関する訴訟ということでございます。こちらにつきましては、この点、地方自治法第105条の2に規定されております。地方自治法第105条の2では、普通地方公共団体の議会または議長の処分または採決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表すると定められております。つまり、議会の懲罰処分など議会または議長の権限行使に関する訴訟につきましては、議長が普通地方公共団体を代表いたします。

また、議会の不法行為に関する訴訟でございますが、議会の不法行為に関する訴訟では、議会の行為によって第三者が損害を受けた場合、その損害賠償責任は普通地方公共団体が負うことになります。こちらの場合、普通公共団体の代表者は首長でございますので、首長が代表となります。

議会の権限行使に関する訴訟につきましては議長が代表し、議会の不法行為に関する訴訟は首長が代表するという、異なる代表者が訴訟に対応するということになるということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 今回のご説明で、議会の懲罰処分など議会の権限の行使に関する訴訟では議長が被告となり、議会の不法行為に関する訴訟では、損害賠償責任は地方公共団体にあるため、代表者である首長が被告となるということが理解できました。

被告は議長または首長であるということで、例えば議会の議決に賛成したために議会議員個人が訴えられるようなことはないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの質問に対して回答させていただきます。

ご指摘のとおりでございまして、議決に賛成あるいは反対したことによって、議会議員個人が訴えられることはございません。また、議会が行った行為による損害賠償責任は普通地方公共団体、つまり村が負う責任でありまして、個々の議員が個人的に訴えられるということはないということでございます。

これは議会という機関の行為は、議会全体の行為として、普通地方公共団体に帰属するという法的原則に基づいております。議員が議決に賛成したとしても、その議決は議会という機関の意思決定でございまして、個々の議員の個人的な行為ではないということでございます。したがって、議会の不法行為による損害賠償請求は普通地方公共団体を被告として提起され、その代表者である首長が被告となるわけです。議員個人は議員の一員として議決に参加することでその責任を負うことはなく、責任は普通地方公共団体に帰属するということになります。

ただし、例外的なことはございます。こちら、議員が個人的に不法行為を行った場合、例えば議員が個人的に他人の名誉を棄損する発言をした場合などにつきましては、その議員個人が訴訟を提起される可能性がございます。しかし、議会の議決や議会の公式な行為に参加したことによって、議員個人が訴えられることはないものと承知しております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） ただいまのご説明で、議会の議決等の公式な行為によって、議員個人が訴えられることはないかと理解できました。ありがとうございます。

令和4年11月、名古屋高裁において、ある町議会が可決した議員辞職勧告決議に関する訴訟について名誉棄損を認定し、町に対して損害賠償金の支払いを命じる判決が出ました。また、令和7年10月、前橋地裁では、群馬県内のある町議会で可決した懲罰に関する訴訟について、町に損害賠償金の支払いを命じる判決が出ました。この2つの事例は国家賠償請求訴訟であり、被告はあくまでも町長ですから、損害賠償金を支払うのは町長以外あり得ません。

そこで、お尋ねします。

地方自治法において、自治体が支払う損害賠償金について、議会議員が自治体からその一部または全部の損害賠償責任を求められる法的根拠はあるのか、お聞きます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） ご指摘いただきましたように、国家賠償請求訴訟の被告につきましては首長でございまして、損害賠償金を支払うのは首長、つまり自治体でございます。

しかし、ここで重要な法的問題が生じます。それは議会が行った不法行為によって自治体が損害賠償責任を負った場合、その損害賠償金を支払った自治体が議会議員に対して求償できるのかという問

題でございます。地方自治法においては、議会議員個人が自治体から損害賠償責任を求められる直接的な法的根拠は定められておりません。

ただし、民法第709条の不法行為責任に基づき、議会議員が故意または過失によって他人に損害を加えた場合、その議員個人が損害賠償責任を負う可能性がございます。しかし、こちらにつきましては、議会という機関の行為としてではなく、議員個人的な行為として責任を問われるケースでございます。

議会の議決や議会の公式な行為に参加したことによって、議員個人が自治体から損害賠償責任を求められることはございません。これは、議会という機関の行為はその機関に帰属し、個々の議員の個人的な責任ではないという法的原則に基づくものでございます。

したがって、議会の不法行為によって自治体が損害賠償金を支払った場合、その損害賠償金の負担は最終的には自治体、つまり住民が負うことになりまして、議員個人が求償されることはございません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） ただいまのご説明で、損害賠償金は自治体が負担し、議員個人が自治体から求償、つまり損害賠償を求められるということはないとのお答えをいただきました。

令和7年第4回榛東村議会定例会において、問責決議の弁明の際に、板倉の議員さんは懲罰が取り消されて、なおかつ民事訴訟で、金銭が議会のその懲罰を上げた人から戻ってくるという判決が最近出たという事実ではない発言をし、自らの責任を回避しようとした議員がおられました。この判決の内容は町が損害賠償責任を負うもので、議員個人に対して損害賠償金を支払えという判決が出た事実はありません。そして、ただいま答弁いただいたとおり、議会の議決や議会で決定したことについては、議員個人が訴訟を提起されることもなく、自治体に対して損害賠償金の支払い命令が出たときでも、自治体が議員個人に対して求償することはできないことも分かりました。

それでは、現在係争中の議会の不法行為が争点となっている訴訟について、差し支えない範囲でその概要についてご説明ください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

現在係争中の議会の不法行為が争点となっている訴訟につきましては、議会だよりの記事により名誉を棄損されたとして、村長が被告として訴えられたものでございます。なお、こちらにつきましては、大変申し訳ございませんが、現在係争中の訴訟に該当することになりますので、訴訟の進行に支障が生じる可能性があるため、詳細な説明につきましては差し控えさせていただきたいと存じており

ます。

なお、村といたしましても、本訴訟につきましてはこれまで真摯に対応してまいりました。今後につきましても、同様に真摯に対応してまいり所存でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 現時点ではまだ説明ができないというお答えでした。承知いたしました。

それでは、議会の不法行為による訴訟が提起された場合、どのような対応方針を持たれているのか、また法律専門家の活用についての考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

議会の不法行為を争点とする訴訟が提起された場合の対応方針について、ご説明申し上げます。

まず、訴訟の事実確認、事実関係を正確に把握し、法的根拠に基づいて適切に対応することが基本となっております。具体的には、弁護士などの法律専門家に相談いたしまして、訴訟の見通しを判断した上で対応方針、方向性を決定することになります。

議会の不法行為に関する訴訟は、民法上の不法行為責任を問うものでございまして、複雑な法的判断が必要となるために、本村では、顧問弁護士の活用を不可欠と考えております。訴訟に対応する際には、弁護士の意見を尊重しまして、法的根拠に基づいた対応を心がけることをしております。

なお、訴訟費用につきましては村の負担となりますが、判決の結果によっては、相手方に訴訟の費用の負担を求めることができる場合がございます。

村といたしましては、現在係争中の訴訟については先ほど来申し上げさせていただきましたが、真摯に適切に対応してまいります。

また、今後、議会との関係を良好に保ち、不法行為による訴訟が生じないよう、相互に尊重し合い協力していくことが重要であると考えております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 1 番。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 今回の質問を通して、議会の不法行為が訴訟に発展した場合、最終的にその矢面に立ち、損害賠償の負担を負うのは村であり、その損害賠償金は村民の皆様からの貴重な血税であるという事実が改めて浮き彫りになりました。

議会は本来、行政を監視、牽制する立場にあります。事実に基づかない発言や不適切な議決などによって村政に不当なリスクや負担を負わせるようなことは、断じてあってはなりません。法的根拠の

ない主張で自らの責任を曖昧にすることは、議会への信頼を失墜させるばかりか、村政の円滑な運営を阻害するものです。

執行部におかれましては、先ほどの答弁にもありましたように、今後も顧問弁護士と相談されながら、法的根拠に基づき毅然とした対応を貫かれることを強く要望し、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位7番新井佐智子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時9分休憩

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位8番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君登壇〕

○5番（浅見 隆君） 大変お世話になります。傍聴席の皆さん、今日はお越しいただきまして誠にありがとうございます。

では、最後になりますが、5番浅見隆、一般質問を始めさせていただきます。

日本の水道普及率は98%に達しており、世界でも数少ない水道水をそのまま飲める国の一つになっています。このような国は、世界に僅か11か国しか存在せず、日本のインフラは極めて高い水準にあります。1970年代の高度成長時代を経て60年経過し、公共のインフラである水道事業は各地で陥没事故が起きており、補修の重要性が問われております。

今回、私の一般質問は、1問目、水道料金の値上げに関する水道事業のアセットマネジメント（資産管理）について。耳聞きかねないような用語なんですけれども、水道の資産管理、これをテーマに今日はやりますので、お聞きください。水道管の財政運営の立場に立って、施設整備及び管路更新を具体的に問います。

2問目、調整交付金といいまして、榛東村には自衛隊が存在します。この特別防衛施設周辺整備調整交付金というのを活用した事業について、ふわふわドーム設置事業について、議会で既に予算が可決され、事業が進められております。

今回の質問では、予算の可否を改めて問うものではありません。誰がいつ、どのような資料、要望、計画に基づいて判断したのか。また、設置場所や事業実施までの過程がどのように整備されたのかを確認することは、議会の執行監視として必要と考えております。

では、1問目の水道関係の現在の給水状況についてお尋ねいたします。

1問目、令和2年度から令和6年度まで有収率は66.8%まで悪化してしまいましたが、原因調査と

対策をお聞きします。

自席にて次は質問をいたします。

○議長（善養寺 孝君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 浄水場から配水した水を総配水量といい、各家庭の量水器を通った水のことを有収水量といいます。有収水量を総配水量で割った割合のことを有収率といいます。漏水率は、浄水場から配水した水が各家庭の量水器を通らなかった不明水の割合のことをいいます。

今回は、有収率を基準として答弁させていただきます。

令和2年度の有収率77.8%から比較すると、有収率は減少し続ける。特に、令和5年度有収率71.9%から急激な悪化を見せ、5.1ポイント下がり、令和6年度においては66.8%という数値になってしまいました。議員の言うとおりでございます。

このような有収率の低下は、水道インフラにおける重要な問題であり、早急に解決しなければならない課題であると認識しております。

この間、総配水量は増加している一方で、有収水量が減少していることが大きな要因となっております。具体的には、令和6年度の総配水量が244万6,804立方メートルに対し、有収水量が163万3,761立方メートルであり、老朽化した配管の影響が大きいと考えております。

漏水の原因としては、老朽化した配水管の存在や、現在では使用しない配管材料や工法、基準の埋設震度を満たさない配管などがあります。長年にわたるこのような環境条件の影響と、配管への負担の要因が相まって水道管から漏水している状況と思われます。

このような問題に対して、中長期的な老朽管に対し基幹管路の更新工事と併せて、漏水の発生の多い給水管の更新を行い、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございました。

ここで数字の説明があったんですが、この66.8%、去年からこれ私気にかけていまして、調べましたところ、近隣5町村の有収率、榛東村、令和6年度66.8%、渋川市が今年で73.4%、吉岡町が2年前から現在までで78%から82%、前橋市、2年間、今年までで78.4%、高崎市、前2年から今年までで90%から93%、ものすごい数字です。これ大体80%を維持するというのは、大体どの町村でも決まりなんですけれども、これについて、やっぱりこれから一生懸命やっていかなくちゃならないということで、私も注視してまいります。

この66.8%の有収率に関しまして、第7次榛東村総合計画では、基準値66.8%から令和12年までで74%という数字があったんですよ。この関係で調べますと、1年間に2%ずつ上げていくんだと本来

であれば76.8%になるところなんです、この数値に関してお答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 総合計画では、令和12年度目標値、有収率74%と設定しております。しかし、令和7年度実績見込みを考慮したものでございます。浅見議員がおっしゃっているのは、ほかの計画のときとか計算すると2%ずつ上がると思っていると思いますが、今回については、実績見込みを考慮したものでございます。

どちらにしても、有収率が低いことには変わりませんので、引き続き有収率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

2番目の上記の期間、主要管路及び管路の劣化・老朽化に対し、毎年どのくらいの工事費をかけていたか、端的にお答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 令和2年度から令和6年度までの期間における主要管路及び管路の劣化・老朽化に対してかけた工事費の状況について説明いたします。

令和2年度には2,026万6,400円、令和3年度には5,382万3,000円、令和4年度には3,025万8,800円、令和5年度には6,522万100円、令和6年度には6,397万6,000円、工事費として充てておりました。

令和5年度から工事費が増加している要因としましては、当該年度から開始しております上水道緊急管路更新計画の実施がございまして、毎年工事費として継続して投資し、劣化した管路の更新を進めていくことにより、住民の皆様に対して安全で安定した水の供給を確保できるよう尽力してまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

大体2,000万円から5,000万円ぐらい。これ一番最後に申し上げますが、水道水の資産管理のところでもたひまいますけれども、毎年約3億円ぐらいかけなくちゃならないという想定がありますので、そのところでまた申し上げさせてもらいます。

それでは、3番目の令和5年から令和7年まで管路の布設替え進捗状況を述べてください。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 令和５年度から令和７年度までの管路の布設替え進捗状況についてご報告いたします。

令和５年度には653.6メートルの管路布設替え工事を実施しました。令和５年度からφ200ミリ以上はダクタイル鋳鉄管、φ150ミリ以下の配水管については配水用ポリエチレン管を用いることによって、耐震性の向上及び漏水発生リスクの低減に取り組んでおります。

令和６年度におきましても、引き続き同様の取組を行い、776.4メートルの管路の布設替えを実施いたしました。また、令和７年度においても、1,090.9メートルの布設替えを実施しました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ５番。

〔５番 浅見 隆君発言〕

○５番（浅見 隆君） ありがとうございます。

今お聞きしたのは、これが耐震化されたダクタイル鋳鉄管、それから配管のほうがポリエチレン管、100年もつやつです。耐久年数が40年から100年に上がったということで、いいことだと思います。

続きまして、２番目の上下水道耐震化計画（令和７年から令和11年度）について、緊急施設、最優先に耐震化実施とありますが、漏水を防ぐには取水施設・浄水施設（送り出し）・送水管も工事が必要と思われますが、見解はいかがでしょうか。

これは、一応資料を調べまして、この辺が不足していたと思うものですから、これについて質問しております。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 令和７年から11年度にかけて急所施設の耐震化を最優先に進める方針が根幹にある上下水道耐震化計画でございますが、当該計画では避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、令和７年度から令和11年度の５年間で特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管の水路の総配水管の耐震化をメインで実施することを目標としております。

ご指摘のとおり、取水施設、浄水施設、送水管の工事が不可欠であることは当然認識しております。この上下水道耐震化計画は、令和４年度に策定しました上水道緊急管路更新計画に即して、令和７年度から令和11年度についても管路更新工事を実施することで耐震性の向上と併せて漏水リスクを軽減し、より持続可能なインフラ整備を進めていく所存でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ５番。

〔５番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

上水道の管路更新もひとつよろしく願いいたします。

続きまして、3番、漏水調査の現状について。

1、漏水箇所の調査方法は、村として、今現状の調査方法を簡単にお伝えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 現在の漏水箇所の調査方法としては、地表に水道水がにじみ出たり、あふれ出している場合は、近くで漏水が起こっていると分かりますが、地表に水道水が出てこず、地下に浸透したり河川に流れ出ている場合は、漏水を発見することが極めて困難でございます。

漏水箇所発見のため、広報や村公式LINEで路面がぬれている箇所がないか、村民の皆様にもご協力をいただいて現在対応しているところでございます。

地表に水道水が出てこない漏水を発見する場合は、管路図を見ながら漏水していそうな場所で水路や河川に水が流れ出ていないか、職員が目視や地下の音を聞いて漏水を探知する探知機を用いて漏水の音を探し当てることも行っておりますが、なかなか漏水を発見することができない状況でございます。

令和7年2月には、漏水により浄水場の水が足らなくなるような事案が発生し、村民が水道水を使用しない深夜に、職員が制水弁操作により漏水している箇所をある程度絞り込み、絞り込んだ箇所、さらに漏水探知機を用いて漏水箇所を発見したケースもございました。通常業務の合間を縫って地道に漏水を発見するための調査を行ってまいります。

また、令和7年度事業で新しい地方経済・生活環境創生交付金、旧デジタル田園交付金を活用し、水道の管路情報管理システム構築業務委託を行いました。この管路を情報管理システム構築では、各家庭等に設置してある量水器の全ての現地調査の実施と、ポイントで流量計、水圧計を設置し、データを収集した結果、過去の漏水箇所のデータを管路情報管理システムに落とし込み情報収集に努めております。

また、量水器の現地調査により判明した漏水等については、既に修繕を実施しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

先ほどの件で、現状では視覚と聴覚でやっておるんですね。その辺が分かりましたので、また次回のときに質問をさせていただきます。ありがとうございました。

それから、ナンバー2の今後、管路更新や漏水検知システムの導入に際し、中部地区など広域との連携を踏まえた対策はお考えですかということなんですが、この点につきましては省かせていただき

ます。申し訳ないですが。これは、6月5日の日に、県知事との未来構想フォーラム、知事に広域の質問について答えてもらいまして、回答を得ましたので、この榛東村は単独で国から交付金をもらって事業をやっていくほうが財政上少なく済むことが分かりましたので、県の広域水道5団体、群馬東部水道企業団、県央地域水道、これが榛東村が入る県央地域になります。中身は、前橋、伊勢崎、渋川、榛東、玉村が入っていますが、ここに入るよりも、やっぱり榛東は単独でやっていったほうが財政上少なくて済むことが分かりましたので、この辺の質問はやめさせていただきます。

続きまして、4問目に入ります。村内水道事業者の確保について、公共上下水道のランク別発注割合、端的によろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、初めに、入札に関する質問でございますので、事務を所管する総務企画課のほうで回答させていただきます。

今回、公共上下水道のランク別発注割合ということでございます。令和7年度に実施いたしました入札における水道施設の工事で村内業者を選定した工事等級ランク別発注件数を回答させていただきたいと思います。

令和7年度入札執行におきまして、対象となる工事の工種が水道施設であり、村内業者を選定した入札件数は8件でございました。その件数の内訳といたしましては、工事等級Aランクにつきましては2件、工事等級Bランクにつきましては1件、工事等級Cランクにつきましては5件となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 先ほどの答弁、ありがとうございました。

村内業者の育成指導ということで、ランク的には非常に村内の業者、4業者なんですけれども、上記の上級のランクにおりませんので、村内業者の育成指導など、また、長期インフラなどの少額の工事を村内業者に維持管理を任せたらどうでしょうか。該当する課長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

そういったランクの関係以外につきましては、小規模工事業者ということでございます。こちらにつきましては、本村においても小規模工事業者等を登録していただきまして、その工事等の発注等を考慮している、そういったところでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 1 分休憩

午後 1 時 2 1 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど浅見議員さんからご質問の中で、業者数 4 者というところでございますが、私のほうで説明させていただいております工事の工種のほうが水道施設の工種、こちら令和 7 年度入札参加資格の工種の登録業者数は 13 社でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございます。改めて認識しました。

続きまして、5 番のアセットマネジメント、先ほど言った横文字です。資産管理について、端的にご説明いただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 水道資産の健全資産、経年化資産、老朽化資産についての定義をご説明いたします。

健全資産とは、法定耐用年数内で使用可能な状態を維持している資産を指します。経年化資産は、経過年数が法定耐用年数の 1.0 から 1.5 倍経過したもので、法定耐用年数を経過したが、なお使用に耐えるものとされます。一方、老朽化資産は、法定耐用年数の 1.5 倍を超えたもので、使用に限界を迎え、早急な対応が必要な状態を示しております。

構造物及び設備全体については、令和 5 年度時点で健全資産 63%、健全及び経年化資産で 73.9% となっております。

先ほどのご質問でも答弁させていただきましたが、令和 5 年度から令和 7 年度で 2 億 2,621 万 6,100 円の管路布設替え工事を実施しました。

あわせて、施設更新についても、令和 5 年度から令和 7 年度で 4 億 6,062 万 5,000 円の工事を実施しております。

各項目及び各工種で法定耐用年数が異なることから、詳細な試算には時間を要しますが、健全資産の比率については上昇見込みであることを申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 浅見議員、4番の②はいいんですか。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） これ省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 調べてあったみたいだから。

○5番（浅見 隆君） すみません、申し訳ないです。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 続きまして、先ほどの課長の答弁を伺いまして、このアセットマネジメント、資産管理、これは本当に重要なところなんです、資産管理といいますと榛東村の資産になるんですね。これをちゃんと耐久性のあるように変えていかないと、死にたいの死産になってしまうんですよ。その関係をとにかく毎年更新していかないと、この水道事業の漏水の原因にもなってきますので、このところは注視していかなくちゃならないんですが、先ほど言いました水道施設の老朽化の主な課題といたしまして、法定耐用年数という更新期間とか出てきます。この法定耐用年数というのは、主要な電気や機械設備は10年から20年で、これが耐用年数です。これが更新期間になると15年から30年、約倍になってくるんです。

2番目の管路施設の老朽化、取水管だとか管路、水道管、これの漏水化は、法定耐用年数が40年なんです。ところが、更新期間というのは40年から100年と計算されています。先ほど私が言いました100年の耐震構造になっていますねと言ったのは、ダクタイル鋳鉄管なんかは100年、それから配水用のポリエチレン管（HPPH）というのは、これも100年もつんです。そういうことからすると、耐用年数を考えると、40年から今度100年になるから、こういうものを更新していけば次に替えるときには100年になるから。

ただし、今までの令和5年以前のものについては、耐震構造がちょっと劣っているので、40年から計算していますので、40年計算でいきますと、設備に約40億円、それから管路更新に約80億、120億円を40年間かけてやるという構想がありますので、その中から関係してくると、40年で毎年3億円でやっていかなくちゃならないという数字が出るんですが、これは計算なんですけれども。

私もこれを考えましたら、大変なことは大変だし、この法定耐用年数、40年でやるとは限りませんから、機械設備なんか壊れた場合はすぐにやなくちゃならないけれども。施設だとか建物だとか管路なんかというのは、60年、100年のサイクルになってくるので、そういうことからすれば、これは現状では60年ぐらいを想定しても大丈夫なのかなと想定をしましたので、3億円かけなくても何とかかなと思いますので、毎年更新していただくのに、水道の関係もやっぱり工事のほうもちゃんとやっていただければと思いましたので、それを言いました。

ここは、こんなところで申し訳ないなんですけれども、もっとやりたかったんですが時間の都合があるので1つだけ、主な役割と目的というのは、資産管理の中で老朽化対策の計画化と財政収支の安定

化、それから施設の最適化ということで、この施設の最適化というのは規模が縮小した場合を考えています。将来的に。40年のサイクルですので。そうすると、ここのところでダウンサイジング、規模の縮小というのが出てくるんですよ。これが都市計画マスタープランでは、居住エリアで住みたいということになるのか、この辺のところをちょっとお聞きしたいと思ったんですが。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 都市計画マスタープランと水道のアセットマネジメントの計画については、ちょっと確認をしておりますが、ダウンサイジングで規模を縮小と今、浅見議員がおっしゃいましたが、榛東村全域で100%水を普及しております。規模縮小ということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございます。

今現状はそうだと思うんですよ。ただ、20年後だったかな、30年後だったかな、1万4,500人が1万1,000人台に入ったんですね、規模で言いますと。だから、それは想定の下に言っているの、このまま1万4,500人でいければ、首長がそういうあれでずっといくというならそういうことではいいと思うんですが、計算上はマスタープランの中で20年のサイクルでやっていましたので、その中ではうたってありましたので、どうかなと思ったのでご質問しました。これは結構です。ありがとうございます。

そうしたら、すみません。今度は6番目にいきます。上水道事業経営戦略、令和8年度改正の水道料金の改定についてお尋ねします。これは、基になるのがアセットマネジメント計画、水道料金の30%アップが掲げられていますが、今年値上げの予定とありますが、これについて今年上げられるのか、ご説明お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 令和6年3月に策定されたアセットマネジメント計画では、令和8年度で料金改定を見込んでおりました。しかし、令和6年度から諸手続を開始し、令和7年度から配置している相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業に係る補助金、防衛省補助金による収入を加味した上で令和8年3月に改定した上水道事業経営戦略の試算では、令和10年度及びそれ以降の年度で赤字を計上する可能性があるため、今後も経費の削減に努めるとともに、料金改定を検討していかなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 大変ありがとうございました。これにて、水道関係は終わらせていただきます。

続きまして、2番目の先ほど申し上げたように、ふわふわドームの設置について質問したいと思います。

子どもの遊び場充実のため決定された件につきましては、検証したいと思います。

（1）ふわふわドーム設置に関して、誰がいつどの資材、要望を計画に基づいて判断したのかお答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） お答えをさせていただきます。

ふわふわドームにつきましては、今まで榛東村議会の本会議だけでも複数の議員の方から提案をされているところでございます。内容につきまして、平成24年の一般質問において、当時、ふるさと公園に設置されていた船の解体、跡地の利用について質問があり、その中でふわふわドームの設置、検討について質問がされております。

その当時、村では、ふるさと公園周辺の活性化対策委員会を立ち上げ、検討を表明されておりました。その後の本会議の質問の中でも、ふるさと公園活性化検討委員会での検討内容についての質問がございます。村では、平成25年の予算に盛り込む方針であったが、当時、北部浄水場の移転構想もあり見送ったといった経緯もございました。平成30年一般質問においても、ふるさと公園の活性化と公園周辺の魅力の発信等について質問がございました。既存の遊具のレイアウト見直し、敷地拡張などを含めランニングコストの検討を含め、中長期的な計画検討の仕組みが必要であると答弁しておりました。

平成31年の一般質問でも、過去のふるさと公園の活用についての進捗に関し質問があり、その中でふわふわドームの設置について触れられておりました。予算面等の課題があり、実現に至らなかったとのことでございます。

今般、令和7年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、大型遊具等の整備に要する費用を基金化、この基金を充当し、ふわふわドームを整備する計画に至りました。ふるさと公園にふわふわドームを新たに設置するには、設置場所や設置スペース、ふわふわドームの大きさなどを考慮した場合、既存のスペースは皆無となり、現有遊具等を撤去、ふわふわドームを設置することは敷地造成も含め、予算の増加することが懸念されておるところでございます。

それに対し、新井緑地公園では、現行芝生広場として利用されているスペースに対し、ふわふわドームを設置したとしても、芝生広場のスペースを大きく阻害することは考えにくい状況であります。

昨年、開場しました「しんとぴあ」、それと周辺を交流拠点の中心と考え、新井緑地公園にふわふわドームを設置するとともに、しんとぴあのプレイルーム、北側の屋外にインクルーシブ遊具設置、若年世帯が安心して集える場を整備することなどで、交流拠点等できるよう進めるものでございます。

なお、本事業を実施、検討するに当たっては、新井緑地公園の整備につきましても、当時の防衛省補助金を活用していることから、事業実施に当たり防衛省と事前協議を行っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 浅見議員、（１）はいいですか。飛ばしてる、２番の（１）でいいですか。

○５番（浅見 隆君） ちょっと待ってください。（１）設置についてですね。

○議長（善養寺 孝君） いきなり２になったんだけど。逆にしますか、１と２を。

○５番（浅見 隆君） そうですね、すみません。

○議長（善養寺 孝君） ５番。

〔５番 浅見 隆君発言〕

○５番（浅見 隆君） １番が飛んじやいました。本交付金が交付される目的、これのほうか。

２番から。そうすると、交付金対象となる事業の範囲ということで。

すみません、申し訳ないです。村の裁量についてお尋ねいたします。

○議長（善養寺 孝君） （２）を先に進めたほうが。

○５番（浅見 隆君） 分かりました。じゃ、２番からいきます。

先ほどの件につきまして、昨年９月に交付金が４,５００万円でしたか、下りたんですよ。その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後１時３７分休憩

午後１時３７分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

５番。

〔５番 浅見 隆君発言〕

○５番（浅見 隆君） 失礼いたしました。

特別防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、制度の目的について、どのような目的で交付されている制度なのかお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらの質問につきましては、昨日の宮崎議員の質問でも答弁させていただいたとおり、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、こちら自衛隊や在日米軍の

飛行場や演習等で、特にその周辺の生活環境や地域開発に影響を受けている市町村に対しまして、周辺地域の影響を和らげるため、交通、レクリエーション、社会福祉施設等の公共施設の整備、または生活環境の改善や開発の円滑な実施に寄与する事業のために防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第9条に基づき交付されているものでございます。

以上となります。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） 分かりました。交付金の用途も簡単にお願ひできますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

公共施設の整備、こちらにつきましては、道路や橋などの交通、通信施設、学校などの教育文化施設、公園や体育館などのスポーツレクリエーション施設、また、医療施設や福祉施設、消防施設などが対象となっております。

次に、生活環境の改善や開発の円滑な実施に寄与する事業につきましては、防災に関する取組や住民の皆様の生活の安全を守る事業、健康診断などの医療福祉事業、環境衛生に関する事業、さらには産業の振興や良好な景観をつくるための事業など、幅広い分野が含まれております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございます。

②の対象となる事業の範囲というのも答えてもらったんですね。

3 番目の村の裁量について。これ、1、2、3、4、端的に、すみませんが、お答えください。

村の裁量について、（1）使用決定の裁量範囲。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えいたします。

本交付金は、公共施設の整備に要する費用に加え、生活環境の改善や開発の円滑な実施に寄与する事業に要する費用の範囲内であれば、地域の実情に応じた柔軟な事業選択が可能となっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） 続きまして、用途変更に必要な手続、この目的外使用の禁止と返還の可能性

について、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら事業の交付等が必要になった際につきましては、軽微な変更の範囲を精査した上での対応となっております。また、これに該当しない重要な変更につきましては、速やかに北関東防衛局と協議し、北関東防衛局長の承認を得る手順を踏むということでございます。

以上となります。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございます。

続きまして、3 番目の変更した場合の変更リスク、変更承認のみお願いいたします。不承認は結構です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答いたします。

交付金の執行に当たりまして、適正な管理体制を維持しておりまして、計画どおりに進める限り、返還の対象となることはございません。

なお、事業ごとの経費管理等は年度末の実績報告等を適正に行っております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございました。

最後の4 番、防衛局との協議の有無、これについてお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、事業の選定段階のほうから、北関東防衛局と綿密に意見交換を行っております。特に、新規事業や大規模な変更の際には、事前に担当者と相談を行い、事業内容が法令及び要項の趣旨に適合しているかを確認を取っております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 5 番。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございました。

この中で一番重要なのが、この4 番目の防衛局との協議の有無です。私も北関東防衛局へ連絡を取

って確認はさせてもらいました。首長の意向に沿えるよう柔軟に対処したいと思っておりますと聞きました。これにつきまして、ありがとうございました。

それで、次に、引き続きまして、2番目の先ほど言ったことを言っていただきましたので、ふわふわドームの設置についてやっていただきました。誰がいつ、どのような資料、計画に基づいて事業を子どもの遊び場の充実のための事業として判断したのかというところでお伺いいたします。

これは、村長の判断でやったものですか。それとも、防衛局に確認して対象になると判断した場合、事務方の課長さんたちがやったことなのかお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先に回答させていただきます。

先ほど建設課長が答弁させていただいたように、ふわふわドームのいきさつについて丁寧な説明をさせていただいたと思っております。そういった中で、今回交付金が来たということで、庁議にお諮りしまして、各課で意見等を吸い上げて、議会のほうへ補正等のお願い等をさせていただいて、ご承認をいただいている次第でございます。

また、そのときに事業計画、先ほど説明させていただいたように、事業を承認していただくため、やはり確認をしなければならないというところもございますので、先ほど来申し上げているように、北関東防衛局のほうと事務担当で折衝のほうを進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） その件につきまして、これは大型遊具ということで申請を出しているんですか。ふわふわドームじゃなくて大型遊具でしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 当初の交付金の基金の目的、児童遊具でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの遊具ということで、児童遊具ということでございまして、ふわふわドームということで防衛省のほうとも共有させていただいております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） その件につきまして、詳細でふわふわドームと書いて出していたんですか。大型遊具だけの漠然としたものではなかったんですか。場所はふるさと公園だとか、それから、ふわふわドームというのは入っていたんですか。その辺をちょっと聞きたいです。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答いたします。

先ほど申し上げているとおり、北関東防衛局のほうへ基金のほうにつきましては、児童遊具で申請しております。そういった詳細な内容につきましては、やはり確認を取らなければいけないということで、北関東防衛局のほうへ、ふわふわドームの設置ができるかということで協議をさせていただいている。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） やっぱり事務方というか、失礼ですけれども、ふわふわドームの関係というのは、やるということで前向きにもう考えていられたんですか。我々のところに來たのが今年2月25日だったものだから、いきなり出てきたから。その辺がちょっと微妙に我々の認識になかったものから、食い違いがございました。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 浅見議員、ご質問ありがとうございます。

先ほど山口課長が経緯等を話させていただいているんですけれども、あくまで本会議の中での部分をおっしゃってくださっているんですけれども、実は当時の総務文教常任委員会のほうで、議会のほうで、ふわふわドームに関しては、調査ではないですけれども、委員会で視察にも行っていたり、当時、群馬町ができて、人気だということで、そういう視察に行って、その後、一般質問とか、また委員会の審議の中でも取り上げられてきたという経緯があります。

どうしても、私は議会を約19年、議会の議論を生で聞いてきているので、流れがふわふわドームがどういうふうに議論されて、どういうふうに議会の要望ですと來たのかというのが、私はずっと経験しているので、その感覚でいるのと、あと、浅見議員が急にというのは、多分そこまでの議論の過程とか議会が視察したとかというのは、なかなか全部過去のことを振り返るというのは難しいと思うので、多分その部分の認識というか感覚の違いはあるんじゃないかなと、今回のこの議論を聞いていて思っています。

なので、いろいろな方が提案して村もチャレンジはしたんですけども、どうしても予算面とかで難しいということで棚上げされてきたものに対して、今回防衛省調整交付金を活用してということで、

補助金を活用してというところで補助金を利用して、村単だけでやるといったかなりの負担ですから、それも含めての今回の流れになっています。

設置場所も、吉岡のみはらし公園も職員と建設課長を含めて確認をして、ふるさと公園も再度確認をして、茅野公園のほうも確認をさせていただいて、いろんな村の公園で、どこだったら可能性があるかと、現地をしっかりと見させていただいています。

その辺のところで、設置がスペース的にも利用者にとってもというところで、新井緑地公園という経緯がありますので、そういったことがあるということを認識していただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

飛び入りで考えてなかったんですけども、よろしくお願いします。

それで、あと2分しかないので最後まで言いたいですけれども、そうするとしりきりとんぼになっちゃいますので、今回、今の件で終了させていただきたいと思います。

私が、この4番目の行政全般の中で最重要事業……

○議長（善養寺 孝君） 浅見議員、まだありますよ。

○5番（浅見 隆君） すみません、それで、やはり村長は長年、頭の中に描いていたというのは分かりましたし、私のほうもやっぱり水道の関係も有収率、こういうものは自分で間近に考えていたもので、どっちも最重要じゃないかと思えますけれども、お互いにやらずにやらないということで、私のほうも一応協力はしたいと思えますので、前回のときに柳岡議員が出した修正動議、すばらしいものができていますので、それを参考にさせていただいて、いいふわふわドームをつくっていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位8番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時5分からいたします。

午後1時51分休憩

午後2時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 承認第1号の説明をさせていただきます。

議案書、参考資料ともに1ページでございます。

議案書にあるとおり、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

処分件名は、榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

処分年月日は、令和8年3月31日でございます。

議案書2ページ以降は、専決処分書でありまして、以下は、議案参考資料1ページをもって説明をさせていただきます。

議案参考資料1ページ、趣旨目的でございます。地方税法等の一部が改正され、榛東村税条例の規定内容についても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

主な概要を申し上げます。軽自動車税、環境性能割の廃止に伴う改正をいたしました。これは、令和元年10月以降の軽自動車取得時に適用されておりましたが、今般の法改正に伴いまして完全に撤廃されました。あわせて、毎年4月1日付で所有者に課する軽自動車税種別割の名称が軽自動車税となっております。

次に、個人の都道府県民税及び市町村民税の住宅借入金と特別税額控除が削除されております。これは、直ちに住宅借入金控除がなくなったというわけではなく、令和9年1月から、同控除の適用期限の延長が予定されておりまして、古い条文を一旦削除したものでございます。控除を復活する際には、改めてお諮り申し上げる次第です。

続きまして、法附則第15条第25項の改正に伴いまして、いわゆる固定資産税のわがまち特例の改正を行っております。これは、議案参考資料ですと9ページの真ん中辺りに記載されておるものでございます。

続いて、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例の適用期限の延長が行われております。議案参考資料ですと、18ページの付近でございます。

以上、雑駁な説明となりましたが、本条例改正は、国及び県から示された準則のとおりでございまして、令和8年3月31日付で専決をし、令和8年4月1日に施行をいたしております。

また、新たにわがまち特例の軽減税率を設ける場合などの決定事項は、きちんと市町村議会の議決を得るよう県からも指導をいただいております。

以上で提案説明を終了いたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま税条例の改正の説明をいただきました。特に、議案参考資料1ページ目、概要、軽自動車税、環境性能割に廃止に伴う改正、この字句の改正と聞こえたんですが、実際、軽自動車税は、安くなったんでしょうか、高くなったんでしょうか。村民の皆様が一番知りたいところはそこだと思うんですけども、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 先ほどのご質問ですが、税金が軽自動車に関して安くなったのかと申しますと、まず、先ほど申し上げたとおり、種別割が軽自動車税という名称になりましたので、以前と同じで4月1日所有のいわゆる軽自動車税の所有税のほうは変わりはありません。ただ、県税のほうには、いわゆる環境性能割といいまして軽自動車取得税、以前の名称でございます。こちらは、今はなくなったんです。こちらのほうは、全国的になくなったということでございまして、榛東村のほうは、名称だけが変わったということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） もっと分からなくなったような気がしますけれども、環境性能割という税金がかかっていたと、幾らか何がしか払っていたものが払わなくてもよくなったという認識でよろしいでしょうか。ちなみに、軽自動車税は一般的な金額、幾つかあると思うんですが、それが幾らになったのかというのを言ってもらえますか。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） まず、名称が、国税、県税、地方税法、全て関わるものですから難しいかと思うんですが、軽自動車取得税、いわゆる3月まで環境性能割と言われていた税金は完全に廃止されております。

それから、私ごとですが、私の軽自動車税は1年間所有して5,000円でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、榛東村の税条例を改正しようとしているのに、取得税はもともと榛東村は村長が徴収していなかったと思うんですけども、どうしてこういうことになるんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） もう一度説明をいたします。

今回、地方税法におきまして、環境性能割という言葉が完全に廃止をされました。あわせて、榛東村で取っておりました軽自動車税（種別割）、こちらのほうがただの軽自動車税という名称に変わった、こちらを榛東村税条例において改正をいたしましたものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。

6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今回、専決処分ということで、税条例の一部を改正する条例の制定についてということでございますが、施行日が令和8年4月1日、こちら3月定例会ではなくて特段専決処分が必要となった経緯をもしあれば、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） ただいまの須田議員のご質問にお答えいたします。

参考資料の1ページ、下から3行目でございます。関係法令として、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）でございます。こちらのほうの施行が8年4月1日でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 先ほど須田さんに対しまして答弁を修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

先ほど申し上げました地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）は、令和8年3月31日でございます。そのために専決処分を行いまして、本日皆様にお認めいただくために報告をしております。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 国の法令のほうが令和8年3月31日に改正されたということでございますが、私の把握の上でいけば、内示等でどのように改正したらよいか示されていて、翌日にはありますけれども、改正ができるようにという意見もあったと思うんですけども、今回はそれがかなわないような案件だったということですか。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） どうしてもやむを得ない部分のみ、専決を行わせていただきました。また、新たに決める部分につきましては、条例を上程する予定でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。

4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 税務会計課長のほうから話がありました種別等、私の車だと5,000円ですよというお話をしましたね。種別というのは、乗用の車、運送等いろいろあると思うんですけども、その流れはどういうふうな流れになっているのかを教えてくださいませんか。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 金額、それから区分につきましては、今回変更はいたしておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時24分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 軽自動車税の金額のほうは変わりはありませんので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

税務会計課長。

〔税務会計課長 富澤光彦君発言〕

○税務会計課長（富澤光彦君） 申し訳ありません。先ほど中島議員の答弁のほうを訂正をさせてい

ただきたいと思います。

本年３月まで取っておりました軽自動車税の環境性能割、こちらのほうは、榛東村の税金でございまして、県に徴収をお願いしておったものでございます。誤解して説明を間違えてしまいました。訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第１号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、承認第１号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第１号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第３ 承認第２号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（善養寺 孝君） 日程第３、承認第２号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 承認第２号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は7ページをご覧ください。

令和8年3月31日に地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、榛東村国民健康保険税条例につきましても、この政令に準じて改正する必要が生じました。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案参考資料の23ページをお願いいたします。

国民健康保険税の税額掲載におきましては、基礎課税額に係る課税限度額を1万円引上げ、66万円から67万円とするものでございます。また、国民健康保険税の軽減措置におきまして、5割軽減及び2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円へ、56万円から57万円へ、それぞれ引き上げるものでございます。

議案書の8ページに戻っていただきまして、専決処分書でございますが、附則でございます。

第1項、施行期日は令和8年4月1日、第2項、適用区分といたしまして、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 3月議会ということでまだ記憶が新しいところですが、国民健康保険税を安くするという村長の方針で、安くなってよかったなと思った矢先に1万円上がるということで、これはどうなっているんだということで、今よく聞いていましたら、参考資料23ページ、地方税法の施行令改正があつて、榛東村の国民健康保険税改正の必要が生じたということですが、これをしないと国からペナルティを受けるとか、必要が生じたというのは、誰が必要が生じたのでしょうか。含めて説明してください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問いただきました3月定例議会におきましての改正は、均等割の改正でございます。均等割につきましては、引下げを行わせていただきまして、今回は基礎課税額の課税限度額の引上げということになります。こちらは、全国一律の基準を国のほうで提示されているものでございまして、昨年度も、ここ数年、毎年のように課税限度額が引上げになっておる状況でございます。

こちら特にペナルティという言葉では特に話はないんですけれども、こちらの課税を引き上げることにつきましては、被保険者の皆様に公平に国民健康保険制度は負担をしていただく制度となつてございますので、国において必要に応じて見直しが行われているものでございます。公平な制度を維持するためにも必要と考え、この額に変更させていただくものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） そうすると、地方税法施行令の一部が改正され、榛東村の国民健康保険税条例の改正を行うというだけの説明でいいんじゃないかな。必要が生じたためというのは、誰が必要なのかと、村民は必要じゃないと思いますので、これ強制であればそのような事項が我々も議論なくて済みますし、村民の皆様にご理解いただくこともしやすいかなと。

先ほどから公正公平とおっしゃっていましたが、23ページ、被保険者、5割軽減の方、被保険者の数に乗すべき金額を現行の30.5万円から31万円ということで、これ1万円上がっているんですけれども、5,000円しか上げないのは公平ではないと思うんですけれども、そこら辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） この金額につきましては、それぞれ所得の水準に対しまして限度額の金額を定めておるものでございますので、一律の金額ということでのご負担ということではございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時33分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） この金額につきましては、村のほうで独自に決めているものではないかと、全国一律の基準となつてございます。適用の世帯につきましても、全員の方が適用されるものでもございませんので、一部の限られた世帯ということになります。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） ありがとうございます。

この結果、これを改正、賛成多数で承認された場合、いくらぐらい健康保険税が伸びて、その保険税の割合で何パーセントぐらいか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 承認いただいた場合の金額ですけれども、今年度の賦課につきましてはこれからでございますので、金額については判定をしておりませんが、対象の世帯でお答えさせていただきます。

昨年度の限度額超過の該当世帯につきましては、基礎課税額を超えている対象となった世帯につきましては、9 世帯でございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今の質疑や説明から、基準として国が一律に示したものを全国各地同じように上がるということで、この算定を基に計算を、それぞれの金額が変わるというわけではなく、全ての方に一律で値段が、5 割軽減、2 割軽減とありますけれども、一律、金額が一緒ということによっていいのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 3 6 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） こちらの金額につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、全国一律でございます。この対象世帯につきましては、所得の高い方につきまして該当になりまして、先ほど申し上げたとおり、該当世帯につきましても 9 世帯、昨年度は該当になったということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 先ほどの9世帯の件が、56万円から57万円に引き上げるというところ。

5割軽減と2割軽減についてお伺いしてもよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時39分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） まず、課税限度額につきましては、この金額を賦課徴収する金額ではございません。この金額を超えた方につきまして、その上限ということになりますので、金額が上がった、つまり課税の上限の金額が上がったのは、税として徴収する金額が上がったわけではございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

そして、軽減の対象者なんですけれども、世帯ではなくて被保険者の数でございます。令和7年度の医療分の軽減ですけれども、全体で被保険者数が2,590人のうち5割軽減が477人、2割軽減が316人で行いました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、承認第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第3号 専決処分について（令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、承認第3号 専決処分について（令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 承認第3号 専決処分について（令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））についてご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1、処分件名でございますが、令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。

2、処分年月日、令和8年3月31日でございます。

議案書10ページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専決処分について、令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものです。

第1条におきまして、総額に歳入歳出それぞれ1,842万5,000円を追加し、13億1,919万7,000円とするものでございます。

第2項におきまして、補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

以下、第1表の歳入は11ページ、歳出は12ページとなっております。

議案参考資料29ページをお願いいたします。

今回の補正ですが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

療養給付費の増額に伴いまして、保険給付費等交付金（普通交付金）も増額となっております。こちら当初見込んでいた金額よりも医療費の請求が多かったということになってございます。

議案参考資料の32ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金（普通交付金）、補正額1,842万5,000円の増額です。

議案参考資料の33ページをお願いします。

続いて歳出でございますが、2款1項1目療養給付費、補正額は歳入と同額となっております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどの税が上がったというところを踏まえて、この補正予算が出たということですが、この算定基準、普通交付金で出てくる算定基準について教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） こちらの普通交付金でございますが、群馬県から交付される交付金となっております。かかった医療費、療養給付費につきましては全額が交付されるものでございますが、当初予算の計上の段階では、県のほうで試算をございまして、その試算の金額が想定よりもちょっと低い金額で予算計上しておりましたので、医療費の増加に対して、今回支払いのほうが間に合わず、今回専決処分をさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどのところで67万円が、税が増えたのではない、限度額が増えたという、課税額が増えたんですよね、1万円ね。この1,087ページの第2条。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 先ほどの課税限度額につきましては、課税の額ではございませんので、課税する金額が上がったのではなくて、そこまでの課税をする、賦課の上限の金額が上がっている、皆さんから徴収をする金額が66万円から67万円に上がったというのは違ってございます。そういうことではございません。賦課をする上限額が上がったということで、保険税の額が上がったわけではございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、承認第3号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分について（令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては13ページ、議案参考資料につきましては34ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改

正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る所在が判明しない場合の通知の方法、こちら公示送達といいます。これをデジタル化するとされたことから、榛東村行政手続条例の聴聞等の通知に係る所在が判明しない場合の通知の方法についてもデジタル化し、根拠規定にかかわらず対応の一貫性等を保つため、所要の改正を行うものでございます。

この一部改正条例の施行日は、公布の日から施行となってございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第51号の説明を終わりにします。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総括的な質疑をさせていただきます。

趣旨・目的はデジタル社会の形成を図るための規則改正とありますが、実質的には、新旧対照表を見ると、「名あて人」というところが漢字になっただけと。こういった改正を行う際には、行政手続条例が古くなっているので、その他見直したところを直すところはなかったんでしょうか。その2つについてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） ご質問のほう、回答させていただきます。

先ほどお話ございました新旧対照表のほうをご覧になってください。こちら35ページ、36ページ、37ページ、38ページ、39ページでございます。

先ほどお話があった、こちら字句の訂正を含めまして改正になった部分と、37ページ、こちらを見ていただきますと、こちらの第15条、聴聞の通知の方式、こちらにつきまして、右側、現行のところにアンダーラインを引いてございます。こちらの公示の方法ということが省略になったり、また、新設の部分については、左側の37ページの一番下段の第15条第4項、こちらのほうが追加されておる、そういった状況でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 条例改正のときには、この本会議場で新旧対照表の説明もあったと思いますが、きっちり説明していただかないと、担当委員会以外の方々は理解しないうちに採決につながる

ということでございますので、以後よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

こちらのところ、先ほどご指摘ございました必要に応じて、やはり説明をさせていただくところにつきましては、こちら説明をさせていただければと思います。また、長くなってしまうたり、そういったところで多少割愛させていただく、そういったところもございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第51号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は15ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料は40ページをお願いいたします。

趣旨・目的でございます。榛東村福祉医療費の支給に関する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

概要ですが、1点目といたしまして、群馬県内の医療機関等と群馬県外の医療機関等のうち、村長があらかじめ認めるものを現物給付医療機関等と定義するものです。

ここでいいます現物給付とは、医療機関に福祉医療費受給資格者証を提示することで、自己負担分を支払うことなく診療や治療、投薬などの医療サービスを受けられるものです。医療サービスという現物を給付することになりますので、現物給付ということと呼んでおります。

2点目といたしまして、医療機関窓口での受給資格の確認方法につきまして、自治体・医療機関等

をつなぐ情報連携基盤、PMHの実施に伴い、マイナンバーカードを用いて認定に関する情報を医療機関に提供する方法を追加するものでございます。

3点目といたしまして、有効期間を受給資格の認定の有効期間として整理をし、具体的な規定は施行規則に委任するものでございます。

議案参考資料の41ページをご覧ください。

41ページが新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行となっております。

44ページまでございますので、抜粋して説明をさせていただきます。

先ほどの第1項目でご説明申し上げましたところが、第2条の改正の部分となっております。

2点目として申し上げましたPMHの関係につきまして、第4条の改正の部分となっております。

また、3点目で説明しました有効期間につきましては、第5条の改正となっております。

以降につきましては、資料のほうをご覧くださいだと思います。

議案書に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和8年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案書16ページ、先ほど丁寧の説明いただきました現物給付の医療機関、いずれも村長が認めた機関ということでございましたが、それは、今回の改正でそうなるとすると、新旧対照表でご説明するべきところだと思いますけれども、具体的に、村長が認めるというのはどういう基準だというのがあったらお示してください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） この現物給付医療機関でございますが、今現在は、県内の医療機関ですとか薬局等の部分につきましては現物給付で対象となっております。今回、PMHの導入によりまして、群馬県外の医療機関、今まで償還払いということで一度立て替えてお支払いいただいていた部分につきまして、県外の医療機関とも償還払いではなく、現物給付でできるようにする規定を改正するものでございます。

まだ具体的な医療機関等については、詳細はこれからということになってございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 条例改正をするわけでございますけれども、まだ具体的な現物給付ができる医療機関、村長が認める医療機関についてはこれから考えるということを、今、回答いただいたんでしょうか。そこについてのご説明が、全く今までには至りませんけれども。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 具体的な医療機関でございますが、こちらはまだ10月1日の条例の施行でございますので、今後、具体的な医療機関は決まるということになってございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 行政サービスを限定するという条例を議会にかけて可決しようとするときに、その基準が明確になっていないというのが上程されたということに非常に驚きを覚えているんですけども、そこら辺については、ブラックボックスという考え方でよろしいんでしょうか。そういうものが議会に上がってきたということでしょうか。

そこを理解しないで、そこがなくて上程してくるというのは、ちょっとおかしいと思うんですけども、そういう基準について、基準のよしあしを議論するのではなくて、こういう基準に基づいてこの条例がつくられていますという説明が、どこの改正にも何も出てこないんですけども、よくご自分で言われたことをご確認いただければと思うんですけども、回答をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 県外の今まで償還払いであった医療機関につきましては、住民の利便性を向上させる観点から、そちらのほうで現物給付で利用できるようにしていくということではございますが、すみません、具体的な医療機関、何か所とかということでは、まだちょっとご提示できないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第52号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第7 議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は19ページから20ページ、議案参考資料は45ページから46ページに掲載してございます。ご覧ください。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は、議案参考資料で行います。議案参考資料の45ページをご覧ください。

概要です。趣旨・目的、長岡集会所の建物及び設備の老朽化に伴い、旧榛東村児童館に長岡集会所を移転して利用するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要です。長岡集会所を旧榛東村児童館に移転し、位置、住所の規定を改めるもの、併せて字句の訂正を行おうとするものです。

詳しくは次ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。

別表1でございますけれども、長岡集会所の欄、位置、現行では長岡457番地の1と記載してございますが、これを改正案では現在の児童館の番地、長岡1404番地1に改めさせていただくものです。あわせて、アンダーラインの部分になりますが、字句の訂正につきましては、位置、番地の中に番地の後ろに「の」と残っている部分があったので、そちらを削る改正をしようとするものでございます。

45ページにお戻りください。

附則関係です。この条例は、令和8年7月1日から施行させていただこうとするものでございます。

関係法令につきましては記載のとおりです。予算措置の状況につきましては、令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）に所要額を計上させていただいてございます。

また、これだけではちょっと説明が不足していると思いますので、ちょっと口頭ではありますが、今回の議案提出に至った経緯を説明させていただきたいと思います。

経緯でございます。当課で所管をしております長岡集会所は、昭和48年に建築され、建築後50年以上が経過しており、建物本体はもとより設備の老朽化も著しく、利用者からは、安全性の確保や円滑な活動を実施する観点からも、建物の建替えや大規模改修を望む声が以前から多数、当課に寄せられておりました。こうした状況の中、同じ長岡地内に所在する児童館が昨年閉館となったことから、長

岡集会所よりも建築年数が浅く、設備面においても整っている旧児童館に長岡集会所を移転して利用、活用する案が関係者の中で浮上しておりました。

こうした状況や声を受けまして、当課では関係者による意見交換や施設、この施設は旧児童館でございますが、その見学会を実施してまいりましたが、4月下旬になり、長岡集会所を利用する方たちで組織する団体から、長岡集会所の移転に関する要望書の提出があったため、これを受理いたしました。当課では、要望書の内容を精査し、検討を重ねた結果、村及び教育委員会にもお諮りし、長岡集会所利用者の安全性や利便性の向上を図ることを第一に考え、長岡集会所の移転、これは旧児童館施設へ長岡集会所を移転して利用する方針を決定し、議案提出の運びとなったものでございます。

検討する中で、利用者からのご意見だけではなくて関係者、また関係機関にもお問合せ等をしてございます。まず、関係者でございますが、土地地権者への説明及び意向確認ということで、長岡集会所、旧児童館ともにその敷地は借地でございます。このため地権者様と面談をいたしまして、長岡集会所移転に関する状況の説明や土地、借地に関する意向確認などを行ってまいりました。地権者様からは、長岡集会所移転に関して異論や反対のご意見はございませんでした。書面で回答をいただいております。

また、長岡集会所は国庫補助金を活用して建設されております。それとともに教育集会所の活動に際しましては、毎年県からの補助金を頂いておりますので、群馬県の生涯学習課へも相談をしてございます。県からは、長岡集会所は国庫補助金を活用し建設されているが、処分制限期間は既に経過しているため、文科省への財産処分の報告は必要ないこと、2点目、移転について問題はないが、条例等の整理が必要であること、3点目として、県の情報把握のため、住所等の変更があった場合には連絡をされたいということで回答をいただいているところでございます。

また、説明の最後になりますが、長岡集会所移転後の建物及び土地の扱いにつきましては、現在のところ白紙となっております。建物や土地の利活用や除却といった方針等、現在は決定してございません。今後、調査検討していく予定となっております。

以上で説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。
○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま口頭ではありますが、詳細に説明いただきました。児童館というのは、最近廃止の条例を可決したものですから記憶も新しいと。榛東村公共施設と総合管理計画の中の、今言われている旧榛東村児童館の位置づけと、あと現状、旧と言われたんですけれども、正しい、

先ほどの水道のアセットマネジメントではありませんけれども、村の財産としての位置づけは普通財産なのか行政財産なのか、今どこが所管しているのかとか、そこら辺のやり取りというのは、本来であれば児童館は住民何とか課で、そこら辺はきっちり整理がされているのでしょうか。

以上、2問お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員がおっしゃるとおり、廃止をされた建物ですので旧児童館というふうに申し上げましたが、現在も所管は住民生活課で行っていただいております。このため予算についても、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、7月以降に係る部分を今回計上させていただいて、現状は住民生活課のほうで予算計上していただいておりますので、ご可決いただいた際には住民生活課から生涯学習課のほうに施設の所管替えも行って、今後、集会所として生涯学習課で管理もしていきたいという提案でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 大変分かりやすく説明いただいているところを恐縮なんですが、確かに廃止条例で可決、重い議決をしましたので、集会所を使う方々には見学会も十分開いて、ご納得いただいて、お引越しの運びなんだろうと思いますけれども、あそこは旧児童館ということで、児童館を使っていた方が何か、言葉は悪いですが、………みたいな、集会所に使いたいので児童館は廃止しちゃったのかなと、住民感情とすると、そこら辺は児童館を使っていた方々にも、今度集会所に変わるかもしれないみたいな、決定ではないから言えないと思いますけれども、また再利用するんだというようなお話というのは伝わっていることでしょうか。それに対して何か意見があるかどうかという、その2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今回、議会で初めてこの移転のお話をさせていただいて、条例改正、関連する予算も計上させていただいたところであります。なのでご可決をいただく前に、使いますというようなお話はできないので、関係者のみに、これまでもお話をしてきたところでございます。ご可決いただいた際には、当然集会所としての準備をまいりますので、周辺の方たちにもそういうお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君）　そういうご覚悟の上でされるということなので、議会がやはりそういうことを考えていて、児童館を廃止してしまったというようなことが言われないうに、そういう相談、苦情が来たときには、今の生涯学習課長の丁寧なご説明をしていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺　孝君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　村上　誠君発言〕

○生涯学習課長（村上　誠君）　丁寧な説明をしていくように心がけてまいります。

○議長（善養寺　孝君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺　孝君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第53号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第8　議案第54号　榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺　孝君）　日程第8、議案第54号　榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長　一倉　学君発言〕

○総務企画課長（一倉　学君）　議案第54号　榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては21ページ、議案参考資料は47ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正すること等に伴いまして、関係条例について所要の改正を行おうとするものです。

議案参考資料にてご説明させていただきます。47ページをご覧ください。

趣旨・目的、概要についてご説明します。

目的につきましては、榛東村長岡集会所が移転することに伴いまして、関係条例についての所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、現在、長岡集会所に設置されている防災行政無線の屋外受信装置と半固定局の設置施設の名称の変更、こちら御堀、旧中央公民館に設置されている半固定局をしんとびあに移設するため、設置施設の住所と名称を変更、また字句の訂正を行おうとするものでございます。

先ほどご指摘を受けておりますので、議案参考資料48ページをご覧ください。

48ページ、49ページが新旧対照表となっております。左側が改正案で、右側が現行でございます。

別表中、1、固定系、屋外受信装置、第4号、こちら現行は長岡集会所となっております。こちらを大宮に改め、2、移動系、半固定局、第11号、榛東村大字山子田797番地御堀を榛東村大字新井152番地堀之内に、同じく第12号、榛東村大字長岡457番地長岡集会所を榛東村大字長岡457番地1大宮に改正するものです。

第14号及び第15号につきましては、設置場所の住所地の枝番の追記を行うものでございます。

議案書に戻りまして、22ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年7月1日から施行するとなります。

以上で議案第54号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 委員会付託ですから総括的なということ、この議案第54号ですが、議案第53号で長岡集会所の位置が多分変わるというような議案が出ております。そうなりますと、この第54号は、新旧対照表を見ていただければ分かるように、屋外受信装置のところの3号は、小林沢ではなく長岡集会所になりますし、そもそも47ページの参考資料でご説明いただいている、わざわざしんとびあに移動するといっていて、11号、堀之内というところではなくて、これどちらかに、多分建物を公共施設があるところは公共施設の名称、ないところは小字の名称というようなくりに整理されているんだろうと思うんですけども。ですので、本来これよく委員会までにご検討いただいておいて、11号は堀之内ではなく、しんとびあ、3号については小林沢でなくて、長岡集会所が法令審査会でもなぜ出なかったか分かりませんが、と思いますが、いかがでしょうか。検討の様子だけ聞かせてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 中島議員のご質問ございました検討してくださいという中で、やはり法令審査会のほうでもいろいろと審議がなされたところでございます。

以前、この集会所というランドマークがなくなった際には、大宮と変更をさせていただいたり、児童館が廃止になった際には小林沢と変えさせていただいております。今、先ほどお話するようにラン

ドマークがこちらの施設であったり、大字名であったり、また、住所地のみで書いていない部分もあったり、そういったところもございますので、ここにつきましてはいろいろと検証させていただいた中で、また、防災行政無線の個別の基本設計とか、今年度実施するということもございますので、今後のやはり放送等の在り方等も含めまして検証をしてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 今、条例改正が提案されているので、一旦条例改正をやめるのか、それとも条例改正を当日まで字句の訂正をするのか、そうでなければ、これ大字なら大字、防災ですから、ランドマークって非常に大事だと思うんですね。ですので、小字名が分かる村民の方、かなりいなくなっていると思うので、公共施設というランドマークがある場合には、そういうところを早急に検討して、今会期中に字句の訂正ができるのであれば、していただかないと、私はこれ反対するしかないなと思っているんですけれども、以上よろしくをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後 3 時 23 分休憩

午後 3 時 23 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては。やはり庁議のほうでもそういったお話もございましたので、こちらにつきましては検討させていただくということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後 3 時 24 分休憩

午後 3 時 28 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの私の答弁の一部訂正をさせていただきます。

検討させていただきますという発言をさせていただきましたが、それについては訂正させていただきます。

なお、その説明をさせていただきたいんですけれども、こちらの新旧対照表48ページになります。

こちらの固定系につきましては、こちらは屋外放送塔でございまして、コンクリート中にスピーカーがついているもの、こちらが固定系になりまして、場所等につきましては、固定系のほうは長岡集会所の施設がなくなるに伴いまして大宮のほうに変えさせていただいております。こちらのほうにつきましては、旧児童館のときが当時そういった形で、施設がなくなるといったことに伴いまして、字名に変えさせていただいたものでございます。

なお、移動系2のほうなのですが、半固定局、こちらにつきましては屋外放送塔のスピーカーとはまた違ひまして、各施設にある移動する無線機ということでございまして、こちらの無線機につきましては、今、こちらの字のほうで表記をさせていただいております、こちらのほうはいろいろと庁議のほうでもお話が出たんですけれども、今回、令和8年度で防災行政無線の基本設計を行い、新たなまた施設の見直し等も踏まえて、そういったときに字句の整理をしたいということで、今回はこちらの提案ということでお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第54号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9に入る前に、先ほど中島議員から、……………という不適切な発言がありましたので、それを削除してほしいんですけれども、よろしいですか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 「ような」とついているんですけれどもね。よくテープを聞いていただいて、「ような」がついていなければ削除してください。

以上。

○議長（善養寺 孝君） では調べてみます。

◎日程第9 議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）の提案説明させていただきます。

議案書につきましては23ページでございます。

議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条におきまして、総額に歳入歳出それぞれ951万4,000円を追加し、72億2,771万4,000円としようとするものでございます。

第2項において、補正後の金額は、第1表 歳入歳出補正予算によるものでございます。

第2条において、地方債の追加及び廃止は、第2表 地方債補正によるものでございます。

なお、提案日は記載のとおりでございます。

以下、第1表の歳入は24ページ、歳出が25から26ページとなっております。

議案参考資料により説明等をさせていただきたいと思っております。

議案参考資料の50ページをご覧ください。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴います職員給与費の増減などでございますが、当初予算成立後に生じた事由による事務経費などについても補正を行うものでございます。

議案参考資料50ページから主なものを説明してまいります。

初めに、歳入です。

16款2項国庫補助金、障害者総合支援事業費国庫補助金30万8,000円。こちらは後ほど説明いたします障害者総合支援費に充てられるものでございます。

次に、16款2項及び17款2項は、令和8年度、新たに学校給食費の負担軽減として国が県を經由して交付する補助金で、当初予算段階で制度の詳細確認が困難だったものでございます。このたび群馬県市町村給食費負担軽減補助金として、国庫支出金から県支出金に予算の組替えを行おうとするものでございます。

18款1項土地建物貸付収入（旧南幼稚園）170万7,000円は、普通財産となった旧南幼稚園の貸付けによる財産収入で、貸付面積の増などに伴う補正でございます。

20款1項基金繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に充てるための財政調整基金から651万5,000円を繰り入れるものでございます。

22款4項諸収入、公有財産損害保険金25万1,000円。こちらは消防施設の修繕費用について、共済金の請求を行うものでございます。

以上が主な収入でございます。

続いて歳出ですが、主に本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費について、科目間における整理、調整を行うほか、任期付職員、会計年度任用職員の増によるものでございます。

続いて、50ページの下段、下側にあります2款1項普通財産管理費、電気料といたしまして144万4,000円の増。こちらにつきましては、先ほど歳入のところで申し上げました旧南幼稚園の賃貸借契約更新に係るもので、貸付面積の増加に伴い、電気料の増額が見込まれるため計上するものでござい

ます。

なお、貸付収入につきましては、電気料のほかにも維持管理費に充当されるものでございます。

3款1項障害者総合支援費61万6,000円。こちらにつきましては、令和8年度診療報酬改定に伴う障害福祉システムの改修業務委託料を計上するものでございまして、国の補助金が2分の1となっております。

4款1項未熟児養育医療給付費89万5,000円。未熟児療養医療に係る情報連携システム導入に伴う必要経費を計上するものでございまして、システム改修費用の2分の1が国庫補助となっております。

6款1項相馬原用水費152万9,000円。こちらは、4月に発生した相馬用水配水管の漏水対応のための費用で、調査委託料及び補修工事費を計上するものでございます。

8款2項社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）946万円。こちらにつきましては、物価高騰に伴う材料費の増加及び村が指定していた残土処分場の受入れ容量超過に伴う場所の変更等による増額でございまして、適正な価格による契約締結のために必要な予算を確保するものでございます。

続きまして、9款1項消防施設一般経費25万2,000円。第3分団詰所シャッターの破損を公有材残損害保険金により修繕を行うため計上するものでございます。

ページ変わります、51ページの上段になります。

10款5項教育集会所費83万5,000円。こちらにつきましては、先ほどお話ございました長岡集会所老朽化に伴って、旧児童館に機能移転するための必要経費を計上するものでございまして、光熱水費のほかエアコンの交換、修繕、トイレの一部洋式化工事等に係る増額でございます。

同じく6項学校給食事業特別会計費376万5,000円の減です。こちらにつきましては、会計年度任用職員の栄養士1名分の人件費について、県費で負担することが決まったことによる繰出金の減となっております。

また、議案参考資料51ページの中ほどで、地方債を追加及び廃止するものでございます。こちらにつきましては、議案書27ページをご覧ください。

緊急防災・減災事業債の制度の延長が決まりましたので、予定していた公共施設等適正管理推進事業債から、より有利な条件の起債への予算を組み替えるものでございます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） すみません、所管外なので1件だけ確認させてください。

参考資料の50ページにあります歳入の18款1項のところ、旧南幼稚園の土地建物貸付収入ということですが、こういったところで民間の方に貸付けをするというところで、急に高額な金額を出せないと、そういったところに対する措置などはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答いたします。

先ほどの件なんですけれども、こちらにまた減免規定等もございますので、その制度等を確認しながら申請者等と協議をする、そういったことでございます。現在もしておる状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） そうしますと、減免規定というものを適用されての金額ということでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 回答させていただきます。

予算につきましては、見込まれる全ての予算について計上するということですので、まだ現在申請がない中での減免ということはございません。減免は規定に基づきまして判断させていただく、そういったことでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第55号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第10 議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） よろしくお願ひいたします。

議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書は28ページ、参考資料は76ページでございます。参考資料をご覧になりながらお願いできればと思います。

当初、村費で栄養士資格を有する会計年度任用職員を1名任用するための予算を計上していたものでございます。その後、令和8年4月1日付で県費の栄養士資格を有する学校栄養職員の特別配置がなされました。昨年度同様に学校給食センターに栄養士資格を有する者を県費職員2名配置できることとなりましたので、不用となります会計年度任用職員1名分の報酬、諸手当、共済費、旅費、合わせて376万5,000円を歳出の総額から減じるものでございます。そして、歳出と同額の376万5,000円の一般会計からの繰入れを歳入から減じるものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第56号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書31ページをご覧ください。

今回の補正理由としましては、本年4月の人事異動に伴う給料、手当などの増額によるものが主なものでございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額3億2,568万6,000円から補正予定額30万円を減額し、計3億2,538万6,000円としようとするものでございます。

次に支出、第1款水道事業費用、既決予定額3億3,297万5,000円に補正予定額67万円を追加し、計3億3,364万5,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費、既決予定額3,182万3,000円に補正予定額48万3,000円を追加し、計3,230万6,000円に改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額30万円をゼロ円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にて説明いたします。81ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、82ページ、83ページは実施計画でございます。

次に、84ページの説明書をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款水道事業収益では、他会計補助金を30万円減額しております。こちらは、一般会計からの児童手当分の補助金を減額いたします。人事異動に伴い、支給対象児童の皆減によるものでございます。

続いて、85ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項3目総係費として93万7,000円増額となっております。こちらは、人事異動に伴い給料、手当、法定福利費など再計算を行った結果によるものでございます。

以下、86ページ、87ページが予定キャッシュ・フロー計算書、88ページから91ページまでが給料明細書、92ページから96ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案第57号、水道事業収益で1款2項で事業外収益が30万円の減という説明をいただきました。水道事業費用として、人事異動で67万円が増えたと。この67万円というのは、プラス営業外収益もないということは、水道に来て67万円高い職員になったと、給料が上がったというように見えるんですけども、この水道事業収益の考え方と水道事業費用、これがプラマイ同額に

ならない理由というのをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） まず、収入でございます。公営企業会計では、職員の手当で児童手当については、村が支給するとかそういうものではございません。国で決められた手当でございますので、水道事業に異動してきた職員に対しては、一般会計で払うべきというのが決まりでございます。今回、水道事業会計のほうで払う、今まで払っていた児童手当をもらっている職員が今回の異動でいなくなったと、皆減となったということで30万円を減額させていただきました。

また、手当については、もちろん給料の高い職員が来たというよりも、再計算とか、率を掛け直した再計算によるものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） キャッシュ・フローも載っていますし、貸借対照表も載っていますけれども、営業外収益と水道事業費用が全く、高い給料の職員が来たことによって営業外収益はないんでしょうか。何か高い給料の人が水道に来たことによって、赤字が増えるというイメージに見えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後 3 時 5 5 分休憩

午後 3 時 5 5 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 回答いたします。

今回、4 月の職員異動に伴って水道事業会計の支出が増えたわけですが、職員が 1 人、水道事業会計に期限付任用職員が増員となりました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 57 号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書32ページをご覧ください。

今回の補正理由としましては、職員の子どもの出生に伴う児童手当、扶養手当の増額によるものが主なものでございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額4億3,732万1,000円に補正予定額62万5,000円を追加し、計4億3,794万6,000円としようとするものでございます。

次に支出、第1款下水道事業費用、既決予定額4億3,732万1,000円に補正予定額62万5,000円を追加し、計4億3,794万6,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費、既決予定額2,714万円に補正予定額34万5,000円を追加し、計2,748万5,000円に改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額4億5,446万3,000円を4億5,508万8,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にて説明いたします。議案参考資料97ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、98ページ、99ページは実施計画でございます。

次に、100ページの説明書をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款2項の営業外収益では、一般会計補助金を62万5,000円増額しております。

次に、101ページをご覧ください。

支出でございます。1款1項3目の総経費として62万5,000円の増額となっております。こちらは、子どもの出生に伴う手当のほか給料、手当、法定福利費など再計算を行った結果によるものでございます。

以下、102ページ、103ページが予定キャッシュ・フロー計算書、104ページから107ページまでが給

料明細書、108ページから110ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第58号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時散会

令和 8 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

6 月 1 8 日 (木)

令和 8 年第 2 回 榛東村議会定例会会議録第 3 号

令和 8 年 6 月 1 8 日（木曜日）

議事日程 第 3 号

令和 8 年 6 月 1 8 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議案第 5 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 6 0 号 固定資産評価員の選任について
 - 日程第 3 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
 - 日程第 4 議案第 5 1 号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 5 2 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 5 3 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 7 議案第 5 4 号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
 - 日程第 9 議案第 5 5 号 令和 8 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 8 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 3 報告第 2 号 令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 1 4 報告第 3 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第 1 5 報告第 4 号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）
 - 日程第 1 6 報告第 5 号 法人の経営状況について
 - 日程第 1 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 1 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 1 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 0 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 1 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	富 澤 光 彦 君
住民生活課長	関 口 健 一 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	岡 部 貴 一 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	狩 野 宏 記 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	綿 貫 充 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	早 川 弘 行	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第2回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

日程に入る前に、碓井健康保険課長から発言の申出がありましたので、それを許可いたします。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 6月10日の承認第2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）におきまして、基礎課税額に係る課税限度額の引上げによる税額の説明が不十分でございました。

徴収する金額の答弁におきまして、全員が上がるのではないと追加させていただきます。上限額に達していた世帯につきましては1万円引き上げ、67万円となりますが、大多数の該当しない世帯は、課税限度額引上げに伴う税額の増額はございません。よろしくお願いいたします。



◎日程第1 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 固定資産評価審査委員会委員の選任について説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するものでございます。

現委員である村上秀信氏の任期が本年6月30日で満了となるため、本年7月1日から3年間の任期となる委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員としましては、引き続き村上秀信氏を選任いたします。

村上氏は、司法書士、行政書士及び1級建築士の資格を有する方であります。広い見識を有する方で、同資格を生かし、引き続き委員の職責を全うしていただけるものと考えており、村上氏の委員選任について議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第59号は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第59号につきましては、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第60号 固定資産評価員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第60号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員を新たに選任するものでございます。

この件につきまして、固定資産評価員であります前税務会計課長の早川弘行氏が4月1日付で異動しました。皆様に配付してあります議案にありますように、後任として税務会計課長であります富澤光彦氏を固定資産評価員に選任したいと考えておりますので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

皆様のご理解、ご協力をお願いし、選任の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第60号は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第60号につきましては、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第60号 固定資産評価員の選任についてを原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

◎日程第3 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託いたしました議案のうち、日程第4から日程第7までの議案の審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第51号から議案第54号までのうち、6月10日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

6月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、掲示の方法について質疑があり、今までどおり掲示場に掲示するほか、村ホームページでも閲覧できるようにするとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、周知について質疑がありました。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年6月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第51号から議案第54号までのうち、6月10日の本

会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

6月15日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、マイナンバーカードの普及率について質疑があり、令和8年3月末現在、94.8%であると答弁がありました。

次に、県外において現物給付となる医療機関についての質疑があり、現在、県が取りまとめを行っているところであるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、現地調査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年6月18日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。

◎日程第4 議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第51号 榛東村行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 5 議案第 5 2 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第 5、議案第 52 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 52 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 6 議案第 5 3 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第 6、議案第 53 号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第53号 榛東村教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第54号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 反対討論でなく賛成討論をお願いしたいんですけれども、今なしと言われたので、賛成討論お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩。

午前9時46分休憩

午前9時49分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

反対討論なしで賛成討論を許可いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案第53号が可決前だったということもありまして、この長岡集会所とか堀之内とか屋外受信装置というところの名称が長岡集会所で決定したんですけれども、今回の議案は小林沢屋外受信装置3号、議案参考資料の48ページを見ていただきますと、先ほど議案第53号が可決されまして、長岡の集会所が小林沢、長岡1404番地1にただいま決定しました。

それを持ちまして、本来であると、ここの設置場所が長岡集会所と変わるという議案でしたら賛成

するところだったんですけども、委員会では賛成するか分からないので、私は賛成も反対もしませんでしたが、しかしながら今、長岡集会所になったということですので、今後はいろいろ事務方のほうでお考えたということですので、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例、この議案第54号について賛成の立場で討論いたしますが、今後は設置場所については、防災という観点でランドマークがきちんと明記されるということを期待いたしまして、議案第54号を賛成いたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに反対討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第54号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時51分休憩

午前9時53分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◎日程第8 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託しました議案のうち、日程第9から日程第12までの議案の審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第55号から議案第58号までのうち、6月10日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

6月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関

係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入において、旧南幼稚園に係る土地建物貸付収入について質疑がありました。歳出におきましては、教育集会所費で計上された旧児童館の修繕について質疑があり、エアコンの修繕やトイレの改修を計画しているとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 令和8年度榛東村水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年6月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第55号から議案第58号までのうち、6月10日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

6月15日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年6月18日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。

◎日程第9 議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第55号 令和8年度榛東村一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第56号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第57号 令和8年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第58号 令和8年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 13 報告第 2 号 令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、報告第 2 号 令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告の内容の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 報告第 2 号 令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを説明させていただきます。

議案書につきましては33ページ、議案参考資料につきましては111ページをご覧ください。

昨年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づき報告させてもらうものでございます。

議案書の34ページをご覧ください。

令和 7 年度榛東村繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げをさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、防災行政無線費、金額783万2,000円、翌年度繰越額780万6,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、住まいの防犯対策補助事業、金額508万4,000円、翌年度繰越額484万4,000円。2 款総務費、1 項総務管理費、経済活性化対策事業、金額 1 億5,514万2,000円、翌年度繰越額 1 億5,116万9,000円。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳一般経費、金額 99万円、翌年度繰越額99万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、老人福祉一般経費、金額446万6,000円、翌年度繰越額446万6,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、ふれあい館管理運営費、金額540万円、翌年度繰越額540万円。3 款民生費、2 項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当、金額1,462万2,000円、翌年度繰越額471万5,000円。

4 款衛生費、3 項上水道費、上水道事業会計費、金額810万円、翌年度繰越額810万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、相馬原用水費、金額792万円、翌年度繰越額792万円。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）、金額400万円、翌年度繰越額400万円。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、橋りょう維持費、金額2,000万円、翌年度繰越額2,000万円。8 款土木費、5 項都市計画費、ふるさと公園費、金額101万2,000円、翌年度繰越額101万2,000円。

9 款消防費、1 項消防費、災害対策費、金額104万円、翌年度繰越額104万円。

10 款教育費、1 項教育総務費、学力向上推進費、金額98万6,000円、翌年度繰越額98万6,000円。10 款教育費、1 項教育総務費、複合施設整備事業、金額1,700万円、翌年度繰越額1,610万8,000円。

合計といたしまして、金額2億5,359万4,000円、翌年度繰越額2億3,855万6,000円、財源内訳といたしましては、収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源、国庫支出金で1億6,846万6,000円、県支出金792万円、村債2,640万円、一般財源3,577万円でございます。

以上、報告を終了させていただきます。慎重審議の上、お認めくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 報告の内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番宮崎議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 4番宮崎です。

私がちょっと分からないなというところがあるんですけども、教育費のところで学力向上推進費がありますよね。これはどういう意味合いでこういう名称になったんだかちょっと教えてもらえればと思うんですけども。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

綿貫学校教育課長。

〔学校教育課長 綿貫 充君発言〕

○学校教育課長（綿貫 充君） お答えいたします。

学力向上推進費ですが、本村の中で榛東村デジタルパークというのを開催しておりまして、柳岡議員の答弁の中にも入れさせていただいたんですけども、年間26回、スクラッチとか3Dランとかという、そういったことに係る事業の中で使わせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま令和7年度の繰越計算書を読み上げていただいたんですが、令和7年度で使った額と繰り越す理由をそれぞれお願いします。

以上、2問。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員のほうからご質問あったほうに、先に、こちら理由というところで先に回答させていただきたいと思います。

こちら、今回、事業で繰越しさせていただいておる事業につきましては、不可抗力的な事由等により工期が延びているものもございます。財源についてということは、予算執行計画に基づき、適切に確保している、そういった状況でございます。

また、それぞれの事業で今回繰越しをさせていただいておりますが、令和7年度中に執行した事業、こちらの34ページの金額欄、先ほど読み上げさせていただきました、こちらで左側の金額が予算額に對しまして、翌年度繰越額、こちらが令和8年度に引き続き繰越しをさせていただいているということでございますので、こちらの差額の金額が令和7年度に執行させていただいている予算でございます。

また、今回、繰越しをさせていただいている事務、事業につきましては、令和8年第1回榛東村議会定例会等におきまして繰越しの承認等をいただいている、そういった中での事業でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） それでは回答させていただきます。

議案書の34ページをご覧ください。

事業名でございます。

防災行政無線費、こちらにつきましては、令和7年度中にJアラート（全国瞬時警報システム）の新型受信機とともに整備する自動起動機等につきまして、製造メーカーのほうからの納期等が遅くなるというところを受けまして、繰越しをさせていただいております。

続きまして、住まいの防犯対策補助事業につきましては、こちら物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して補助金を交付するということでございまして、当初から国のスケジュール等から

繰越しを要したものでございます。

また、経済活性化対策事業、こちらもお買物券ということで、先ほど述べさせていただいた理由と同様になります。

続きまして、戸籍住民基本台帳一般経費につきましては、こちらは国の補助金の交付等申請事務の都合によります。こちらによりまして、繰越しをさせていただいております。

続きまして、老人福祉一般経費でございます。こちらにつきましては、国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を財源といたしまして、同じく令和8年度中に福祉避難所の備品、こちらにつきまして、整備するためということで予算を繰越しをさせていただいております。また、予算の中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国の同じく事業でございます、こちらの事業を実施するために繰越しをさせていただいているものでございます。

続きまして、ふれあい館管理運営費でございます。こちらにつきましても、先ほど述べさせていただいております国の制度等によるものでございます。

続きまして、物価高対応子育て応援手当、こちらにつきましても国の施策によるもので、令和7年度から実施しておりまして、また繰越しで令和8年度中の支払対象者に対応するためでございます。

続きまして、上水道事業会計費でございます。こちらにつきましては、一般会計支出債に該当する工事の一部が令和8年度に繰越しとなったため、こちら繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、相馬原用水費でございます。こちらにつきましては、調査対象でありますため池劣化状況調査業務ということで、こちら国の補助金がつくということでございまして、繰越しをさせていただきまして令和8年度に実施する、そういった事業でございます。失礼しました。こちらにつきましては、先ほど県の補助ということで申し上げましたが、全額国庫補助金ということで国から県へ来て、県から村へ入ってくるという予定で財源は確保されているものでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業（道路橋りょう）になります。こちらにつきましては、道路改良事業の実施に伴いまして、支障となる配電設備、電柱等の移設等につきまして、不測の期間を要すというところでございましたので、今回、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、橋りょう維持費でございます。こちらにつきましても、工事等の事業でつきまして、年度内に工事完了が間に合わないためということで繰越しのほうをさせていただいております。

また、ふるさと公園費につきましては、バッテリーカー購入事業費等につきまして、事業の実施に関しまして、所要の日数を要するため繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、防災対策費でございます。こちらにつきましても、国の交付決定が3月下旬というところございまして、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）、こちらを活用して整備するため、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、学力向上推進費、先ほど学校教育課長が回答させていただきました、そちらの事業を特定財源といたしまして、地域未来交付金が充当されております。群馬県が継続して実施している事

業での連携することでの交付金でございます、こちらにつきましても、繰越しのほうをさせていただいてございます。

最後でございます。複合施設整備事業です。こちらにつきましては、しんとぴあと給食センターの間の館の村道につきまして、外構工事の進捗に応じて工事を進めていたものでございまして、こちら県道等の進捗等の絡みもございまして、令和8年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 様々な理由があるということで、一概にはご議論できないなと思った次第です。

その中で、3月の会議録出ていないのでうろ覚えなんです、たしか観光費で7款1項で58万円というのが3月で繰り越されたような気が、承認されたような気がするんですが、それが今、7款1項載っていない理由と載らない法的根拠をお願いします。

以上、2問。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問に回答させていただきます。

第1回議会定例会におきましては、お認めいただくようという事でお願いを申し上げました。実際、こちら年度内に完了して、令和8年度へ繰り越さず事業完了ということで、今回の繰越計算書のほうには議案として提出されてございません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 法的根拠につきましては、議案書33ページにございます、こちら繰り越すものにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するとなっておりますので、事業が完了したということでございますので、報告はさせていただいておりません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうしますと、3月の会議録見ないんで分からないんですけども、船が入ってこない、中東情勢で。船が入ってきたという認識で別のものを買ったとか、そういう目的以

外で使用したとかということじゃないということでしょうか。そこら辺きちっと詳細を説明してください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） ご質問に回答させていただきます。

提案時の説明につきましては、委託しましたぬいぐるみの製造につきまして、世界情勢の悪化等を受けまして、製造元から回送が間に合わないおそれがあるということでご説明させていただき、お認めいただいたところでございます。今回、先ほど質問があったように、村で当初想定していたものが納品されたということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみとさせていただきます。

ここで暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第14 報告第3号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、報告第3号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告の内容の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 報告第3号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について説明申し上げます。

議案書35ページ、議案参考資料は112ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計予算のうち、建設改良費に要する経費7,169万円を令和8年度に繰越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書36ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、上段、事業名、令和7年度榛東村上水道事業 南新井前橋線バイパス整備事業に伴う配水管布設替工事第2工区、予算計上額745万8,000円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額745万8,000円、財源内訳は負担金362万4,588円、企業債380万円、損益勘定留保資金3万3,412円となっております。また、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額はゼロ円でございます。

説明につきましては、県道工事の進捗状況により当該工事に係る配水管布設替工事の工期延長の必要が生じたため、予算額を繰り越すこととしたものでございます。なお、工期は令和8年5月15日までで既に工事は完成しております。

次に、中段、事業名、令和7年度榛東村上水道事業 南新井前橋線バイパス整備事業に伴う配水管布設替工事第3工区、予算計上額1,196万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額1,196万円、財源内訳は負担金509万4,960円、企業債680万円、損益勘定留保資金6万5,040円となっております。また、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額はゼロ円でございます。

説明につきましては、第2工区と同様でございます。なお、工期は令和8年5月29日までとなっておりますが、県と協議をした結果、令和9年3月17日まで延長となっております。

次に、下段、事業名、令和7年度榛東村上水道事業 県道水沢足門線配水管布設替工事、予算計上額5,227万2,000円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額5,227万2,000円、財源内訳は企業債5,220万円、損益勘定留保資金7万2,000円となっております。また、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額はゼロ円でございます。

説明につきましては、当該工事の上流側、路線の交通規制状況を鑑み、工事発注時期を考慮したため、予算額を繰り越すこととしたものでございます。なお、工期は令和8年7月31日までとなっております。

合計といたしましては、予算計上額7,169万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額7,169万円、財源内訳は負担金871万9,548円、企業債6,280万円、損益勘定留保資金17万452円となっております。また、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額はゼロ円でございます。

以上のとおりご報告とさせていただきます。慎重審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番宮崎議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 私がよくこのところが分からないんですけども、教えていただきたいんですけども、さっきの財源内容の中で損益勘定留保資金というのがあるじゃないですか。これはど

いう意味合いなんだがちょっと教えていただけるとありがたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 手持ちで資料がございませんので、後日回答いたします。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） それで結構です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 詳細説明ありがとうございました。

実質的にこの3本の水道の工事が繰り越されたと。備考欄の説明で、5月15日とか令和9年まで延びたとかあるわけですが、1番目はもう完了したということですね。そして、3番目は7月31日で完了するだろうと。そうすると、1番目はもう撤去されて、村民が見に行ったときにきれいになっているという状況でよろしいですかということが1点。

もう1点は、南新井前橋線も水沢足門線も同じ県道かと思うんですけども、上の2つの事業名に県道が入ってなかったでしたね。今気づいたんですけども、理由があったらその2点をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 1点目についてお答えいたします。

上段の2工区について、工期が5月15日までということでお答えしました。既に完成していると。村民の皆様が見てどうかということでございますが、既に管は伏せられておりますので、支払手続も済んでおります。

また、2点目でございますが、南新井前橋線バイパスというのは、議員の皆様ご存じのとおり、役場庁舎の左手の新しい県道でございます。群馬県道水沢足門線というのは、右手の山子田南野の信号機から前橋に向かって、また、そちらの西側を通過して役場西の信号から桃泉のほうに抜ける道でござ

います。ただ、既存と新設の県道でございまして、名称が違っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 繰越しの見込みがついたということで、今後、中東情勢と物価高等で変更の可能性というのは今のところないという認識なのか、それはまだ見込みでしかないのかということと、あとは令和8年度に大きな管路工事していますけれども、それとかぶるところはないという認識でよろしいでしょうか。

以上、2点。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 1点目についてお答えいたします。

工期については下段ですか。中段につきましては、既に県と調整しており、工期を延長いたします。下段の水沢足門線につきましては、7月31日まで努力してまいります。ただし、今、中島議員が言ったように、材料とか本当に入ってくるのが難しい状況でございます。そのことを鑑みながら、今後とも注視して工期延長がある可能性がございます。

もう一つお答えいたします。

令和8年度の事業とかぶるかということでございますが、上野幹線がかぶる場所がございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみとさせていただきます。

◎日程第15 報告第4号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、報告第4号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、報告第4号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償について） ご報告申し上げます。

議案書は37ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

提出日は、令和8年6月9日提出。

処分件名、グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償。

処分年月日、令和8年4月3日でございます。

議案書38ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

処分書中段でございますが、事故発生日は、令和8年1月5日でございます。事故発生場所は、北群馬郡榛東村大字新井3514番地5地先。事故の当事者につきましては、記載のとおりでございます。

議案参考資料113ページをご覧ください。

事故の概要でございます。令和8年1月5日午後0時0分頃、村道桃泉5号線を車で走行中、対向車をよけるため路肩に寄り、側溝に設置されているグレーチングに車両が乗った際、グレーチングの跳ね上がりにより事故が発生したものでございます。

損害賠償の概要につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

なお、予算措置でございますが、こちらにつきましては、本村の対物損害賠償金、自動車損害賠償保障法に準じ、村が加入している保険会社から相手方に全額が直接支弁されておるものでございます。

議案書38ページにお戻りください。

最下段でございますが、6、損害賠償の額、方法等でございます。損害額については記載のとおりでございます。イ、紛争を将来に残さないため、和解契約を締結してございます。

以上で、報告第4号の説明報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今、山口課長のほうからいろいろ話があって、それはそのとおりでいいと思うんですけども、この適用なんですけれども、私が調べた損害賠償については、被害者としての権利があるので、誰でも請求できますよというのが答えとしてあったんですけども、もちろん村が加入しているわけですから、村が加入した保険の代金については、もちろん村のお金から出ているというのが認識できるし、また、一番私が聞きたいのはどこまで適用するか。子どもまで、村民全部、観光に来た人も、そういうことが起きたときに全ての人に適用できる損害賠償なのかどうかというのをまず1点聞きたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回の事故でございますけれども、道路管理者が管理している道路におきまして、原因が道路に付随する施設に基づくものということで保険の対象となっております。民民の事故等が道路で発生した場合等は補償の対象とはなりませんので、あくまでも道路管理者側に非がある場合の対応ということになります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） その条件として、私が調べた上では、あくまでも被害を受けた人間がその現場の写真だとか、もちろん警察を入れてきちんとした話合いをしなければというのがあったんですけども、それはそれで間違いないですか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） まず、道路管理者にご一報いただいてというところでございますが、当然道路上での事故ということでございますので、警察等に現場立会い等をお願いしたりということもございます。その中で状況を確認させていただき、事故現場の写真、また事故に遭われた物損であれば車両等の確認、写真等を準備させていただき、その原因を確認した上での対応ということで手続を進めさせていただく流れとなります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） それで結構です。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今回はよけたときにグレーチングが跳ね上がりという事故となっておりますけれども、こちらがどの場所でも起こり得るのか、それとも不具合等があつてその箇所だけそういった事故が起こり得る状況であつたのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回の事故の場所につきましては、側溝の継ぎ目の部分がずれており、そこに設置されていたグレーチングの台がシーソーのように支点になりまして跳ね上がったといったものになります。基本的には側溝等の蓋については、接続の側溝の目地と目地の間は接合されないよ

うな形になっていますが、そこについては、ずれこんだところにずれてはまっていたため、発生したものでございます。

村内いろいろなところに側溝布設されておりますので、一概に全てが起こりませんということは申し上げられませんが、事故等が発生した際には現場等を確認させていただき、しかるべき対処等を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） どのような状況だったかというのは理解できたんですけども、時々、県道等でずれがあるかなというところを見受けたりするんですけども、そういったものでLINEのほうで通報が来ているとかそういったものがあるのかというのと、あとは、そういったところを村内くまなくというわけにはいかないと思いますけれども、ふだん注意して巡回はしたりはしているんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ご質問にありましたLINE通報等に基づきます道路上の不具合等につきましては、連絡をいただいた際に現場のほうを確認させていただき、対応をしているところでございます。また、住民の方、職員の方からご連絡をいただいた際には、適宜対応するような形を取らせていただいているとともに、建設課の職員、村内のほうに出向いた際には、村道等の不具合または側溝のずれ等があるかどうか、目視で通過する際のものになりますが、確認をしたりということで対応させていただいております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今回はどこでも起こり得るケースではなかったかもしれないんですけども、側溝に寄るときには減速をすとか、あとはそういったところがずれがあったらLINE通報に報告をしてほしいとか、そういった周知をする考えはございますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回、発生しました事故につきましては、事故車両がちょっと乗用車とは違う大型の車両であったというところもありまして、バランスの問題もあったかと思われませんが、不具合等の生ずる場所につきましてはご連絡いただいたりとか、職員が目視した場合には対応を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま議案書の38ページに議案の内容と書かれているのがグレーチングの設置不良と書かれているんですけども、設置した業者の特定とか、そういった業者に今後はこうにならないようにという指導含めて、今発注している道路関係、水道関係のグレーチングを造るところに新たな注意喚起というのをしているかどうかという、以上2点をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回発生した場所につきましては、側溝の状態またグレーチングの状態等につきましては、かなり経年劣化のあったものでございますので、製造元もしくは工事受注者の瑕疵等に基づくものではございませんので、その部分については、対応は村のほうで補修等を考えております。

また、新たに整備される道路等につきましては、道路整備工事終了した際には、完成検査等をお願いして検査を実施しておりますが、その際には仮検査ということで、発注担当課であります建設課でも確認をし、特に側溝、グレーチング等で音、そういったものがあつたりしたときには何かかんでいるのかどうか、ずれたりしているのかどうかといったところも業者に再確認をしていただいたりということで、引き受けをする際、完了の際には、そういったところにも配慮した上で対応させていただいているところであります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今のお話を聞きますと、設置不良といいましょうか、管理不良という状態かなと思うんですけども、今の回答で今後は管理を徹底していくというようなお話がございました。保険に入っているから損害賠償金を払えばそれでいいかという、やっぱり故障した会社とすると非常に精神的な苦痛もあるでしょうし、そういったものまで保険では適用できません。

そして、今、大きい車だというお話がありましたけれども、こういう状態で保険が出るということは、村民の皆様全体にはご報告、周知、回覧しているか。なぜそんなことを言うかということ、同じような状況の事故で経験している方は、知っている方と知らない方では、全然その対応が変わってきてしまうんですね。そういうことを含めると、先ほど警察に言うのが一番だとかとありましたけれども、そこら辺の保険を払えばいいということではなくて、やっぱりそこら辺の部分の周知、当たり前のようですけれども、そういう周知はしていましたかということをお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 車両等を運転する方におかれましては、当然事故等が発生した際には、事故の報告等をする義務等があるかと思われます。こちらにつきまして、道路上であるから道路管理者が全て引き受けるというものでもございませんので、状況によってだと考えております。なお、道路管理者の管理する道路において発生する事故につきまして、利用される方、全ての方に保険対象になりますよ、こういうものがありますよといった周知の形は取ってございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） こういった専決処分のご報告を会議録で載って、インターネットで公開された場合、同様の事故があったという場合には、どのような対応をしたらよいかということが1点。

あともう1点、グレーチングではないんですけれども、このような事故が、例えば、しんとびあ周辺でもあるんですけれども、さっき保険の関係と専決処分の関係で、こういうものがあつたときにどういう対応をしたらいいかという、今後、これを見てそういう事故があつたという人がいた場合にはどうなるのかということ、事案をよく見てからになると思いますけれども、これと全く同様の事案があつた場合には、時効の問題とかどんな対応をするのかということをおっしゃって教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 事故の証明等、まず事故の当事者、被害に遭われた方、ここは村道の中であれば道路管理者であります建設課、村にご連絡をいただいてということがございます。日数等がたってしまうと状況も分かりませんので、そういったときには、発生から速やかにご連絡をいただいで確認をと。また、道路上での事故ということでございますので、内容によっては車両等の対応として、警察の確認等も必要になるケースもあるかと思えます。村と相対等というだけでなく、第三者の目というところもございます。

また、道路では、先ほど引き合いに出されましたけれども、しんとびあ周辺ということもございましたが、そういったところでの事故があつた際にも同様にご連絡をいただいで、現場のほうを確認をさせていただいた上の対応ということになると思われます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみとさせていただきます。

◎日程第 16 報告第 5 号 法人の経営状況について

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、報告第 5 号 法人の経営状況についてを議題といたします。

報告の内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、報告第 5 号 法人の経営状況についてご説明申し上げます。

議案書39ページをお願いいたします。

地方自治法第243条の 3、第 2 項の規定により、次の法人の経営状況を説明する書類を提出する。

提出日は、令和 8 年 6 月 9 日でございます。

榛東村土地開発公社。

議案書42ページをお願いいたします。

令和 7 年度榛東村土地開発公社の決算書の内容でございます。

42ページ、上段、決算書、令和 7 年度榛東村土地開発公社決算報告書。

（1）収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1 款事業収益はございませんでした。

2 款事業外収益は 1 万1,883円でございます。内訳でございますが、第 1 項受取利息、こちらが 1 万1,883円でございます。

次に、支出でございます。

事業収益、第 1 款事業原価はございません。

第 2 款販売及び一般管理、こちらの支出もございませんでした。

43ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出につきましては、決算のとおり、収入、支出ございませんでした。

決算書44ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

下段、4、事業外収益でございます。

（1）受取利息 1 万1,883円でございます。経常利益につきましては 1 万1,883円、当期の利益も同額 1 万1,883円でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1 の流動資産合計は、1,463万1,518円でございます。

負債の部については、負債合計はゼロ円でございます。

資本の部、資本合計、負債・資本合計は1,463万1,518円でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

令和7年度財産目録でございます。

上の表、資産でございますが、1の(1)現金及び預金のうち、普通預金は13万1,518円、定期預金が1,450万円、流動資産合計は1,463万1,518円でございます。なお、負債はございません。

次に、47ページをご覧ください。

事業報告でございますが、中ほど、監査の実施状況でございます。令和7年度決算監査を令和8年4月28日に実施いたしました。

続きまして、少しページ飛びまして、52ページをご覧ください。

令和8年度榛東村土地開発公社予算書でございます。

予算書、第2条、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、2款事業外収益に1万1,000円を計上してございます。

次に、支出の第2款販売費及び一般管理費にも同額1万1,000円を計上してございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

続きまして、54ページ、こちらは令和8年度榛東村土地開発公社の資金計画となっております。

55ページをお願いいたします。

令和8年度榛東村土地開発公社実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、2款の事業外収益、こちらにつきましては、受取利息1万1,000円を計上してございます。

下段、支出でございますが、2款1項販売費及び一般管理費、2目におきまして経費1万1,000円の支出を予定しており、支出合計額も1万1,000円でございます。

続きまして、56ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては、用地取得等に係る経費を予定するものでございますが、令和8年度については予定はございません。

57ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

計算書中ほど、3の販売費及び一般管理費、こちらにつきましては1万1,000円を計上してございます。

一番下段、当期の利益でございますが、こちらにつきましては、当期の利益はゼロ円と計上してございます。

次に、58ページをご覧ください。

予定貸借対照表でございます。

資本の部、資産合計は1,463万1,518円。負債の部はございません。

資本の部、資本合計1,463万1,518円。

よって、負債資本合計額、同額1,463万1,518円でございます。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告の内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 53ページ、令和8年度榛東村土地開発公社事業計画でございます。会議等は書面で会議を行ったという経過も記載があるんですけども、榛東村は他市町村と比べ、特にずっと何年も動きがないわけですけども、毎年の事業計画の引き続き調査研究というところで行ってきているのか、令和7年度についてどのように行ったのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 令和7年度におきましては、本村では土地開発公社がございますが、ほかの自治体においては、開発公社のない自治体もございます。今後、榛東村において開発公社が必要、継続的なものになるかどうか、そういったところも含めまして他の自治体、公社のあるところないところ等を調べさせていただいております。

また、令和8年度以降につきましても、そういったところの動きであるとか、そういった変化等については調査をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 榛東村では、土地開発公社について設置してあるものの動きがない、使われないという理由については、どのような原因があるかというのは調査しておりますか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 本村におきまして、土地開発公社が利用された際のものにつきましては、過去に白子のり、今は工場がございますが、こちらのほうの土地につきまして、群馬県の企業局で整備をされた土地を開発公社を通して購入し、その後、企業誘致という形で白子の工場誘致に至っております。

その後につきましては、公社を通して土地の買収等を行うといった計画がございませんので、その

まま事業としては実施されていないというところであります。

今後につきましても、大型の土地の取得等が計画されるかどうかというのは、今現在、不透明でございますけれども、その際の購入に対応するためのものと認識しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） この法人の経営状況について説明をいただきました。

ついている資料というのは、令和7年度の決算書と令和8年度の予算書がついているわけでございますけれども、令和7年度は具体的に見ますと、議案書の48ページ、役員名簿ということで、令和7年度中にこういう変更があったというのが書かれているわけでございますけれども、令和8年度についても、既に4月1日から新しい役員が就任していると認識しているんですけども、そこが記載されていない理由は何なのかということをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 実績報告ということで報告をさせていただいているため、令和7年度の役員を名簿として記載をさせていただいております。なお、令和8年度の予算書等につきましては、役員名簿等は添付をしてございません。役員の選定につきましては、令和7年度中の議員さんによって決算ご審議いただいといたところがございます。

また、役員名簿につきましては、48ページご覧いただいて、（4）の役員名簿等添付させていただいておりますが、こちらの中、摘要欄、関係課長が就任をされておりますけれども、その後、異動等がございました場合には、次の決算の際に、異動の状況について記載をさせていただくという流れでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） そうしますと、議案書の53ページ、令和8年度の事業計画、これを実施する役員というのはどなたになるのかということと、令和8年度において榛東村土地開発公社は、設立団体である榛東村の要請等があり次第、速やかに対応できる体制を維持するものということなんですが、この土地開発公社というのは役員名簿がありませんけれども、役員だけで体制を維持するのか、それとも実際、土地の獲得という要請があった場合には、係る職員というのはどういう方が当たるのか、職責、人数を言っていただくとありがたいんですけども。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 榛東村土地開発公社、こちらにつきましては、事務局を担当しております建設課が所管をしている事務でございます。このため、大規模な土地取得等がございました場合には、照会等も含めて建設課の窓口にまいっていると思っております。

また、土地の取得については、建設課以外の事業でも多々取得等はございますので、その際には、関係各所の担当者と調整をさせていただき、整理したものについて執行をするというところでございます。当然、開発公社での土地の購入等に係るものに関しましては、先ほど、お話をさせていただいておりますが、役員名簿にある役員に図った上での対応となるかと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） そうなりますと、役員はここに名前が令和7年であるということですが、体制を維持し、すぐにできる状態にあるということが土地開発公社を設置している理由だろうと思うんですけども、土地開発公社の担当の係というような事務分掌はあるんでしょうか。あるとしたら何名とか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 担当職員、所管課は先ほどお話しさせていただいた建設課でございます。建設課の職員が事務として、開発公社の事務を一部担っております。事務職員については、役員とは異なりますので役員名簿にはございません。また、事案等について1人の職員でできるのか、複数の職員が必要になるか、事案に応じて、そこは建設課の所管される課の長であります建設課長によって判断をさせていただき、調整を図りたいと考えております。

また、執行状況等経過においては、役員にお諮りをさせていただき、進められるという考えでおります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみといたします。

◎日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 18 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 2 0 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第20、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第20、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思います。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、配付しました申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 2 1 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第21、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

8 番波多野佐和子議員。

〔8 番 波多野佐和子君登壇〕

○8 番（波多野佐和子君） 令和 8 年 5 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行います。

令和 8 年 5 月 29 日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和 8 年 5 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。議案第 8 号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結について、議案第 9 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意についての 2 議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

令和 8 年 6 月 18 日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告が終了しました。

本件につきましては、報告のみとさせていただきます。



◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 新 井 佐 智 子

榛東村議会議員 柳 岡 利 精